

平成25年第377回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
議員派遣報告	6
会期外付託案件調査報告	6
町政報告	9
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案の上程、説明(議案第69号～議案第80号)	24
散会の宣告	27

第 2 号 (12月9日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
職務のため出席した者の職氏名	30
開議の宣告	31
一般質問	31
青山英樹君	31
薄葉好弘君	44
鈴木隆司君	55
佐藤幸市君	65

藤井精七君	70
会議時間の延長	74
吉田伸君	75
散会の宣告	83

第 3 号 (12月10日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
一般質問	87
安井敬博君	87
総括質疑	98
議案・陳情の付託	101
散会の宣告	101

第 4 号 (12月16日)

議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	104
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	104
職務のため出席した者の職氏名	104
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第69号、議案第70号、陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
議案第71号～議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決	107
陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	108
議案第75号～議案第80号の委員長報告、質疑、討論、採決	109
議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
日程の追加	116
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	117

諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
閉会中の継続調査の申し出について	120
議員の派遣について	120
閉会の宣告	121
署名議員	123

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 (金曜日)

(第 1 号)

平成25年第377回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年12月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算(第4号))
日程第 6 議案の上程
議案第69号・第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・
第77号・第78号・第79号・第80号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画経営課長	藤 田 忠 晴 君	総 務 課 長	水 戸 邦 夫 君
税 務 課 長	佐 久 間 一 幸 君	町民生活課長	会 田 光 一 君
保健福祉課長	阿 部 正 人 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	圓 谷 誠 君
都市建設課長	藤 田 豊 君	上下水道課長	円 谷 清 茂 君
教育次長兼 学校教育課長	陳 野 秀 敏 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	井 戸 沼 寿 量 君
生涯学習課長 兼中央公民館 館 長	近 藤 尚 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須 藤 源 太	主任主査兼 次 長	松 谷 誠
--------	---------	--------------	-------

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第377回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 加藤 宏 樹 君

3番 薄 葉 好 弘 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

第377回矢吹町議会定例会が、本日12月6日に招集になりましたので、それに先立ちまして、12月4日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日12月6日から12月16日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は13件であります。そのうち承認1件は全体審議とし、条例改正等の議案5件、陳情2件はそれぞれの所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたしました。

また、7件の補正予算案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置するとともに、委員を構成して審議をすることにいたしました。

なお、各委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりでありますが、第1日目の本日は、承認1件は全体審議として採決いたし、日程第6で議案第69号から第80号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の12月7日、第3日目の8日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の12月9日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の12月10日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、陳情、議案の付託をいたします。午後1時から各常任委員会を開催いたします。

第6日目の12月11日水曜日は、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の12月12日木曜日は、前日に引き続き、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の12月13日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の12月14日、第10日目の15日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の12月16日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行った後、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時から、割烹温泉観音湯において、町管理職との懇親会を開催いたしますので、ご参加をお願いいたしまして、報告といたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日12月6日から12月16日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月6日から12月16日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

議員の派遣報告書、本定例会の議案書、例月出納検査結果等報告書、陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの9月13日開会の定例会において決議されました、T P P交渉に関する意見書、森林吸収源対策及び地球温暖化に関する地方の財源のための意見書、道州制導入に反対する意見書については、平成25年9月25日付で内閣総理大臣安倍晋三殿ほか、依頼のあった関係者等に送付いたしましたので、報告いたします。

◎監査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、例月出納検査結果及び平成25年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び平成25年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成25年度8月分を9月26日に、平成25年度9月分を10月22日に、平成25年度10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成25年7月1日から9月30日までの第2・四半期分を10月23日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成25年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の期間ですが、平成25年11月8日、11日、12日、13日、14日、15日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、証拠書類等を照合、審査した結果、事務処理、事業の執行はおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項としては、最初に、経費の削減等についてであります。現下の日本経済状況は、政府において経済回復を最重要課題として、国も東日本大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの早期脱却と経済再生に取り組んでおり、大企業だけでなく中小零細企業や地方にもアベノミクス効果の波及により景気動向が好転しており、景気は穏やかに回復しつつあります。

一方で、東日本大震災からの復旧・復興や原発事故収束へ向けた対応、環太平洋経済連携協定交渉への参加といった課題が残されております。

本県経済については、復旧・復興関連需要が高く、厳しい状況の中で持ち直しが見られ、雇用、所得情勢は改善の動きが続いているものの、原材料価格の上昇に伴う収益環境の悪化が懸念されています。こうした背景から、町の財政状況において地方交付税の減額のほか、引き続き復旧・復興関連予算に伴う財政規模が大幅に増加しており、新たな財政負担、増加する社会保障関連予算、公共領域の拡大、老朽化する公共施設の改修や更新など、今後も町を取り巻く厳しい財政状況は続くものと思われまます。

今後も職員1人1人がこれらの現状を十分に認識し、投資的経費の削減もさることながら、経常的経費の削減についてもこれまでどおり節減に努められたい。

なお、全庁的な会計業務においては、財務会計システム及び基幹システムを活用した適正な事務処理の管理

徹底を望みます。

次に、町税等の出納向上についてであります。町税等の徴収については、担当各課においてそれぞれ努力されていることと認めます。

しかしながら、厳しい財政状況の中、収入未済額の解消は、財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して債権回収への迅速な初期対応と滞納整理の計画的な進行計画を実施されるとともに、引き続き町税等の徴収対策に取り組まれます。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。行政サービスの維持向上や、事務の効率化のために導入された公の施設等の指定管理者制度であります。一部の施設で受委託者による定期的に協議がされるなど改善が見られます。今後は、全施設について定期的に連絡調整する機会を設け、定期報告書を詳細に聴取し、売上高や諸経費の妥当性を確認し、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認を行い、指導されることを望みます。また、複数施設を受託する指定管理者への業務遂行、諸経費等への対応については、それぞれ連携し共通の認識のもとに指導されたい。

以上で、例月出納検査結果及び平成25年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、会期外に行われました各委員会の調査報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。

閉会中の所管事務調査結果報告について、第376回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

文教厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

委員会の招集年月日が、平成25年11月26日から27日です。調査場所が、栃木県の壬生町と群馬県のみなかみ町でございます。1番から5番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

6、調査経過。壬生町は、栃木県の県央南部宇都宮市の南隣に位置し、面積61.08平方キロメートルです。栃木県下の町で最大の人口で、人口密度の高い都市型の町となっています。地勢は3つの川が流れ、関東平野の北部に当たるほぼ平坦な地形となっており、土地利用が進んでいます。

壬生町では、子育て支援施策及び総合型地域スポーツクラブについて視察研修を実施しました。

子育て支援施策であります。子育て環境の充実と支援のため、平成24年度の組織機構改革によって、子供施策を一元化した「こども未来課」を新設し、事業展開を積極的に行っています。妊婦さんから子供に関連す

る業務が1つにまとまることで、町民目線でもわかりやすい簡素な組織体制を整備されていました。

最初に、子育て支援センターは、就学前の乳幼児と保護者を対象とした施設であります。年間42回の教室を実施し、延べ2,000人余りの参加者のほか、遊び場や育児相談を含む施設の年間利用者は延べ9,000人となっております。

また、壬生こども発達支援センタードリームキッズ（通所支援事業所）は、平成15年4月より開設された町営の施設であります。施設での事業内容は、児童発達支援と放課後等デイサービスを主とし、必要に応じてOT（作業）・PT（理学）・ST（言語）の専門療育、小児科医の相談を実施しています。そのほか、ゼロ歳から18歳までの児童を対象とした児童館が設置されるなど、充実した子供支援施策が手厚く展開されており、本町においてもより一層の子育て・福祉環境の整備を進め、働きながら子育てする家族が暮らしたいと思えるまちづくりを期待するものです。

次に、総合型地域スポーツクラブ、ゆうがおスポーツクラブであります。あらゆる年代の方が運動やスポーツに親しむことができる環境を整備し、健康の維持、増進を目的として設置されたものです。設立に当たっては、設立準備委員会委員の熱意と、町からの支援（事務所の確保、施設の優先利用、活動資金）や、既存団体との調整など、さまざまな経緯を経て設立されました。また、さまざまなスポーツ事業に取り組んでおりますが、会員数は約600名であるものの、自主運営にはほど遠い会員数であることや、行政からの財政的支援等についても今後減少する傾向などから、設立3年目にもかかわらず、スポーツクラブ運営の見直しを迫られているとのことであります。総合型スポーツクラブは、全国的に見てもクラブの数は急増しているものの、自立に向けた基盤は脆弱であるとされており、課題や問題点として、会員確保、指導者確保、財源確保、学校や体育協会との連携、施設確保が挙げられています。本町においても、地域の活性化、青少年の健全育成、健康寿命の延伸等を目的として、総合型スポーツクラブを設立するための準備が進められているが、つくること自体が目的でなく、行政の支援目的、成果を明確にし、総合型スポーツクラブが継続促進に向けた方策として、柔軟で息の長い支援、サポート体制が必要であると、改めて認識するものです。

次に、みなかみ町では、みなかみ町芸術のまちづくり実行委員会の取り組みについて視察研修を実施しました。

みなかみ町は群馬県の最北端に位置し、平成17年に2町1村が合併して誕生した新しい町です。みなかみ町の名称「みなかみ」は、歌人若山牧水が記した旧3町村共有の「みなかみ紀行」に由来しています。また、上越新幹線や関越自動車道などの高速交通網が整備されており、観光を中心に首都圏からのアクセスに恵まれた立地を生かした先進的事業を積極的に展開しています。

現在、みなかみ町ではみなかみハピネス計画として、スポーツ、健康まちづくりを、それぞれの分野ごとに企業等との協働によりプロジェクトを立ち上げ、民間企業の持つネットワークとノウハウを活用し、さまざまな事業を展開しています。当計画は、6つのプロジェクトから構成されており、主なものとしてスポーツタウンプロジェクトでは株式会社デサント、ビューティー&ヘルスタウンプロジェクトは株式会社ドール、当実行委員会の事業については、文化と芸術のまちプロジェクトの位置づけで実施されています。

みなかみ町芸術のまちづくり実行委員会の取り組みについては、平成18年度にNPO奥利根芸術文化アカデミーが中心となり、東京芸術大学と連携し、同学校卒業生及び修了生により卒業・修了制作作品の寄贈を受け

ています。寄贈作品は164作品であり、町内の公共施設を中心に収蔵作品を常時展示しているとのことです。また、各種事業として、町内外での収蔵作品の展示会や、寄贈者を講師とした各種芸術にかかわるワークショップ、個展、絵画教室等を開催しています。現在では町内外の子供から大人まで楽しめるワークショップを開催しており、地域住民の方が積極的に参加しており、芸術を通じた地域貢献が進められていると実感することができました。

前述の東京芸術大学、株式会社デサント、株式会社ドールは、NPO・地域住民・みなかみ町に縁のある方が中心となって紹介し、提携に至った大学や企業であり、議会も町に対して提案し、行動した結果があらわれているものであると感じ、敬意を表すものであり、住民みずからが地域を考える姿は、本町においても今後目指す道しるべになる取り組みであったと考えられます。

壬生町とみなかみ町について、2日間にわたり先進的に取り組んでいる事例を研修することができ、大変有意義なものでありました。

以上、報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） 次に、産業建設常任委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

まず初めに、議会運営委員会の皆様には、当初議運のところで配付した資料を一部訂正をしておりますので、机の上には一部訂正をした資料をお渡ししております。そのほかの議員の方々につきましては、差しかえをしておりますので、そのまま報告書を読ませていただきます。

産業建設委員会所管事務調査結果報告書。

委員会招集年月日、平成25年11月13日から14日。

調査場所、長野県飯田市役所議会事務局。

3番から6番については、省略をさせていただきます。

7、調査経過。大震災の発生から2年半が経過した今日、町内における道路をはじめ、公共施設等の復旧工事もおおむね竣工が見通せる時期になり、町道整備関係の請願及び陳情書も議会に提出、採択される傾向にある。災害復興に際し、町民の安全と安心はもとより、将来のまちづくりを見据えた視点での新たな整備手法が必要とされている。

さきの9月議会定例会にて当常任委員会の会期外付託調査を実施するに当たり、行政全般において先進自治体であり、特に都市再開発整備事業関連として取り組まれている信号機のない交差点、いわゆるラウンドアバウトモデル導入事業の取り組みをされている長野県飯田市を訪問し、行政視察調査を実施いたしました。

ラウンドアバウトとは、交差点の中央に円形地帯が設けられた円形交差点の一種です。通行車両はこの円形地帯に沿った環状の道路を1方向に通行し、それぞれの道路へ流出します。環状道路を走行する車両に優先権があることが最大の特徴であり、交通の流れは信号機や一時停止などにより中断されません。

イギリスで発展したサークルの規模を小さくした日本版と感じました。

ラウンドアバウトの特性として、①速度抑制効果による安全性。②無信号機による円滑性。③無駄な停止時

間の解消と電力不使用による環境性。④信号機等の設置費等の削減による経済性。⑤災害に強い自立性の5つが挙げられています。

現在、飯田市内には2つのラウンドアバウトがありますが、変形五差路交差点の改良方策及び幾何構造上の解消等の必要性から検討され、再整備されたもので、名古屋大学中村教授が主宰する公益財団国際交通安全学会と協働して、計画立案から実証実験を経て実現したものであります。その間において、長野県公安委員会や国・県の関係機関との調整協議に費やした労力は大変なものがありましたが、道路交通法の一部改正に至るまでには、関係者の熱意と先進性への理解で実現したものであり、全国的にも例のない事案への取り組みは、担当者などの揺るがない熱意の賜物と推察してまいりました。

本町においても、変形交差点の存在及び信号機設置の要望に県公安委員会などの予算や基準から実現できない交差点も多くあり、これらの対応として大いに参考になる事例で、有意義な視察研修でありました。

今回は、産業建設常任委員会の行政視察研修であるにもかかわらず、所管課長の随行及び町担当職員研修の一環として参加した所管課職員も同行したので、今後の執行側の同様な動きには、議会としても積極的な支援と協力を行い、安全で安心なまちづくりの実現をすべきものと痛感いたしました。

また、今回訪問した飯田市については、都市整備にとどまらず、行政全般においても先進的な運営を実現されている自治体であります。これらの資料についての説明は、字数の関係で省略させていただきます。

以上で報告を終わりますが、個々の議員のレポートについては次ページ以降に添付してございますので、ご一読をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

◎町政報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第377回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長を初め、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。お手元に配付いたしました第377回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

初めに、報告書1ページをごらんください。

福島定住等緊急支援交付金事業についてであります。東日本大震災の影響等による福島県の子供たちの運動能力の向上及び人口流出した子育て世帯の定住化を目的として、福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）事業が創設されました。町では、本事業を有効に活用することで、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動能力の向上や子育て世帯の定住化を図るため、1つには、屋内外運動場整備事業の申請をいたしました。

屋内外運動場は、総事業費6億2,088万円の事業計画とし、JR矢吹駅東口の小松地内に新たに整備するものであり、9月11日に復興庁及び文部科学省へ事業計画の申請を行い、11月1日に交付決定額の内示となりま

した。

交付決定を受け、本事業が国の緊急事業であることを鑑み、当該施設の基本設計委託料870万円及び不動産鑑定委託料30万円について、11月5日に専決処分を行い、あわせて、基本設計に係る検討の組織として（仮称）さわやかキッズパーク整備検討委員会を11月18日に設置し、年度内の基本設計完了及び実施設計に入り、住民説明会等を開催しながら、できる限り早期の工事完了を目指し、進めてまいります。

また、もう一つは、交付金事業による遊具の整備を申請いたしております。

遊具の整備については、総事業費5,880万円の事業計画とし、大池、ひまわり、新町の3地区の都市公園、並びに町内4小学校に整備するものであり、復興庁から本年8月に交付決定を受けております。

都市公園については、これまで町内の幼稚園、保育園児に、遊んでみたい遊具についてのアンケートを実施し、その結果を反映した遊具設置を検討しており、平成25年度末の完成を目指し進めてまいります。

また、町内4小学校の遊具については、現在設置してある遊具を新しい遊具に更新するものであり、平成25年度末の完成を目指し進めてまいります。

次に、災害公営住宅整備事業についてであります。東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るため災害公営住宅を整備、供給する事業を進めております。

現在、建設予定戸数や建設予定地を含めた基本計画案の策定に向けて、国の直轄調査と、復興交付金の効果促進事業による基本計画策定業務を進めており、入居対象者を漏れなく把握するため、全壊のほか、大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされた方々に対する入居意向の追加調査を11月に実施しております。

今後は、これら結果による建設予定戸数を基本に基本計画策定作業を進めながら、建設予定地につきましても意向調査の結果と、中心市街地の復興やまちづくり復興の観点から調査検討を行い、関係団体と十分な調整を図りながら進めてまいります。

次に、除染事業についてであります。昨年7月に策定した矢吹町除染実施計画に基づき、本年3月に着手した柿之内地区、本年5月に着手した田内地区の住宅除染について、地区内集会施設の除染を含め、作業が完了いたしました。

柿之内地区で除染対象となった89世帯の除染後の住宅地の平均空間放射線量は、毎時約0.16マイクロシーベルトで、除染事業発注前に行った詳細調査時点の平均空間放射線量0.30マイクロシーベルトと比較し、約46%低減した除染結果となっております。

また、田内地区につきましては、対象となった54世帯の除染後の住宅地の平均空間放射線量は、毎時約0.16マイクロシーベルトで、除染事業発注前に行った詳細調査時点の平均空間放射線量0.33マイクロシーベルトと比較し、約51%低減した除染結果となっております。

これら除染作業に伴い発生した除去土壌等につきましては、柿之内・田内両地区とも除染ガイドラインに基づき仮置き場への搬入、保管作業を行い、安全な状況にあり、現在行っている道路除染に伴う除去土壌等の搬入、保管作業の終了により、全ての作業が完了いたします。

長期間にわたり、ご協力をいただいた地元行政区長を初め、地域の皆様に改めて感謝申し上げます。

次に、今年度新規除染地区の五本松、大和久、井戸尻地区の除染事業につきましては、6月11日に大和久公民館、12日に井戸尻公民館で除染説明会を開催いたしましたが、赤沢地内に予定しておりました仮置き場は、

地域の理解を得ることが難しい状況が続いておりました。

このことから、4区西、4区東、五本松、2区本町中のそれぞれの区長・役員を初め、地域の方々のご努力とご理解により、今般、堰の上地内の仮置き場候補地の土地所有者から内諾をいただき、10月12日に井戸尻地区臨時総会、11月10日に大和久地区、14日に五本松地区、15日に2区狐石地区で説明会を開催し、地域としてのご理解をいただき、現在測量設計作業を進めております。

さらに、公園につきましては、大池公園の一部、松倉運動公園、田内農村公園の除染作業の発注を6月に行い、11月に作業が完了しております。今後は、大池公園の2工区分を初め、赤沢公園の除染を発注してまいります。

今後も、1日も早く除染作業に着手できるよう鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設等の災害復旧状況についてであります。集会施設につきましては、今年度は11集会施設の修繕作業を計画しており、これまで完了の報告をしました5集会施設に加え、現在までに松倉、根宿、寺内及び明新の4集会施設の作業が終了し、あわせて9集会施設の修繕について完了しております。

今年度計画分で、残る三城目及び南沢の2集会施設についても、既に修繕の発注をしており、年度内完了に向け努力をしております。

町道につきましては、繰り越しの承認を受けました78路線、事業費約4億500万円のうち、町道松倉・大池線をはじめとする77路線が11月末までに完了しており、残り1路線については、年内の完了を目指し進めてまいります。

また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、11月末までに94件が完了しており、残り2件につきましても年内の完了を目指し進めてまいります。

公園につきましては、繰り越しの承認を受けました5カ所、事業費4,000万円のうち、ひまわり公園をはじめとする4カ所が11月末までに完了しており、残り1カ所、大池公園についても年内の完了を目指し進めてまいります。

河川につきましては、繰り越しの承認を受けました阿由里川沿線の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業費2,386万7,000円のうち、3カ所については平成25年3月末で工事が完了しており、残り2カ所については、ほかの災害復旧事業と関連しており、先行して復旧工事を施工できないため、調整を図り、平成25年度末の完了を目指し進めてまいります。

農用地等につきましては、繰り越しの承認を受けました平成23年度発注の補助災害100地区、事業費約5億7,500万円について、11月末現在の進捗率約99%であり、一部地区を除き、ほぼ復旧工事が完了いたしました。

平成24年度発注の補助災害95地区、事業費約2億5,000万円については、11月末現在の進捗率約65%であり、平成25年度末の完了を目指し進めてまいります。

平成23年度より継続して実施しております単独災害、約300地区、事業費約1億7,400万円については、11月末現在の約260地区が完了し、現在は、関係受益者等との調整を終え工事を着工しており、平成25年度末の完了を目指し、進めてまいります。

次に、報告書7ページをごらんください。

矢吹町表彰式についてであります。11月22日、町文化センターにおいて、町教育委員会教育委員として教育行政の振興、充実に寄与されました岩谷和夫様を特別功労者として、納税貯蓄組合組合長として税務行政の推進に貢献されております鈴木博知様、町消防団員及び副団長として防火啓発の推進に貢献されました田中英隆様の2名を功労者として、東日本大震災の被災者支援事業として本町に多額の寄付をされ、被災した本町の復興に寄与された矢吹ライオンズクラブ様を善行者として表彰いたしました。

また、それぞれの職種においてこの道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、さらに技術の向上に努められている圓谷勝男様、関本一三様の2名を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております長尾英治様、佐藤吉郎様、内藤多重様の3名を農業功労者として表彰いたしました。

さらに、第21回全国小学生作文コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」に出展され、優秀賞を受賞されました中野有人さん、第61回統計グラフ全国コンクールにおいて、佳作を受賞されました有松奈哉さん、第16回「木の家・こんな家に住みたい」作文コンクール低学年の部において、国土交通大臣賞を受賞されました古山寿智さん、第15回全国小学生クロスカントリーリレー大会に出場されました善郷陸上クラブ様、平成25年度子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞されました、矢吹町立善郷小学校の3名並びに2団体に町民特別褒章を送り、その栄光と健闘を称えました。

受賞者の皆様方には、今度ともますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

次に、矢吹町消防団秋季検閲式の開催及び秋季火災防御訓練の実施についてであります。10月27日、矢吹町消防団秋季検閲式が矢吹小学校において、消防団員等約300名の参加のもと、来賓の皆様多数をお迎えし、防火パレード、規律の整った通常点検、分列行進など、盛大かつ厳粛に開催いたしました。

また、同日午後、中畑小学校において矢吹消防署及び消防団の共同による火災防御訓練が実施され、担当分団である第2分団員は、機敏かつ確かな緊急車両到着及びポンプ操作活動を披露し、今後の火災発生頻発期における万全の備えを示しました。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。9月8日から10月13日まで第7回市町村対抗福島県軟式野球大会が、県内市町村57チームの参加のもと、県営あづま球場を会場として行われました。

矢吹町代表チームは、9月21日に1回戦を会津坂下町チームと対戦し勝利し、2回戦は、9月29日に本宮市チームと対戦し勝利しました。ベスト8進出をかけた3回戦は、10月6日に田村市チームと対戦し勝利しました。準々決勝でも伊達市に見事勝利し、準決勝で白河市に惜しくも敗れはしたものの、初の第3位入賞を果たしました。

また、11月17日、第25回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が白河市総合運動公園陸上競技場をスタート、福島県庁ゴールの16区間、95.1キロメートルで53チームの参加で行われました。

我が矢吹町チームは、総合18位、町の部で7位に入賞することができました。

選手の努力をたたえとともに、応援いただいた町民の皆様には感謝申し上げます。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から4点、災害関連以外の項目から3点について、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

たきます。

次からの29項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第377回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

震災復興・矢吹中学校総合落成式について。

やぶき復興祭について。

横浜DeNAファンフェスティバルにおける矢吹産米PRについて。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査について。

川南町との災害時相互応援協定の締結について。

東京やぶき会秋の懇親会について。

第63回福島県統計グラフコンクール表彰式について。

矢吹町統計調査員協議会事業について。

永年勤続職員の表彰について。

矢吹町区長会事業について。

納税思想啓蒙活動について。

台風26号への対応について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

敬老会について。

保健指導について。

田んぼの学校について。

ゆるきやらサミットin羽生について。

町道整備事業について。

ふくしま駅伝矢吹町コースのボランティア清掃について。

河川愛護団体の活動について。

子ども議会について。

教育委員会表彰式について。

第33回さわやか健康マラソン大会について。

三鷹市民駅伝大会について。

町民文化祭「あゆり祭」について。

町民体育祭について。

第15回福島県市町村対抗ゴルフ大会について。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、町政報告は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前10時47分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前10時58分)

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第14号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ900万円を追加し、総額を98億324万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税434万1,000円、国庫支出金434万1,000円、繰入金31万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）により整備する屋内外運動場の不動産鑑定委託料30万円、基本設計委託料870万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

[6番 青山英樹君登壇]

○6番（青山英樹君） 承認第11号に関しまして、質疑をさせていただきます。

本案件に関しましては、地方自治法の179条に基づく専決処分に関してなんですが、この専決処分に至る経緯というものをご説明いただきたいと思っております。おおむね4項目ありまして、議会が成立しない、または会議を開くことができない、あるいは議会を招集する時間的余裕がない、議決すべき事件を議決しないというのが主な専決処分の理由として挙げられているわけですが、そのどれに該当し、どのような理由から専決処分に至ったかの説明を求めます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問に答えさせていただきます。

今回の屋内外運動場の整備については、先ほども町政報告の中でも説明させていただいたように、緊急的な

ものでございます。議員もご案内のとおり、この事業等については時間的な余裕がない、かつ事業完了を今年度末というようなことで区切られております。したがって、1日も早く整備するためにも、また、年度内完了を目指すためにも、年度内完成を目指すという意味合いから、専決処分にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、具体的な専決処分に至る経緯、法的なものも含めて、詳しいことにつきましては企画経営課長に答弁させますのでよろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 青山議員の質疑にお答えいたします。

基本的には今町長が答弁されたとおりでございますが、本事業につきましては、本事業の交付申請時期及びその交付決定を受けてから年度内に完成を目指すという、その時間的いとまがなかったということで専決処分をさせていただき、その上で議会に報告をさせていただくということでもって対応をさせていただくということにしましたので、地方自治法第179条の専決処分のどの項目にということについては、招集するいとまがないという判断のもとに専決処分をさせていただいたということでご理解を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 今の答弁によりますと、まず、町長のほうからは時間の余裕がないと、また、企画課長のほうからは招集するいとまがないということで承りましたが、その内容としましてお聞きしたいのは、今回専決処分に至り、場所も選定されているわけでございますが、これを決定するに当たっての町長知る限りの、役場庁舎内、または議会内、町内の場所、または団体協議会などにおける話し合い、協議というものはされていたのかどうか、どういう経緯があったのかを、町長の知る限りでよろしいからご説明いただきたいと思えます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

時間の余裕がない、いとまがないというようなことで、建設場所、建設に至る経過、こういったものを町民並びに庁舎内での検討、説明がされたのかということでございますが、そのいとまはございませんでした。

ただ、この経過、建設に至る経過については、私自身震災発生以後、特に原発問題で子供を持つ親から、屋内で遊ぶ運動場、屋内外運動場の整備については、至る場所で要望されました。ただ、その当時についてはこういった国からの資金の手当ても全く見込めない中で、建設についてはできないと、ただ、今後も国のほうに働きかけてそうした資金の手当て、財源手当てができるのであれば建設については前向きに検討していきたい

ということについては、皆さんのほうにも、議員の皆様にも機会あるごとに話をしてきましたし、また町民の方にもそうした形で、例えばまちづくり懇談会、例えば行政区の総会、そうした要望を受けて、そうした答弁を重ねて繰り返してきました。

そうした町民の声を受ける形で、今回、4月に急遽、国、文部科学省のほうから子ども元気復活交付金というようなことで、この事業が国のほうから提示された。これを受けて、多くの子供を持つ親御さん、さらには町民の要望に応えるような形で、私の判断で役場庁舎内、役場の職員等含めて相談をした結果、この事業を応募し、採択される、そういう経過がありますので、そうしたことは青山議員も十分にご理解いただいていると思いますので、一層ご支援賜うようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

なお、詳しい事務経過等、どうい話し合いが事業採択までにあったか、国の動きを含めて、そうした詳細な説明については企画経営課長よりさせますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 青山議員の質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、ご承知のとおり県の中通りを初めとした地域において原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難や人口流出、あるいは運動能力低下に対する事業として、国が4月19日に制度要綱を制定し、通知がなされたもので、第1回の事業計画募集開始が5月2日であったわけですが、その際に特別大きな説明がない中での募集開始ということで、あくまでも要綱上でもって申請の検討をせざるを得なかったという中において、1つには、学校、保育所、公園等の遊具更新事業、2つには、地域の運動施設整備事業、3つ目には、地域の運動施設整備事業、4つ目には、子育て定住支援賃貸住宅の建設という項目がございました。

そういった中で、本町においてはまず、遊具施設の更新については先ほど町長が町政報告等で説明したとおりで、1回目の申請の際にその申請をいたしました。これについても、短い期間の中で申請せざるを得ないという状況にあったわけでありますが、その際に、仮に、運動施設ということについては検討、いわゆる申請して受付という形になるのかどうかについても下協議をしまして、相当難しい旨の復興庁の話がございました。

そういった中では、やはり1回目は特に何もございませんので、その検討を具体的にするというわけにはいかず、2回目の募集開始が8月1日にございました。その際には、それではということで、いろいろな検討の中で、本町として一定の考え方というものを想定してまとめて申請をするという事態になった中で、復興庁のほうからは、なかなかやはり本町の実情というものを理解していただくところまでに至るのは、相当困難な状況がございまして、内部及び外部の皆様方とこの計画の中身、いわゆる熟度を高めるという議論に至るところまでには、なかなか行くことができませんでした。

そういった中で、11月1日の発表2日前ぐらいになりまして、急遽、その間、いろいろ直接担当は文部科学省になるんですが、文部科学省からの問い合わせ、こういうことはどうなんだ、こういう資料はつけられるの

か、それからいわゆる子供たちの運動能力低下の、実際の低下しているというデータはあるのかなどいろんなことが求められる中で、それぞれ出された課題等について1つ1つをクリアしていく中で、状況が徐々に好転してまいり、11月1日の国の発表数日前になって、矢吹町の計画がどうも認められそうだということになった状況でございます。したがって、その認められるための計画はつくりましたが、認められた計画をどのような形で地域の皆様方にこれから、あるいは子供たちの利活用を図っていくかということについては、これからだというふうに思っておりますので、そのための計画及びその検討をできるだけ急ぎたいという思いでもって、今回の基本設計及び用地の取得のための不動産鑑定委託について専決処分をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

はい、6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） おおむねの経過はお聞きしたのですが、協議をしていく、場所をどこにしていく、そういった具体的なものの会議、あるいはそういう意見を聴取するというのはいとまがなかったというようなお話を町長のほうからいただきました。きょう、私どもですけれども、町政報告のほうで、9月11日に復興庁及び文部科学省へ事業計画の申請を行いということで、こう経緯が8行ほど出ておりますが、実は、私ども議会のほうに出されたのは10月29日の全員協議会なんですね、10月29日。専決処分が11月5日ということで、1週間前に議会のほうにはお知らせをいただいたと。その場でもっていただいて、我々としては何の協議、議論等もする余地がないのが議会の実態でした。その場でも質問等は受け付けないということで、後は本会議でやってくれというような意見も一部から出ましたけれども、そのような状況の中では、町民の負託を受けている我々としては、ただ認可するというはしりだけであって、議論、協議等に結びついていかない実情があります。

11月5日という専決日の1週間前に全員協議会で知らしめて、逆算していけば、いわゆるその専決処分日が決まっています、今でしよのタイミングで出されて、我々としてはじえじえのごとく驚いたと。で、これで結果ですね、この後何とか町民の意見を聞きながらならないかということであれば、場所がどうも東側というふうに決まっている。西側という話もあったわけですが、手のひらを返されてるような。結果的にはお構いなしのまま決まってしまうような話でございます。特に私が申し上げたいのは、これを10月29日にいただいたんですね、10月29日。この絵柄をもらいました。この絵柄のですね、この設計といいますか、7月になっているんですよ。7月です。7月も頭なのか月末なのかわかりませんが、そこから換算したら、7月頭であれば、8月、9月、10月いっぱいですから、丸々4カ月も期間があるということなんですよ。これでもっていとまがないということになるのかどうか、いわゆる議論というものを重ねているのかどうか、まずこれが1点。

そしてまた、そのまちづくりでもって、町長も先ほどおっしゃいました。懇談会等でもこういった施設の要望が強いと。まさしくそれはそのとおりでありまして、特に西側の中心市街地の中でも、こういう施設をもとに子供さんからお年寄りさんから集まれる場所が欲しいんだという提案も出ているわけで、一部の行政関係者、役員さんにおいては、西側にできるものというふうに認識していた方がおりました。私どもが10月29日にこの図案をもらう前に、そういう方もおったんですね。ですから、その辺は、私は議会に対して十分な配慮がなかったという意味で議会軽視ではあるのではないかという点、また、これがですね、東側ということに確定され

てしまうと、いわゆる西側の方々が思いを抱いていたものとはまた違ってくる。ましてや町外から子供をお持ちの世帯が来る場合においては、利便性を考えればますます西側でなくて東側にといい、そういう思いが強くなっていく傾向がある。そういう意味では東西が分断されるということであって、専決処分処理されていいものかどうかということが非常に疑問が残るんです。

ましてこの専決ですが、時間がなかったというんですが、この図案自体が、見るとわかりますけれども、きょう民報新聞にも出ましたこの写真ですね、背景には線路が通っていて、この建物を見れば、もう7月の段階で場所が選定されているじゃないですか。違いますか、これ。ということは、今まで答弁をいただきましたがその時間が、いとまがないというのは全くのこれ矛盾であり、なおかつ、議会に対しても軽視ということになってくるんじゃないかと。そこに関してもお答えをいただきたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

質問の内容が多岐にわたっておりますので、答弁し切れない部分がございますらお許しをいただきたいと思っております。

まず最初に、この説明について、図案が示されて、今、質問があったわけですが、その7月という意味がちよっとわかりづらい。

ちよっといいですか、私のほうで質問に対する答弁でも。そして8月、9月、10月に、説明する時期があったのではないかとということでございますが、先ほど私も、それから企画経営課長も答弁させていただいたように、この事業については非常に期間が短い。図案はつくって、内部ではあったとしても、こういうところにつくろうということであったとしても、その、文部科学省、国とのやりとりの中でさまざまなやりとりがされております。そういう中でこの採択は非常に難しいということで、1回目は、この部分については却下されております。ですから、より詳細なデータをつくるということで図案をつくりましたし、ある程度の概算経費等についても積算をより詳しくさせていただきましたし、また、運動不足で運動能力が低下しているというような、そんなデータも、作成とかを含めて非常に困難を極めた事案、そういう決まらない状態で話をすることが可能なかどうか、それが一番問題でございました。決まらないものを議会に提出して、こういうことで、あの事業が採択されそうだというような説明ができればいいんですが、だめな場合に何だと、こんな説明を議会並びに町民に説明をして、却下されるやつを、ただ単に皆さんに期待だけ持たせるというようなことも私どもは考えて、皆さんのほうに発表がおくれてしまいました。

なお、西側について屋内外運動場をつくるという計画は、青山議員だけが知っているようでございますが、そうした計画案を正式に議会に。

もう一度つけ加えさせていただきます。7月につくったものは、7月に図面をつくったのは、JAの跡地につくろうかというようなことで下協議をした際につくられたものなので、決して最初からJRの東につくろうということで意図してつくった図面ではないということをつけ加えさせていただきますと思います。

西側に屋内外運動場をつくるというようなことは、正式に議員の皆さんにお示ししたことはありません。内

部の協議でJ Aの跡地ということはありませんでしたが、西側のところに固執するのではなくて、そこがだめになったということも含めまして、東側。東側の駅前にしたのは、議会の全員協議会でも説明させていただいたように、JR矢吹駅を中心にして、あの一体を中心市街地だというような、そういう定義づけの中で、あの場所が一番適任であろうということで、これも文部科学省と協議をし、適地というものを随分協議させていただいたのですが、やっこの場所で文部科学省の許可を得たということでございますので、当初からあの場所が予定地に入っていたということではないということをご承知いただきたいと思ひますし、東側と西側を分断するようなことを意図してあの場所を予定地としたわけではないということをご理解いただきたいと思ひますし、分断という発想がどこから来るのかわかりませんが、矢吹町の駅東側のイベント広場付近については、矢吹駅を中心にして矢吹町の盛り上がりや大いに発信したいということで、あの駅がつくられ、あのイベント広場がつくられております。商工会のイベントも、夏祭り、さらにはビアホールということで、議員の皆さんもこうした祭りに参加していただいて、大いに意義あるものだということでお認めいただいている。それが屋内外運動場ができて、フットサルができることによって、それがなぜ東西の分断につながるのか、そういう意識を青山議員が持つことについては、私は少し心配するとか、なぜそういうふうな考えに至るか、ちょっと不思議でならないということをおし添えておきたいというふうにお思ひしております。

いずれにしても、採択が非常に厳しかった。しかしながら、職員の昼夜分かたずの文部科学省とのやりとり、県とのやりとり、そうしたことを踏まえまして、国のほうから100%補助によるこうしたものが、子供を持つ親御さんの期待に応えるような形で建設できたということは、町にとって、そして未来を託す子供たちにとっても非常にいい施設ができるものだということをお、議員の皆さんに理解していただきたく、お願いをおし上げて答弁とさせていただきますと思ひます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

はい、15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） ただいまの6番の青山議員の質問もわかりました。そして、町長の答弁も私は了解しました。よって、議事を進行していただきたいと提案します。皆さんどうですか。

○議長（栗崎千代松君） 質疑の時間ですので。ほかに質疑ございませんか。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 本案件の対象であります屋内運動場について、利用計画が、具体的にいいますと年間利用者数、それから利用料等、こういった計画というのが今できておられるのか。また、緊急の事業ということで、具体的にはできていないという場合であれば、これまでそういったことは話し合われていないのか。その内容についてお示しいただくとともに、今後、利用計画をつくるための方策がどのようになっているのかをお尋ねいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員のご質問にお答えさせていただきます。

屋内外運動場の利用者数、利用時間含めたそうした計画というものはあるのかというようなおただしでしたが、申請のための基礎データとなるおおよその数字については把握しております。

今後、具体的な利用者数、利用時間等々については、なお詳細に計画等も含めて協議検討を深め、皆様のほうにも、議員の皆様の方にもお知らせしていきたいと考えております。

なお、詳細な、その申請に当たってのおおよその数字については、企画経営課長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

[企画経営課長 藤田忠晴君登壇]

○企画経営課長（藤田忠晴君） 安井議員の質問にお答えをいたします。

ただいま町長が申し上げましたように、申請に当たっての、町としての考え方、計画というものはこういうふうな、つくった場合にはこういうふうな利用をしたいという申請をした計画がございます。しかし、これが果たして実際そのように使えるのか、また、町長先ほど、当初、東西しらかわ矢吹支店、いわゆるJA矢吹のほうでの計画、それから、最初から駅東で計画していたわけではないという話をしましたが、今回駅東で結果として認めていただいたという状況の中において、その認められたポイントの1つとして、国では、JRに近いところが、その、いわゆる矢吹だけの利活用ではなくて、ここのエリア、矢吹駅を中心としたエリア内の利活用も見込まれるということもあってということは、復興局のほうの担当レベルでの話はございました。

したがって、本町では、当初、町外の利用というものについて数字的なデータを出していなかったり、それから料金をどう設定するかということについては、全く無料にするのか取るのかということについても検討していないし、その部分について申請の際に聞かれたり、あるいは提出したりしなくちゃいけないということもなかったので、これができる場合にどうするかということについては、これから利活用のこと、それから、それを想定した基本設計をつくるということでもって、今、内部に整備検討委員会というものを立ち上げ、1回目の会議を終了し、今月中に第2回目の会議を開くような予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

質疑、なしと。

はい、1番。

[1番 安井敬博君登壇]

○1番（安井敬博君） 今、企画経営課長から申請のための検討ということで、人数等も検討していたということで、その人数については今お答えがなかったのですが、もう一度その点についてお答えいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどあったように具体的な数字、基礎的な数字については、こちらのほうでも把握しているという話をさせていただきました。なお、具体的な数値が示されなかったということで、再度、企画経営課長より具体的な数値について説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 安井議員の質問にお答えいたします。

申請時の計画におきましては、現在の矢吹町内の小学校児童数全体、それから幼稚園及び保育園の園児数全体、それからゼロ歳から3歳までの乳幼児、こういった数を把握し、この数をベースにした年間といいますか、1回当たりの利用は平均で50人程度は見込めるのではないかというふうな想定の中で、私どもとしては申請をし、この内容について一定の国としては認定をいただきながら、事業計画が認められたという状況で、これらをどう実現に結びつけるかについては、これからの検討とさせていただきたいと思っております。

○議長（栗崎千代松君） 2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） これらの維持管理について将来どのようになさるかを1点と、どのくらいのランニングコストを見ているか、その辺だけ、わかっている範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の屋内外運動場、建設後の維持管理経費についてはどのくらいかかるのかというような質問でございますが、意図については、まだ、加藤議員の意図についてはわかりませんが、施設をつくる際には維持管理費というのは当然発生します。相当な金額になるかというふうに思われますが、これらについては放射能から子供たちを守る、そして運動能力の向上、すくすくと元気に育てていくための施設ということで、町が議員の皆様これから承認していただくことになるわけですが、そうしたことも含めて、そうしたことを覚悟の上で、この建物を、運動場を、施設をつくらせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

なお、詳しい数字については企画経営課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 加藤議員の維持管理費、それから、ランニングコストの件についてのおただしでございますが、ただいま町長、数字的なものというふうにおっしゃいましたが、現段階においては具体的な

数字的なものは持っていません。そのために、基本設計を発注し、基本設計の中で、さまざまな仕様に基づく図書の中に、ライフサイクルコスト検討というものが設計のベースにおいてはなされます。一方、町のほうとしては、ただいま町長が答弁しましたことを踏まえながら、利用者にはどのような料金を設定すべきかということについて検討させていただき、1つの考え方がまとまった段階で、当然これを、施設を設置することになれば、施設の設置条例が制定されますので、設置条例等の中で利用料金体系等については内容が示されるということと、基本的に、この管理、運営形態につきましては、基本的には町の施設ではございますが、それをどのような形で運営するかにつきましても今後の検討課題ということで、整備検討委員会でもって一定のベースの検討をした中で、さらに詳細な詰めをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることにつきまして、反対の立場で討論いたします。

私以外にも、この場におきまして幾つかの質問が出ましたように、まずいろんな場所あるいはいろんな会議等におきまして、協議がなされていない。時間がないという理由のもとに具体的な議論に入っていないということに関しては、奇異に感じるものではございます。

特にこの専決というものに関しては、先ほど申し上げましたように7月の段階で図案はできていたという事実もあり、10月の、それからさかのぼること4カ月余りの10月の末に議会のほうに知らしめられたと。その1週間後には専決処分ということでございまして、首長の専決というものが、議会の議決に優先するかのような解釈に感じられるものがあり、これは、私は町民からの負託のある議員としてのこの議会に対しての、ないがしろにしている、軽視であると、議会軽視ではないかというふうに考える点で非常に不快であり、なおかつ懸念を示すところでございます。

また、もう1点は、やはり町民の意見を重々吸い上げていくというのが町長の姿勢であるにもかかわらず、そういった傾向が見られなかったということは残念であり、今後それに関しても警鐘を鳴らす、そういう意味合いのもとに、私はこの承認事項に関しましては承認できないというのもとに、反対をする次第でございます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、専決第14号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算第4号について、賛成の立場で討論させていただきます。

本件は、原発事故等の影響により、子育て世帯の人口流出や自主避難が続き、子供たちの運動機会が減少し、健全に子供が育つ環境が損なわれている状況などに対応するため、平成25年度、国で新たに創設された制度であります。

本町においても大震災及び原発事故等の影響により、子育て世帯の人口が流出し、運動機能についても平成22年と平成24年の比較では、低下しております。子供たちの運動不足の不安や将来が懸念されるところであります。当町においても幼い子供を持つ保護者たちから、山の屋内遊技場まで行くのは大変であると、町内に同様の施設の整備を要望するという強い声があります。それは議場の議員の皆さんもご承知だと思います。このような中、定住緊急支援事業として今年度の途中から創設された制度に基づき、国の短い期間での募集期間に対し、本町の子供たちが置かれている実情を復興庁にしっかりと説明をし、その結果、第1回の公園3カ所及び4小学校の遊具更新とともに、今回の第2回目募集において屋内外運動場及び矢吹中学校夜間照明設備の事業認定を受けたことは、子ども・子育て支援の強化及び復興に取り組んでいる本町にとっては大きな前進であります。

厳しい財政状況の中、この事業は2分の1の交付金と、残りの2分の1を震災復興特別交付税により、ほぼ全額が国の予算措置で整備できるということがございますので、決定後は1日も早く、目的に沿った供用開始を目指す必要があります。屋内外運動場については、整備に相当な期間を要するというので、不動産鑑定費と基本設計委託料を専決処分で予算措置し、1日も早い事業推進を図る必要があるため、その事業の緊急性等から承認について理解をして本案に賛成するものであります。

将来を担う子供たちの健全な育成のために、皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） きょうは、冒頭からこの承認第11号ですか、これについて大分時間がかかっております。質問の内容が多いのはごく当たり前のことだと、ただ私も思います。やはりいろんな内容についてはありますけれども、賛成の立場で討論いたします。

議場の皆さん、我が町は3月議会、それ以前の議会から復興元年、そういうふうな趣旨で動いてきていると思います。

私はこの町の議員として、皆さんも同じだと思いますけれども、これから、この間は町の、1区、2区のこれからの見直し建設、そういうものについての図面を見せていただきました。やることはいっぱいあります。東側に、確かに時間はなかったという町長の答弁ですけれども、趣旨は10番の熊田議員の言っているとおりで、東側も西側も復興していかなければならないのではありませんか。そして、また違う施設を西側に早く、今度は執行部のほうも十分に検討して、ただ、時間というものは待っておりません。予算というものも限りがあります。だから、また皆さんで力を合わせて復興していこうではありませんか。

よって、私の趣旨は承認第11号に賛成して、皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第11号 専決処分承認を求めることについて（専決第14号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第69号～議案第80号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより、議案の上程を行います。

議案第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますのでご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、平成18年3月の第331回矢吹町議会定例会において上程し可決いただきました、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、以前の8級制給与表から、6級制給与表に改正し、職務の級及び号給の調整を一部の職員に対し行い、これまで運用してまいりましたが、その調整の影響により、現在、4級及び5級の号給において、定期昇給時に職員間で不利益が生じております。

その不利益の解消を図るため、必要とされる号給の上限を変更する所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に伴う地方自治法第231条の3第2項の規定により、諸収入金に係る延滞金の利率を改正するものであります。

平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律において、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、地方税法に係る延滞金の利率を引き下げることとなったため、使用料・手数料等の諸収入金の延滞金についても、地方税法に規定する延滞金の取り扱いとの均衡を図ることが適当であることから、本町における関係する条例を一括して改正する条例を制定するものであります。

次に、議案第71号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について及び議案第72号 矢吹町文化センターの指定

管理者の指定について及び議案第73号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についての3議案であります。関連がございますので、あわせてご説明いたします。

町では、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成20年度から図書館及び文化センター、ふるさとの森芸術村を、指定管理者制度を導入し民間活力による施設の運営を行ってきたところであります。

今回、平成26年3月でこれら3施設の指定管理期間が満了することから、平成26年度からの各施設の指定管理者の指定について提案をするものであります。

矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成25年10月11日に公募を行ったところ、3施設とも1団体ずつの応募があり、11月14日公開による選定委員会を開催し、各団体による企画提案及び面接審査の実施により、候補者を選定いたしました。

町は、この選定結果を受け、指定管理候補者と指定管理業務の内容等について協議したところであり、その結果、今回の3施設での指定管理候補者につきましては、議案書のとおり、矢吹町図書館の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町八幡町236番地、特定非営利活動法人、ふれっしゅ・すてーじを、矢吹町文化センター及び矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町小松279番地、特定非営利活動法人、地域おこし夢クラブを指定するものであります。

指定期間につきましては、3施設とも、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億7,245万9,000円を追加し、総額を105億7,570万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1億549万3,000円、地方交付税4億1,585万7,000円、国庫支出金4,957万1,000円、県支出金1億8,963万3,000円をそれぞれ増額し、諸収入1,273万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が屋内外運動場整備事業等により7億4,772万6,000円、衛生費が太陽発電設置費補助事業等により1,735万2,000円、土木費が公園除染対策事業等により2億366万5,000円、教育費が中学校照明設備整備事業等により7,511万7,000円をそれぞれ増額し、農林水産業費が土地改良事業等により2億6,214万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、工業団地等除染対策事業等の2事業について、年度内完了が困難なことから総額1億5,932万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、経営体育成基盤整備事業債を360万円増額し830万円、防災拠点施設整備事業債を1,010万円増額し4,240万円とするものであります。

次に、議案第75号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ69万3,000円を減額し、総額を22億6,221万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税1,151万2,000円、国庫支出金69万6,000円、県支出金147万円をそれぞれ増額

し、療養給付費交付金694万4,000円、繰入金742万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費55万1,000円を増額し、総務費124万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第76号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ260万9,000円を追加し、総額を6億5,595万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金75万円、繰入金185万9,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万3,000円を減額し、事業費281万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第77号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ853万4,000円を追加し、総額を2億9,777万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金853万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費853万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第78号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,066万4,000円を追加し、総額を12億1,142万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,676万4,000円、支払基金交付金3,960万1,000円、県支出金2,187万9,000円、繰入金3,315万5,000円をそれぞれ増額し、保険料73万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費399万6,000円、保険給付費1億2,506万7,000円、諸支出金160万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第79号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ371万1,000円を追加し、総額を1億4,097万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料434万3,000円、繰越金92万2,000円をそれぞれ増額し、繰入金155万4,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金434万3,000円を増額し、総務費63万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第80号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の額に212万9,000円を増額し、支出予算総額4億6,857万3,000円とするものであります。

支出の内容につきましては薬品費30万3,000円、修繕費147万6,000円、人件費35万円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額から350万円を減額し、支出予算総額3億1,596万5,000円とするものであります。支出の内容につきましては、工事請負費350万円を減額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時57分)

平成 2 5 年 1 2 月 9 日 (月曜日)

(第 2 号)

平成25年第377回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年12月9日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君

会計管理者
兼出納室長

井戸 沼 寿 量 君

生涯学習課長
兼中央公民館
長

近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太

主任主査兼
次 長

松 谷 誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

通告に従いまして、早速一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、3.11東日本大震災での被災による除染、復興など多くの課題を残したまま、県内では幾つかの市町村で市長選が行われたわけでございます。大方、実績か刷新かを争点に住民の判断のもと審判が下されましたが、4市の現職市長の落選を初め、多くが住民の満足するかじ取りが震災後行われていなかったのではないかという判断であったと、そのように報道されております。同じ市長に身を置く立場として震災後かじをとってきたわけでございますが、当町におきましても、町長の思いとして、県内これらの市長選の結果に対する所感があればお伺いしたいと思っております。

2番としまして、まちづくりについてでございますが、まちづくりに関しましては、協議会の方々を初め東京大学関係者の皆様など、多くの町内外の方々にご尽力を賜りまして感謝いたすところでございます。目的とするところ、原点とも言えますが、これはやはり人口増加を図っていくかにありまして、それによりまして経済活力のパイが広がっていくことが理想とされるところでございます。人的パワーと経済活力をいかに高めて、これら経済のパイを大きくしていくかの課題をどのようにかじ取りをしていくかが、町民の多くの関心でございます。今まで何度か同様の質問をしましてまいりましたが、なかなか質問と答弁がかみ合わなかったような記憶がございます。今回は、私のほうから、具体的にこのようなことに対しての思いがあるのかなのかというようなことを、数点か挙げさせていただきたいと思っております。

その一つには、例えば町内西側の中心市街地活性化におきましては、多くの団体協議会等から意見が出ているところではございますが、今回、私どもでは、みなかみ町の研修に行ってきました。その中で、大内宿に似たようなまちの景観のもとに、たくみの里という道の駅でございます。そこでは体験型の店舗、小売店を多く

有しながら、昔ながらの技法によって熟練されたお年寄りの方々を初め、そば打ちなり、あるいはドライフラワーのデザインなど、そういったものが工芸、あるいは直産物品を販売するスペースとして存在していると、そのような仕組みづくりを当町においてもできないものなのかと。箱物をつくっても、それで人が集まるとは、これはなかなか結びつかないところは、これは過去にも示されているところでございます。やはり人的パワーを有効にし、なおかつ、箱物があるよりは人的パワーがあったほうが活気があるんですね、まちというものは、そういうような観点から、たくみの里を例にされたような展開というものが可能かどうかということに関して、お考えがあるかないかお伺いします。

また、久しく言われていたことですが、矢吹町内にあります県立農業短期大学校、これを4年制化にはいかがかというようなお話が以前よりございました。これがこの数年間、声がしぼんでしまったように見受けられますけれども、今のこの震災後におきましては、非常に福島県におきましては有効かつ非常に発展性のある施設ではないかというふうに考えるところでございます。と言いますのも、一つには、福島大学が震災以降、週刊朝日等にもボランティアで出ておまして、さまざまな分野で活躍していることが報道されております。当然、文系でありながらも理工の分野も今は学部として存在しておまして、あらゆる分野において活躍されている状況でございます。

先日、前副学長であられました清水教授とお話をしましたところ、清水先生も農短大を何とか福島大と、国立と一緒にできないかと、そういう形、まして福島医大もあれば、そちらを一つの総合大学にしていけば復興、福島県として原発にある被災地としては、さまざまな可能性のもとに研究と発展が望めるのではないかというような進言をいただきました。また、市長選が終わったばかりでございますけれども、郡山の市長、品川市長さんも、何とかそういう有効なものを活用できないのかというような提言をいただいた経緯がございまして、これらについて、町としても取り組みが今後考えられるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

もう1点、福島空港がありながらも、なかなか活用されていないような状況にある。その近い位置にありまして、また一方、皆さんご存じのように、タイにおきまして福島の桃1個が800円で売れているというような、そのような実証実験を行った経過がございます。実際にタイに在住している方は、日本人がおよそ2万人ほどおまして、非常に新興国ながらも経済の発展は伸び率が高い状況にあります。特に何えば、やはり福島県産でいえば桃、リンゴ、それから柿ですね、会津のみならず柿とか、そういったものは非常に需要が高いということでございます。

とすれば、ここに農短大がございまして、ここを一つの物流基地の果物類、あるいは野菜、蔬菜類、米類の太田にあるターミナル、トラックターミナルならぬ予冷庫を備えた施設を農短大跡地に農業の拠点としてつくりながら、福島空港を活用して海外に飛ばしていくと、当然トラックターミナルのようにいわゆる通関士が1人おれば、それぞれに私は今後可能性はなきにしもあらずというふうに考えております。そのようなことを戦略を練っていくということをお考えいただければ、それがよろしいのではないかと、新規箱物行政に頼らない起案というものが、今後必要ではないかと、それに対する所感をお尋ねしたいというふうに思っております。

3点目でございますが、非常に今、社会問題化してきておまして、いわゆるSNS、ソーシャルネットワークサービスといいますか、要するに、つい最近でもございましたが、未成年者の略取とか非常にその殺人事

件、ストーカー行為とか、会ったことのない人間が携帯1つ、このスマートフォン1つでもって突然ばったり会って犯罪を行うというような、今までにはない信じられない奇行が非常に起きていると。これも具体的にはLINEというようなアプリソフトを使った使用者が非常に多くおまして、これは小学校低学年でも、ある地域の小学校では7人ほど使っているというようなデータが出ております。結果としましては、非常に情報が氾濫している。例えばグーグルでいきますと、もう60兆ページを超えているというような状況でございます。

そのような状況の中にありましたは、日本におきましては、佐賀県ですか、来年度以降は高校生全員に端末タブレットを持たせると、県のほうで予算を組むというような、そういうICTですね、そういった授業も入ってくる。ですから、むやみに否定できるものでもないんですね。そういう中であっては、小学生から中学生、高校生の利用者、家庭内でのLINE等の使用者が非常に多くなってきているわけですが、犯罪経過を見ますと、これは学生にとどまらず、もう20代、30代を含めた青年層、あるいは成人された方々、大人、中高年、こちらまではびこってきている犯罪が見え隠れしているのが実情でございます。

そういう意味では、学校教育ならず社会教育の一つとして、そういう情報モラルリテラシーという分野においての対策が社会問題として上がっている以上は、町としても取り組む必要があるのではないかというふうに提言をしているところでございます。その取り組みが急務と考える中、どのような対応をされるのか、今後検討されていくのかの動向をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、水道料金についてでございますが、堀川ダムからの水道水供給以降、水道水の使用料が納められずに、町としては未収になっておまして、固定化してしまっているものがあるのではないかと。その金額が幾らぐらいになっているのか。また、固定化したものをそのままにずっとしておいても、これはいたし方ないわけでありまして、企業であれば貸倒引当金みたいな、そういった処理の方法もございますが、そういったものに関しては、こういう公金の場合にはどのような対処となるのかをお聞かせ願いたい。

以上4点につきまして、質問をさせていただきます。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、県内の市町村の結果についてのおたがしであります。平成25年は、3月の双葉町の町長選挙に始まり、これまで市長選挙が5市、町長選挙が8町、村長選挙が2村で行われています。無投票となった市町村はありますが、選挙が行われた15市町村のうち、新たな首長として、市長として11名の方々が当選されております。これらの結果については、市町村ごとにさまざまな事情と課題があつてのことと理解しており、個々の自治体の結果については、それぞれの状況から判断された結果であると感じております。

私はこれまでも、本町のまちづくりの姿勢は、行政主導ではなく、住民と一体となったまちづくり、対話のまちづくりを基本として、町民の皆さんのご意見をいただき、町政を執行してまいりました。特に、東日本大震災からの復興及び原発事故等による放射能対策に当たっては、住民の生活環境の変化や価値観の多様化等を十分見極め、議会を初め町民の皆さんのご理解をいただきながら各種の施策、事業を進めてまいりました。今後も、さらに多くの機会を通じ、町民の皆さんの意向の把握に努め、町民合意による行政運営に努めてまいり

ますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民からの要望にどう取り組まれていくのかのおただしであります。第5次矢吹町まちづくり総合計画及び東日本大震災による矢吹町復興計画の内容については、青山議員ご承知のとおりであり、本町のまちづくりについては、今、まさに着々と目に見える形にすべく具体的に取り組んでいる状況にあります。特に中心市街地の復興を中心とした取り組みについては、町商工会、中心市街地復興協議会、町職員プロジェクトチーム等の提言を受けながら、東京大学生産技術研究所をはじめ、町内外の皆様のご協力をいただき、震災復旧及び復興に取り組み、あわせて都市マスタープランの策定等により、まちづくりの計画を進めているところであります。

これまでに具体化できた計画は、国土交通省の国直轄事業との連携による災害公営住宅の建設に係る基本計画の策定や、子ども元気交付金による屋内外運動場の整備であります。今後も1区自治会館や小池集会所となる地域コミュニティ集会所の建設、大正ロマンの館、東邦銀行跡地の利活用の具体化を初め、復興交付金等の利活用による推進を図る考えであります。そのような中、子ども・子育て支援の取り組みとともに、人口減少に対する取り組みは大変重要だと考えております。また、再生可能エネルギーの利活用や県立農業短期大学の4年制化は、同校が当町にとって大きな財産であり、町の活性化、また経済効果が大きいことも含め、4年生大学の必要性を私自身も認識しております。

再生可能エネルギーについては、全量固定価格買取制度が、平成24年7月導入に伴い、全国各地で再生可能エネルギー発電設備の新設計画が相次いでいる状況にあります。そのような中、市町村みずからが主体となり、再生可能エネルギー設備の設置や導入を推進している自治体もあり、町としても検討したいと考えております。

次に、県立農業短期大学の4年制化については、4年制化への移行が実現可能なのか、可能であれば人口の増加や産業の活性化が図られ、経済効果は大きいと考えられますが、実現のハードルは決して低くないとも認識しておりますが、今後、県との協議を検討してまいりますし、福島空港の利活用についても同様であり、県との協議を深めてまいります。

また、西側の中心市街地活性化に向け、群馬県みなかみ町にある道の駅、たくみの里のような伝統工芸等の事業展開についての可能性については、まず地元住民の盛り上がりや意欲、活力が最も重要ではないかと考えております。高齢者の中には、すばらしい伝統工芸技術を習得されている方も大勢いると認識しており、そうした関係者との思いが一つになり、合意形成が図られれば、可能性は大きいと考えております。

さらに、新たな財政負担となる箱物に関しては、慎重に取り組を進めなければならないものと認識しており、必要となるものにつきましては、復興事業の交付金等をフルに活用し、有利な財源の確保に努めてまいります。そして、町民からの要望については、いかに住民と寄り添った取り組みを行うかが必要であると痛感しております。私は、これまでも対話のまちづくりを基本として、町民の皆様のご意見をいただき、町政を執行してまいりました。この考え方についてはぶれることなく、東日本大震災からの復旧・復興のため、多くの機会や意見をいただき、反映してきたものと自負しております。

これからも、第5次矢吹町まちづくり総合計画の実現に向け、町民の皆さんのニーズを深く広く理解し、これまで以上に町民の声を伺い、将来の明るさ、豊かさが実感できる行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、情報モラルリテラシーへの取り組みについてのおたただしですが、文部科学省より平成20年4月に、児童・生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底についての通知が出されました。その中には、小学校及び中学校においては、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小・中学校においては、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止するとすべきであること。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童・生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮することが記されております。

このことをもとに、各学校とも、現在まで教育事務所等主催の研修会を教員が受講し、各学校において情報モラル教育を教育計画に位置づけ、各学年の発達段階に応じた内容が指導されてきたところであります。しかし、進化するメディアを意識しながら、学校における携帯電話の取り扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証、見直しを行うなど、実情に応じてさらなる取り組みの充実を図るよう求められております。

矢吹町の現状は、平成25年12月の最新の調査によると、小学生で27.8%の児童が携帯電話を所持し、そのうち7.1%がスマートフォンを所持しており、中学生では45.5%の生徒が携帯電話を所有し、そのうち29.8%がスマートフォンを所持しております。このような現状を踏まえ、町内の各小・中学校では、携帯電話会社やメディア教育指導員の方々より、児童と保護者対象に講演会等を開催し、教育委員会では町校長会、さらに町生徒指導主事連絡協議会において、幼保、小中高校の先生及び主任民生児童委員の方々を対象とした講演会を実施しており、今後は、これら講演内容をCDにして各学校へ配布するなど、教職員研修や各校において児童・生徒の指導に役立てていただく予定であります。

日々進化する情報化社会の中で、子供たちが犯罪等に巻き込まれることのないよう、今後も町、教育委員会が連携を密にしなが、情報モラルリテラシーについて、子供たちを初め保護者の皆様へもPRしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、水道水使用料の未収金額と、その処理方法についてのおたただしですが、堀川ダムからの水道水供給以降の未納金額につきましては、過去10年間の平均推移等で説明申し上げる関係から、年度によって若干実際の数値と異なる場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

まず、過去10年間の現年度の調定額、いわゆる収入予定額の合計は35億3,600万円、年平均3億5,300万円であり、実際の収入金額は34億1,150万円、年平均3億4,100万円となっております。これらの現年度分の過去10年間の平均収納率は96.5%であり、未納金額の年平均は1,200万円となっております。

次に、過年度分ですが、未納金額は過去10年間で5億2,850万円、年平均5,280万円となり、対する収入額の合計は1億4,750万円、年平均1,470万円となっております。これら過年度分の過去10年間の平均収納率は27.9%であり、未納金額の年平均は3,880万円となっております。なお、現年度及び過年度に納入されず未納となっている使用料の総額は、平成24年度末で5,417万6,000円となっております。

次に、未納金額に対する取り扱いと、その処理方法につきましては、水道使用料は2カ月ごとの検針により

使用料の算定を行い、利用者から納入していただいております。未納となっている水道使用料は、滞納マニュアルに基づき、納入期限から一定の日数が経過した段階で督促状を発行し、納入を促します。それでも納入されない場合は、臨戸訪問による納入催告や未納通知により、分割納付などの納入相談により納入を促します。

しかし、それでもなお納入されず、水道使用料が2期以上未納となっている滞納者で、納入相談などにおいて分割納付等を約束しても履行しない方や、納入できるのに納入しない方など、悪質と判断される方については、文書で予告した上で、給水停止の措置をとっております。また、期限内納入者との公平性を保持し、水道事業会計の安定確保と保持を図るため、未納金の不納欠損処理については十分な調査確認を行い、慎重に進めているところであります。

本町の水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける企業会計で事業を運営しており、水道使用料の収入が経営の根幹となっておりますので、未納額を増加させれば水道事業の経営にも影響を及ぼし、最終的には料金値上げの判断もせざるを得ないような状況が予想されるため、今後も納入者の公平性の確保と健全な水道事業経営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） まちづくりに関しましての再質問をさせていただきます。

まちづくりに関しましてですけれども、もう少しこう意欲的な、そういった事象を発言できないかというふうにちょっと思うわけなんです。例えば再生可能エネルギーに関してなんですけれども、基本的に矢吹町にある資源、いわゆる太陽光自然エネルギーです。全国どこでもありますけれども、太陽光は矢吹町にも来ている、あるいは川があれば水が流れている、ましてや温泉があれば地熱がある、そういった形で、風も吹きますが、そういった部分におきまして、例えばこれを結果として東北電力なり皆さん発電していくのであれば、そのお金は皆さんが払う電気料とか、そういったものは全て町外に出ていってしまうんですね。

ところが今、全国的に地域資本主義ですとか、あるいは里山資本主義というような形でもって、地域のエネルギーは地域で賄いつつ、地域の産業としてやっていこうというようなお話が出ています。いわゆるそのエネルギーと食料の自立というものが、今後課せられている私たち、いわゆる現役世代の未来世代への責任ではないのかというテーマのもとに、行政の施策を組んではいかがかというような話があちこちであるわけです。

私ども当議会のほうも、先月、郡山のほうで研修を受けましたが、やはりそういった話が主流でございました。特に、町長はご認識していると思うんですが、ちょっと発言のトーンが低かったんですが、例えば白河であれば、やはりもうできているんですね、白河地域再生可能エネルギー推進協議会というものができていると。それから会津若松では、きのうの朝刊に出ておりましたが、土曜日に、やはり会津自然エネルギー機構というのが立ち上がっていると。

いわゆる、先ほど言いましたように、この矢吹町であるならば、矢吹町だけでも太陽の光があり恵まれております。自然エネルギーがあり、当然地熱、風、水も小水力もあると。そういったものに関して、それを地元でもって産業を起こしてやっていこうという話があるんですね。実際に矢吹町にもメガソーラーの施設ができます。でも、そこでつくられる電気は、結果として町外に逃げて行ってしまいますよ。そういったものをや

っぱり町民の利益として持っていきましよう、そういうのが産建さんのほうでも今回研修に行きました飯田市とか、全国あちこちでもってそういうものに実際に取り組んでいるわけです。ところが、矢吹町はまだ取り組んでおらず、先ほどの町長の答弁からも余り意欲的な前向きな話が出てこなかったと。ところが隣の白河ではやっており、会津でも始まっているというようなことを考えますと、ちょっと乗りおくれではないかと。

特に、矢吹町でありますと、大体単純に計算していけば1世帯当たり年間で30万円の電気、ガス、光熱費、石油、灯油とか、1件当たり30万、年間でかかるとすれば、6,000世帯とすれば18億円なんですよ。その18億円が町外に逃げているというのが、これは経済学的な見方なんです、実際に。これが、いわゆる町内でもって、ほかの市町村で始まったようなことを、エネルギーを町内で消費するというようなことを行っていけば、これが18億円、矢吹の町にお金が回れば、これは経常一般財源が四十二、三億ですから、その40%もの金が還流するというので、非常に経済効果が高いんです。

そういったことを踏まえて、私としては箱物とかよりも、今もう転換期なので、震災ということがあった上において、今はそういうことでかじ取りを変えていく時期で、ほかの市町村が組み入れているんです。ですから、そこに関して、町長もう少し前向きな答弁をしていただけないかと。

特に、今、太陽光でもって中畑南のほうでも始まっておりますが、どうもその企業が来るにおいて、出店するにおいても、ちょっと地代の問題が発生しつつあると。いわゆる山林だったものが雑種地に変更することによって、そこでの宅地比準という価格からいってもちょっと高過ぎないかと。単純にそれを計算すれば、1反歩の山が700万円、800万円、900万円の、それぐらいの値段で算定されていることになってしまうんじゃないかと。実際にはそんな値段では取引はされておりませんので、その辺をもう少し下げてもらえればというような要望もあるわけです。

とかく、私はまちづくりという観点から、エネルギーに関しまして町がもっと積極的に取り組み、自分たちでもって賄えるくらい、あるいは今回来るメガソーラーのメーカーさんにおいても、固定資産税等を優遇するんであれば、その分電気を置いていけど。それをもとにして、誘致企業に対して、電気料は矢吹は安く供給できますよというような売り込みとか、そういう自然エネルギーをプラスにして持っていくような施策、そういうことを考えていくチームを町の中に、職員さんも優秀な方がおりますので、どんどんつくられていってはいかがかと。特に白河市の中でも、エネルギー課なんていう課がたしかできたはずですよ。ほかの市町村でもそんなんですね。ですから、そこは負けずにやっていっていただきたいというふうに思うんです。

実際に、これが宅地比準に関する割合も、7割というものを矢吹、中島、西郷、白河とかでもって均一にしようとした場合には、これは競争原理からいってれば、矢吹に有利かといったら決してそうではなくなってしまう。ここは市町村であっても競争の分野なので、やっぱり矢吹は矢吹なりの野崎町政としてのアイデンティティーとオリジナリティー、コーディネート力を持って、そこはやっていってほしいというのが、これが町民の願いであります。いわゆる今の状況でいきますと、矢吹町は昔のバブル期の箱物と同じことをやっているんじゃないかと、違う部分での発展というものは望めないのかというような意見もございますので、そのような観点をもとに考慮していただきたいというふうに思っております。

それから、企業誘致がやはり一つ大事な観点でございまして、これは私が今年度の予算に関しましても反対した経緯がございまして、いわゆる商工費についてでございます。1,000万円ちょっとのお金が、この間も言

いましたけれども、産業祭とか、あるいは企業誘致費とかでもって賄えるわけでございます。ところが、それが全然、企業誘致費は21万円のままであり、前に言いましたように中小企業の支援金というのはもうゼロになってしまっていると。産業祭だけが莫大に5倍の市から伸びているような予算配分になっていると。これは町長さんがおっしゃっていることと、ちょっと真逆ではないのかというふうに客観的に思うわけでございます。

今の時期、12月でございますので、来年4月以降の予算に関してはどのような例年との変化があつて、企業誘致にどれだけ本気で取り組んでいくのかという、そういう意思が見せてもらえなければいけないのだと、これが町民に対する、先ほども申し上げましたが、現代世代の未来世代への責任でございます。そういったものを心意気をしっかりと示していただき、担保としていただけるならばお願いしたいというふうに考えます。

特に、このまちづくり、町の発展を促していくためには、前回の定例会での同僚議員からの質問もございました待機児童の問題、9月の段階で13名、9月25日で15名、その後、私のほうで追跡しました結果、10月末で20名、最近でもって25名でございます。こういったものを解消していく、そういったことをやっていかなければ人口もふえてこないし、ほかのほうに、行きたいほうに行くわけですね。じゃ、これ保育士を募集しているという答弁、恐らく来るんでしょうけれども、保育士が集まらなかったらどうするんだと。こんな25名もいる中において、じゃ、来年の保育士さんを町では募集しているのかと、何名募集したのかと。ゼロ歳であれば3人しか見られない、そういう実務的な、実際のこの現状に合わせた施策というものを行っていくのか、行っていかないのかを明確に示していただきたい。

あわせて、前回の質問でもございました老人ホーム、これも同様ですけれども、矢吹町では整備計画はないという答弁でありまして、中島と棚倉にできるからそちらのほうとの情報を入れていくというような、これはある意味、聞く側にとっては丸投げではないのかというふうに思う部分もございます。

今、言いましたように、待機児童と老人介護に関しての町民の思い入れというものは、人口が増えていく方向への方策とは逆の方向にいつているのではないかと、手つかずではないのかという点について説明を求めたいと思います。

それから、農短大の4年に関しては、今、地元の国会議員の菅野先生は文科省のこの管轄にあります。大学を増やすか減らすか、そういった文科省の委員をやっておりますので、この際ですから、そういった方もどんどんお願いをしていって、とにかく前向きに一步でも足を進めて、この矢吹町を具体的にそういうソフトの面からも立ち上げていくようなことを、積極的に取り組んでいく意気込みをお示し願いたいというふうに思っております。

それから、水道料金に関しましてですけれども、5,400万円ほど未納額として上がっておりますが、実際にこれもう固定化してしまつて回収見込みがないというんですか、そういったものもあるんじゃないかと思うんです、この数値の中には。例えば払う人がもういなくなつてしまつたとか、アパートに住んでいて払わずにどこかに行つてしまつて、もう連絡がとれないとか、そういったものもありまして、そういったものというのはどういうふうに今後処理されていくのか。特に、東西白河でもつての市町村圏のほうがございます。こちらのほうでは今度、債権の事務所のようなものを設置するというところでございました。そちらのほうに委託されて回収業務を行つていくのか、その辺も不明なので、その辺をあわせてお聞きします。

それと、SNSに関する防御、ウェブの関係のフィルタリングとか、そういったものに関する講習は、学校

のみならず、地域で青年の方を含めて行っていかなければ防御にはならないと思いますので、その辺もあわせて、いつごろまでにはそういった計画も構築したいというようなことがあればお示し願いたいと思います。

以上、長くなりましたが、ご答弁のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の再質問も非常に多岐にわたっております。飛躍された、拡大された内容等も含めて多岐にわたっておりますので全部答え切れるかどうかわかりませんが、答えられない部分については、また再々質問ということでご質問をいただければというふうに思っております。

まず、まちづくりでございますが、青山議員のほうから、もう少し意欲的な対応をすべきではないかということでございますが、私自身は意欲的に取り組んでいるというふうに自負しております。どういうことを指して、何を指して意欲的ではないのかということ、例えばということで、再生可能エネルギーについて青山議員のほうからおただしがございましたが、これは矢吹町は再生可能エネルギー、特に太陽光発電にとっては県南のリーディングタウンではないかなというふうに思っております。

まず初めに、レンゴーにあのような形で太陽光発電、あの当時、企業では日本一、したがって福島県一でございます。ああした考え方に基づいたのは、さまざまな形で企業施設の話合いがあったときに、もう少し規模を大きくすると、あの規模まではいかなかったんですよ。でも、もう少し規模を大きくしていただきたいみたいなことも含めて、すばらしい太陽光発電システムがレンゴーの中で日本に先駆けてつくられた。なおかつ、国・県と相まって、新しく家を建てていただく新築家屋については、そうしたものと同調して町としても毎年補正を組みながら、その太陽光発電を設置する新築家屋の建て主さんに支援をしていくということも含めて、今考えられる、そうした再生可能エネルギーについては、矢吹町自身を太陽光発電のまち矢吹というような、そんな考え方のもとに、私も職員も今そういう取り組みをさせていただいておりますので、青山議員にもそうした認識を持っていただくようお願いしたいと思います。

今現在、ユーラスエナジーで中島村と矢吹町、27ヘクタールのメガソーラーのシステム、さらにはアローレイクのほうでもそうした動き、また平鉢地区、寺内地区の山林にも新たな太陽光発電の仕組み、これらについてのメガソーラーの建設が予定されております。

確かに、売電ですから直接町の利益というような形にはならないのですが、しかし、エネルギーというのは回り回っております。要するにそうした形で自然環境に優しい、しかも矢吹町の自然を利用した太陽光ということであれば、直接的な恩恵がなくても間接的な恩恵、そうした国の政策に寄与するものというふうに考えていけば、その直接の効果、間接の効果というよりも日本全体がよくなるということを考えれば、青山議員の考え方もあるかと思いますが、私自身はそうとばかりは考えておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。もちろん固定資産税、償却資産税ということで、町への直接の恩恵もあることについても町民の方に言及していただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

今後、白河や会津のほうで再生可能エネルギーの推進協議会なるものをつくったということがございますの

で、矢吹町におきましても、再生可能エネルギーのまち、太陽光発電のまちというようなことを、県内はもとより全国に発信知らしめるような、そんな対応をとっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地代のほうにも触れていただきました。これらについては十分町も認識させていただいております。今、県内の市町村、矢吹町と同じような状況でメガソーラーの発電施設を建設している町村において、どういふ対応がなされているかということについて調査、検討をしながら、そうしたものを実情に照らし合わせた地代の設定というものも考えていききたいというふうに思っております。非常に青山議員、この再生可能エネルギーについては関心が高いようでございますので、今後もさらなるアドバイスをいただきながら、町としても積極的な推進を展開してまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

予算が間に合わない箱物をやっているというようないご指摘を受けましたが、これについても考え方のずれがあるのではないかなというふうに思っております。今現在、私が大きな箱物ということで、中学校にしましても今回の災害公営住宅建設計画にしても、屋内外運動場にしても、これ全て中学校については原則9割補助、さらには災害公営住宅、屋内外運動場は100%補助ということで、町の持ち出しは非常に少なくするような、そんな国・県の補助金を有効に活用させていただきながらの箱物でございますし、必要不可欠な施設という認識のもとに進めておりますので、青山議員がおっしゃるような箱物とは多少認識が違うのかなというようにことで、どうしても箱物というと、悪めいた、そういうイメージがありますが、箱物ではなく必要不可欠な施設というようにことでご理解いただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

今後も、企業誘致を積極的に進めていく考え方には変わりはありません。これは前回の9月の議会にも答弁させていただいたように、私自身は年に数度、企業訪問を繰り返しながら、どういふ情報が眠っているか、もしくは情報があるのにアンテナにひっかからないでいるかという問題、アンテナを高くしながら、そうした双方向のアンテナ、ネットワークをつくりながら情報収集に努めてまいり、雇用の確保を含めて町の税収確保のためにも、企業誘致については今後も積極的に推進してまいりますし、今、県と連携をしていることについても青山議員もご承知のとおりだと思います。県と連携を図りながら積極的な企業誘致を進めていききたいというふうに思っておりますし、この産業祭についても、以前にも説明申し上げたので青山議員ご承知かと思つたのですが、この産業祭にお金を使うということについては、産業祭にお金を使つてくださいよという県からのそうした交付金、補助金が来たために、各地域の農商工の発展、そして風評被害を払拭するためにお使ひいただきたいということで交付いただいているお金を使わせていただいているということでございますので、今後は、そうしたご認識も含めてご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、人口増加政策において待機園児の話もございました。これらについては、今ある幼稚園、保育園の全体の数の問題、入園者のパイの問題も含めて解消していくことについては、考え方に変わりはありません。今後、保育士、幼稚園教諭の募集も今現在している最中でございます。まだ数については正式に私のほうで把握していませんが、必要不可欠な数の確保を町としても図っていききたいと思ひますし、それでも確保できないという場合には、園児の数に応じた形で、臨時職員ということで保育士、幼稚園教諭の臨時募集もあわせて今後検討していききたいと思っております。万全を期していききたいなというふうに思っておりますし、園児の募

集の際に、再度、矢吹町にある保育園、幼稚園の数の総数を把握しながら、各園の振り分け等も含めて待機園児が発生しないように考えていきたいというふうに思っております。

特別養護老人ホームについても、この後もまた答弁するようになりますが、9月の議会でも話をさせていただきました。これらについて、今後の方針についても変わりはありません。町としても、今ある町の施設を有効に利用させていただきながら、今、建設中の中島村、棚倉町の特別養護老人ホームについても、他の市町村と遜色のない形で入居が可能となるよう、今後もそれぞれの関係市町村と話を進めていながら、矢吹町の方にご不便をおかけしないような、そんな対応をとってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

農短大の4年制化、これについては私もまったく同じ考え方でございます。これは、私も就任して以来、今、白河、西白河郡の市町村会、町村会の中でも、この農短大の充実、拡充強化については要望させていただいておりますし、知事を含めて県の幹部との懇談会が毎年定期的に行われているわけなんです、そうしたことも直接話をさせていただいております。今少し中断しているような状況にございますが、これについては、現在、復旧、さらには震災からの復興、除染ということも含めて、多少スピードが鈍っていることについてはご理解をいただきたいと思ひます。今後も農短大の拡充、強化については、私自身積極的に努力をしてまいりたい、青山議員のご支援もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

水道料については、平成24年度末で5,400万円の未納額があるというような話をさせていただきました。原則、10年間不納欠損処理はしておりません。ただ、青山議員おただしのおり固定化して、例えば亡くなってしまったとか、矢吹町を離れてしまつて所在が杳として知れないとか、そういうものがあるかないか、これらについても詳しい内容を私、全て把握しているものではございませんので、これらについては、今わかる段階で上下水道課長から説明をさせます。

なお、平成26年4月から予定されている広域圏での債権整理室において、この水道使用料の固定化債権が協議をされるのかということでございますが、今の段階では、この水道使用料については項目としては入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この固定化債権の債権整理室の事務内容等についても、上下水道課長から概略説明をお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

以上で、私の青山議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

上下水道課長から答弁させようと思つたのですが、ちょっと資料が手元にないということなので、白河地方広域市町村圏整備組合で、市町村税の滞納整理部門という内容で、今後協議が行われる予定の項目でございますが、1つには住民税、次に固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税でございます。したがいまして、水道利用料等については、この整備室で協議をされるものから省かれているということでご理解をいただければと思ひます。なお、もう一つの案件については、上下水道課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

上下水道課長、円谷清茂君。

〔上下水道課長 円谷清茂君登壇〕

○上下水道課長（円谷清茂君） 青山議員の再質問にお答えをいたします。

回収見込みのない未納金をどうするかというご質問だと思いますが、今ほど町長が答弁申し上げましたように、過去10年間不納欠損処理はしておりません。この水道料については、平成14年12月から今のやり方、つまり強制執行と言われる閉栓を行っております。この未納額の中には過年度分を相当含んでおります。青山議員ご指摘のように、現在町に住んでいない、あるいは、これもまた亡くなっているという未納者も相当いる、具体的にはまだ整理しておりませんが、おります。

今現在、このような未納金については、実はこの議会に上程をしながら、議会の議決を得ることによって不納欠損処分ができるようになっております。しかしながら、毎年そのような事務をとということになりますと、いろんな事務量が增大しますので、今、組織の中でこの私債権の管理条例なるものを検討しております。この条例なるものが上程されまして議決をいただきますと、不納欠損の処分ができるという状況でございます。こういったことで今、検討中でございます。未納金については、そのような形で整理をさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

6番。

時間が押していますので、端的にお願いします。

○6番（青山英樹君） 今の水道料に関しましては、もう取れないといえますか、もう納められないような本当に固定化してしまった、がちがちに固定化してしまっているもの、金額はちょっと出てこなかったものですか、後でお知らせいただきたいというふうに思っております。

それから、あと町長とのお話の中で、私は別に産業祭がどうのこうのと言っているわけではないんです。どうも意を酌み違えているらしくて、いわゆる企業を誘致していくために、一千何ぼのお金の中での割り振りの中で産業祭が多いと言っただけであって、企業誘致のほうにもっと振り向ける、あるいは企業誘致のほうに例年と違って毎年21万しか上がっていませんので、それが来年4月以降は増えるのかどうかと、そういうことに措置というものを手だてをしているのかどうかということをお聞きしたかったのです。

それから、箱物に関しましては、その箱物というのは従来と違う、意味が違うということをおっしゃいますけれども、それもいいんですが、ランニングコスト的なものを考えていっているのかと。あるいは、非常にどうも気になるのが、菜種油の搾油器なんかがそうなんですけれども、あれ後々使われていないようなこともありまして、そういったものに関しましても、そういったことがないようにということが願いのため、お願いする余りそういったことを言っております、何とかそれと兼ね合わせていけば、太陽光の発電も国がとか、そうじゃないんです。地域でもって地域主権、地域資本主義というものでもって地域にお金を生む、いわゆる白河も協議会をつくって一般の方、企業の方皆さんから一口5,000円でもって集めているわけですよ。そういう方でもって自分たちのエネルギーは自分たちでつくって売って行って、お金にしていくんだという考えのもとにやっているのが、その白河の協議会であり、会津の電源であり、そういったものが非常に多くなってきていると。そういった取り組みをしていかないんですかということをお聞きしているわけなんです。ちょっと意味が違っていると思う。もっと前向きに、ほかのほうでやっていないところに対して先駆けをして、町民にお金

を、利益を投下するような、そういう直接の施策を生んでほしいということを言っているわけです。それをずっと形として見せてくれということ言っているわけです。そのために町として、優秀な人材多いんですから、具体的にエネルギー課というをつくるなりしてやっていく、そういう意欲があるのかなのかということをお聞きしたいということです。

すみません、あと1点、情報モラルリテラシーに対しては、1点だけなんですけど、同調圧力というのが、これが一番ネックになってくるんですよ。子供でも小学生でも中学生でも、あるいは大人でも、いわゆる同じことをしないと不安になったりとか精神的な問題とかがあるんですけど、その同調圧力というものに対する対応を目的に、講演会とかそういったものを広げていただければお願いしたいというお願いを最後にして、私の再々質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

端的に答弁をお願いします。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

未納額の具体的な数字、わかる範囲で上下水道課長から答弁させます。

企業誘致のほうにお金を振り向ける。基本的に企業誘致というのは、お金をかければ企業誘致できるものではないということについては、青山議員ご承知のとおりだと思いますが、ただ、それにしても、その積極的な姿勢というのは何で価値をはかるんだということになれば、多少の予算づけというのも増額する必要もあるかなというふうに思いますので、26年度の予算において、今後考えていきたいというふうに思っております。

箱物については、当然ランニングコストも考えておりますし、今後の財政健全化というものも考えてつくらせていただいております。そうしたことを総合的に勘案しながら、今現在施設をつくっているということについて、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

太陽光にかかわって、町民が直接出資しながら町民に還元するようなシステム、これらについても今後どういうことが矢吹町でできるか等も含めて協議を深めていきたいと、そのように考えておりますので、この後もよろしくご提案を含めてご指導、ご尽力、よろしくお願い申し上げます。私からの再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

上下水道課長、円谷清茂君。

〔上下水道課長 円谷清茂君登壇〕

○上下水道課長（円谷清茂君） 青山議員の再々質問にお答えします。

回収できない未納金は幾らかというご質問だったと思いますが、今現在、それを分析中でございます。具体的な数字は出ておりませんが、10年前の過年度分の未納金がございます。約4,000万円ちょっとでございますが、この中から回収不能の金額が出てくるんだろうと、そのような形で今、分析をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時59分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、我が国の農業・農政による米政策でございますが、戦後の食糧管理法のもとで、食糧の自給と価格の安定を目的に進められてきましたが、品種改良と農業技術の向上と農業機械の導入により生産量が増加し、政府の米の過剰在庫により、1970年、昭和45年から米の生産調整、いわゆる減反政策が実施されました。この政策の中で、水田転作補助金と米の流通で自主流通米制度が導入されてきたわけですが、1995年、平成7年に食管法から現在の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律として食糧法が施行されて、減反政策も継続されてきました。

2004年、平成16年から新食糧法に改正されて、転作面積を配分する方法、ネガ配分から、生産できる数量、生産目標数量を配分する方法に移行されて現在に至っておりますが、農家の段階では、生産目標数量は作付目標面積の減反政策に変わらない状況であります。

こうした農業政策の経過の中で、TPPの農業交渉のさなかに、来年度から、政府は転作補助金の減額と減反政策の5年後の廃止を決定いたしましたので、1つ目に農業・農政、米政策について質問させていただきます。

1点目は、政府の転作補助金を見直し、平成26年度からは転作補助金を半減し、5年後には廃止するということで、飼料用米等については補助金を増額すると新たな政策を決定いたしました。この政策に対し、町としては、今後何らかの対策を講じる考えがあるのかをお尋ねいたします。

2点目は、米政策、減反の廃止についてですが、国では2018年度から生産目標数量配分をやめ、需要見通しを公表して、生産量をそれぞれ農家が自分で決定するという政策を決定いたしましたので、実質的には生産調整の廃止となるわけですが、この廃止により、農家を取り巻く環境が大きく変わることになると思いますので、現段階で農家への影響について、町としてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2つ目は、道路整備について質問させていただきます。

1点目は、国道4号線の4車線化についてですが、現在、鏡石町まで4車線の拡幅工事が進められており、町としても国へ町内全区間の4車線化について要請もしておりますが、早期に実現できる見通しがあるのかを

お尋ねいたします。

2点目は、ラウンドアバウト型ロータリー交差点についてですが、6日に鈴木委員長よりも報告があり、同僚議員からも同じ質問が予定されておりますが、私の観点から質問をさせていただきます。

産業建設常任委員会の視察研修による、長野県飯田市の道路整備の取り組みですが、飯田市では既存の信号機交差点を一方通行専用方式の円形交差点、ラウンドアバウト型を全国で初めて導入、設置した市であります。取り組みの経過から採用までの内容をお聞きして、実際の現地で説明もお聞きしました。

採用に至った成り立ちの中で、戦後間もない昭和22年に8割を焼き尽くす大惨事があり、この復興の際にラウンドアバウト型交差点が設置されたことをお聞きして、安全でCO₂の削減の効果もあり、環境に配慮し、災害時や停電時も自立性を発揮できる特性により、今後、全国で本格的な整備が期待されているということです。

今回の視察により、現在、東北地方や福島県内でも、まだ設置されているところはないとお聞きいたしましたので、ぜひ町内の何カ所かの交差点に設置する考えがあるのかをお尋ねいたします。また、設置箇所の提案でございますが、1つは、現在点滅信号の交差点でもある田町・大池線の交差点ですが、余り経費もかからずラウンドアバウト型交差点を導入、設置することが可能であると思われませんが、どうでしょうか。

2つ目といたしましては、中心市街地の復興による道路整備で、大正ロマンの館に次ぐ第2のシンボリックな存在になれるように、中心市街地の町道一本木29号線と、町道北町・新町線の交差点に導入、設置するのはどうか、提案も含めてお尋ねいたします。

3つ目は、学校給食について質問させていただきます。

1点目といたしまして、各小学校の給食コストについて質問させていただきます。

町内の4つの小学校も児童数が違いますので、給食の献立は同じだと思いますが、給食をつくるコスト面で違いがあると思われまして、材料費、設備費、人件費、水道光熱費等の経費を含めた各小学校の1食当たりの生産コストがどの程度なのかをお尋ねいたします。

2点目は、今後の学校給食のあり方についてですが、少子化が進み、町内の小学校の児童数も年々減っていく傾向にあります。今後の学校給食のあり方で、現在の各小学校の自校方式による学校給食で、調理施設の規模からすれば近隣の幼稚園の給食も賄うことが可能であると思われませんが、このような考え方はどうなのかをお尋ねいたします。

3点目ですが、学校給食センターの設置について質問させていただきます。

児童数の減少により、給食をつくるコスト面で自校方式より、将来的には給食センター方式のほうがコスト削減が図られると思われまして、今後、学校給食センターを設置する考え方や、建設するような計画等はあるのかをお尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、水田転作補助金の見直しについてのおただしであります。ご承知のとおり、先月末に国において減反政策の廃止を含めた新たな水田政策の枠組みが示されました。その中では、5年後の減反政策の廃止を受けて、主食用米から非主食用米への誘導策として、飼料用米や米粉用米には数量払いが取り入れられ、上限で10アール当たり10万5,000円の単価設定が示されております。

数量払いの考え方については、よい品質のものをより多く収穫した場合、単価が上乘せされる仕組みであり、現在の経営所得安定対策でも、大豆やソバなどが数量払いとして農家のやる気を後押しする制度となっております。これまで、飼料用米については、定額助成として10アール当たり8万円であったものが、今回、数量払いとして10アール当たり10万5,000円まで引き上げられることになりましたので、農家の方にとっては今以上に転作に取り組みやすい環境になるのではないかと期待しております。

また、来年度には産地交付金として、産地の創意工夫を生かして需要に応じた水田農業が展開できるよう、例えば飼料用米で多収性専用品種に取り組む場合には、交付単価が追加できるなどの仕組みも導入される見通しであります。さらには、町独自の認定農業者への支援策として、現在、認定農業者が生産調整を達成し、飼料用米や米粉用米に取り組んだ場合、10アール当たり1万円の上乗せ助成を行っておりますので、差し当たって、減反政策が継続する来年度については、この助成を継続してまいりたいと考えているところであります。

また、大豆やソバなどの数量払いである畑作物の直接支払交付金についてであります。来年度は、一部見直しはあるものの、現行どおり全ての販売農家、集落営農に対して実施されることになりました。平均交付単価を見ますと、大豆は60キログラム当たり350円増の1万1,660円、ソバが45キログラム当たり2,170円減の1万3,030円と、大豆については充実する内容となっております。転作については、以前はマイナスのイメージがありましたが、三神地区や長峰地区では大豆の産地化が進み、三神地区ではJ A主導の成功事例として全国から注目されていることは衆目が一致するところであります。

来年度の水田転作の補助金につきましては、一部、米の直接支払交付金の単価見直しや、米価変動交付金の廃止など制度の見直しはありますが、水田フル活用として飼料用米や米粉用米には手厚い支援内容となっておりますので、町といたしましては、J Aとの販売ルートの確保を含めた連携を強化し、地域に合った転作を積極的に推進することにより、農家の皆様の所得向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の生産調整、減反政策が廃止されることによる、現段階での農家への影響についてのおただしであります。ご承知のとおり減反政策については、5年後の2018年度を目途に廃止する方針が正式に決定しております。国が各農家に生産量の目標を配分する制度から、生産者や農業団体が需要に応じた生産量を判断する仕組みに移行することになり、1970年の減反政策の本格導入以来、ほぼ半世紀にわたって続いた米政策が大きく転換することにより、米の生産は自由競争時代に入ることになります。

国としては、米の生産を自由競争にすることで、米農家の規模拡大による生産性向上や、中食・外食向けの業務用米など、需要に応じた多様な品種の生産を促す考えであります。水田面積約1,650ヘクタールを有する矢吹町にとっては、減反政策の廃止の影響は大きいものと考えております。

まず、来年度に直接影響を受けるものとして、米の直接支払交付金の交付単価が10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減されること、また米価が下落した際に発動される米価変動交付金が廃止されることが決

定しております。矢吹町では、今年度は539名の方が経営所得安定対策に加入し、地域間調整のとも補償制度を活用しながら生産数量目標を達成し、米の直接支払交付金を受け取っておりますので、交付金が半減され、さらに米価が下落した際の米価変動交付金が廃止されることは、農家の所得に直接影響することになります。また、生産調整のたがが外れることで、主食用米を作付する農家が増え供給過剰となり、米価が下落することも懸念されるところであります。

現時点で想定される影響についてであります。交付金が半減した場合、参考として、平成24年度には米の直接支払交付金として717名、1,029ヘクタールで1億5,449万7,000円の交付金を受けておりますので、この額がおおむね半分以下から3分の1程度になる見込みであります。さらに、仮に米価が1俵当たり1,000円下がった場合には、矢吹町ではおおむね12万俵の俵数がありますので、単純計算で約1億2,000万円の影響が出るものと考えております。

減反政策の廃止の方針により、来年度以降、米の直接支払交付金の見直しや、米価の下落の懸念等がありますが、町といたしましては、今後の水田農業の構造転換を見据え、飼料用米や米粉用米など手厚い助成金を活用することにより、農家の所得確保に努め、JAと連携しながら万全の対策を講じてまいりたいと考えております。また、新たな水田政策として担い手への集積を目的とした農地中間管理機構の創設や、農地・水・環境保全向上対策にかわる日本型直接支払制度の創設など、新たな対策が出てきておりますので、制度の詳細について情報収集に努め、認定農業者等の担い手支援、集落営農の方向性を基本に、持続可能な農業・農村の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号の4車線化について早期に実現できる見通しがあるのかのおただしであります。国道4号は、東北地方と首都圏を結ぶ大動脈であり、高速交通ネットワークも整備され、広域幹線道路として周辺住民の生活道路には欠かせない重要な役割を担っております。また、震災から2年9カ月を迎え、復興に全力を挙げて取り組んでいる今、当地域経済の安定、活性化を図り、災害に強いまちづくりを進める上でも、4車線化実現は喫緊の課題であります。

こうした中、交通混雑の緩和、沿道環境の改善、交通安全の確保を図り、地域活性化を目的として、西郷村から白河市及び鏡石町で国道4号の4車線拡幅事業が進められております。本町を初め、白河市、西郷村、泉崎村、鏡石町で組織する一般国道4号4車線整備促進期成同盟会では、平成13年から要望活動を実施しておりますが、いまだ矢吹町から泉崎村間の4車線事業化がなされていない状況であります。

平成24年には矢吹IC付近で3名が犠牲となる交通死亡事故が発生しており、早急に交通安全対策を行うことが課題となっております。矢吹町、泉崎村の2車線区間の4車線化及び矢吹IC付近の交通安全対策について促進を図る目的で、ことし5月、国道4号矢吹町・泉崎村事故対策協議会が設立され、要望活動を強化しているところであります。

その結果、郡山国道事務所において行う、鏡石町からの国道4号4車線拡幅事業の延伸の早期実現を推進しながら、国道4号矢吹地区・泉崎地区事故対策事業として、矢吹ICを中心に上り1,000メートル、下り600メートルの区間を5カ年計画で事業に着手されております。今年度は5,100万円の予算が計上され、9月からは測量、設計を実施しており、年度末には地元町民に設計説明会を開催する予定であります。今後のスケジュールとしては、平成26年度に用地測量及び調査、平成27年度に用地取得及び補償、平成28年度に工事に着工し、

平成29年度の完成を目指し、事業を進めてまいります。

今後は、事業の進捗状況と照らし合わせながら、国道4号4車線化の早期実現に向けて強く要望活動を続けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ラウンドアバウト交差点を設置する考えはあるのかとのおたただしですが、ラウンドアバウトとは、環状の道路を一方方向に通行し、環状道路を走行する車両に優先権があるロータリーであります。産業建設常任委員会からの報告にもありましたとおり、長野県飯田市内の2カ所に設置されておりますラウンドアバウトについて、常任委員や随員職員のほかにも、都市建設課職員も視察に同行させていただきました。

職員からは、通行に際し、若干の慣れは必要としながらも、複雑な接続をしている交差点においては、見通しがよくなることでスムーズな車両の通行及び歩行者の安全が確保でき、また、信号機がないことで待ち時間の解消や停電等の自然災害による影響が少ないなどのメリットがある反面、改良する面積が大きく、近隣地権者の協力が不可欠であること、交通量が多い交差点では、かえって渋滞を招くなどデメリットもあり、設置に向けた詳細な検討をすべきであるとの復命を受けております。このラウンドアバウトに関しましては、改正道路交通法が本年6月14日に公布されたことを受け、全国各地の自治体が興味を示しており、設置に向け検討を開始しております。

こうした中、福島県警交通規制課では、ラウンドアバウトの模擬実験を行い、交通の流れや安全性について検討に入っていると報道がされております。既に設置している自治体のホームページや動画配信サイトなどでは、実際の映像が視聴できますので、ご確認いただければと思います。

さて、町では、中心市街地の復興に関する取り組みについて、東京大学生産技術研究所と連携しながら進めておりますが、その中でも復興道路と位置づけされている道路について、多くの人が町に練り出せるようにするためには、どのような道路形態がよいのかを検討しております。また、町内には小松地内の5差路を初め、複雑な接続をする交差点や、見通しの悪い交差点が存在しており、議員ご指摘のとおり、緊急時、災害時の対応まで考えた道路形態、交差点形状について、このラウンドアバウトが交通安全確保のほかに町のシンボルとしてなり得るかも含め、設置している自治体の調査や、来年1月に開催されるラウンドアバウトサミット in 飯田へ参加し、飯田市を初め、軽井沢町や須坂市など、趣意に賛同する自治体が結束し、さまざまな知見を持つ学識経験者と整備事例、課題、効果の共有を図りながら、また、東北地方において、まだ設置されていないということもあり、その有効性については十分な検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、各小学校の給食コストについてのおたただしですが、学校給食法においては、学校給食に要する経費のうち、食品の原材料費、学校給食費は保護者の負担、学校給食の実施に必要な人件費、施設設備に要

する経費等は設置者の負担と定められております。

各小学校の給食コストについては、矢吹小学校における原材料費は年間1,311万3,000円、調理に係る光熱水費は約178万8,000円、人件費、委託費になりますが707万3,000円であり、1食単価は453円となっております。

次に、善郷小学校ですが、原材料費は年間2,321万8,000円、調理に係る光熱水費は約326万1,000円、人件費については926万6,000円であり、1食単価は402円となっております。中畑小学校は、原材料費が年間772万8,000円、光熱水費は約136万4,000円、人件費については488万9,000円であり、1食単価は480円となっております。三神小学校は、原材料費が年間639万2,000円、光熱水費は約111万6,000円、人件費については488万9,000円であり、1食単価は524円となっております。

本町の小・中学校は全て自校方式で調理しており、子供たちに温かい食事を提供しております。献立につきましては、全校共通ではございませんが、小・中学校に配置する2名の栄養士が、文部科学省より示されている小学校児童の学校給食の標準食品構成、児童または生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準に基づき献立を作成し、各小学校へ提示いたします。栄養士の配置がない小学校では、養護教諭がこの献立を学校給食栄養管理システムに入力し、各学校の実情に合わせアレンジして献立を作成しております。したがって、献立は各校ごとに異なるものの、カロリー計算や栄養のバランスについては、低学年、中学年、高学年の基準に合わせて、しっかりとつくられております。

次に、今後の学校給食のあり方として、現在の各小学校ごとの自校方式による学校給食で、近隣の幼稚園の給食も賄うような考え方はどうかのおただしではありますが、幼稚園は保育園とは違い、給食施設は義務ではなく任意設置とされておりますが、幼稚園設置基準第11条により、給食施設が備えられるほうが望ましいとされております。また、平成17年に食育基本法が制定され、翌、平成18年に出された幼児教育振興アクションプログラムにおいては、食育基本法及び食育基本計画を踏まえ、食育を推進することとされております。これらを踏まえ、施設老朽化した幼稚園、保育園の今後のあり方について検討していく中で、幼稚園給食の実施についてもあわせて検討してまいります。実施する方向となった場合には、1つの給食施設を設置する方向で進めてまいりたいと考えております。

議員おただしのように、年々児童・生徒数は減少傾向にありますので、今後、幼稚園、保育園のあり方の検討も踏まえながら、各方面のご意見を伺い、よりよい学校給食のあり方についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、学校給食センターの設置についてのおただしではありますが、近隣の西郷村給食センターと泉崎村給食センターに伺ったところ、1食当たりのコストは、西郷村で366円、泉崎村で479円となっております。一方、本町の自校給食による各小学校の1食当たりのコストは、さきに述べたとおりではありますが、中学校を含めた小・中学校の平均は468円となっております。しかしながら、給食センターを設置する際には、センター長、事務職員等、施設職員を配置する必要もあることから、それら人件費がかかることもあり、自校方式と比較して目に見えたコスト削減となるかは、さらに精査していく必要があると思います。

6月定例議会の答弁において、矢吹町では過去に給食センター設置の議論がありましたが、各校において給食のおばさんが調理してくれる姿を間近に見ることで、給食をつくってくださる方への感謝の気持ちや食に対するありがたさなどを醸成するなど、食育の観点から自校給食方式を選択したという経緯があるという答弁を

させていただきました。自校方式は、食育の基本となる感謝の気持ちの醸成や、子供たちに温かい給食を提供することができるなど、教育上極めて望ましい要素があると考えております。学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図り、子供たちの栄養バランスに配慮し、安心・安全な給食の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1つ目の、米の転作関係で、26年度から、先ほども話したように転作補助金も半減されるというふうなことでございますが、飼料米等については増額されるということで、先ほど町長のほうからも答弁いただきました。

実際、飼料米についても、先ほど米粉の話も出ましたが、現在、米粉も過剰基調だということで、販売に苦慮しているというふうなことでございます。飼料米等については、これから今後の取り組みになるというふうなことでございますが、現実的に飼料米等の種もみを次年度から実質確保できるのかというふうな問題もありますし、この飼料米の販売先の確保、これについても、町としてはどの程度種もみの確保と販売先の確保について、どのような考えをお示ししているのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

もう一つは、学校給食についてでございます。

先ほど教育長から答弁いただきましたが、かなり小学校ごとにコストが違っております。当然、生徒数が違います。三神小学校は140名程度、中畑小学校で150名、矢小で250名、善郷小は当然480名程度おりますから、生産コストの部分で給食費が変わるというのは当然だというふうに思われますが、小学校ごとに献立が違ふということで、学校給食法では問題ないというふうなことでございますが、できれば献立の決定の流れ、学校給食法による摂取基準によりまして、標準食品構成表を基本に月ごとにつくっているとは思いますが、その献立決定までの流れと、実質町としては各小学校に基本献立表を毎月作成して出しているのか。それを基準に各小学校で献立をつくっているのか。やはり価格差が出るというふうな部分で、現実的にカロリー量とかそういうふうな部分では問題ないというふうなことかもしれませんが、実質基準に合ったような部分で基本の献立を作成して配布をして、その中で各小学校ごとに独自の献立をつくっているのかどうか、そういうふうな部分の流れ、献立を作成する流れまで、すみませんが説明をお願いしたいと思います。

あと、コスト面で違うというふうなことで給食費の1食当たりが違うということですが、各小学校で給食費、毎月の給食費はイコール、同じなのか。4つの小学校とも同じなのか、それもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと、県で毎年学校給食には地場産物の活用状況調査結果を公表しております。24年度のものも公表されておりますが、穀類、米類ですね、これは県平均で昨年度は49.5%、これは県内だけで49.5、じゃ、市町村産品は何%かという、23.7%というふうにかかなり低い数字になっております。お聞きしたいのですが、町内の農産物、年間どの程度の割合で取り入れられているのか、農産物で。特に米については、どの程度の割合の取り扱いになるのかをお尋ねいたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、教育長も先ほど6月の一般質問の話をしていただきましたが、私、6月に幼稚園の給食の件で質問させていただきました。実施方針を検討するというふうなお話もありましたが、これは保護者や町民の意見も踏まえて、各小学校の調理施設、規模からすれば、当然昭和40年に自校方式になったということで、その当時の児童数からすれば半分弱に減ってきているわけです。しかしながら、その規模、給食の設備規模については現状のままというふうなことでございますから、その中で近隣の幼稚園の給食を賄うことが可能だというふうには私も思いますし、保護者や町民の方もそういうふうな意見がございますので、現実にはそういうふうにはできないのか、できないのであれば何の問題があるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、当然学校給食センターの件でございますが、センターの計画はまだないというふうなことで、矢吹小学校に今、大規模改築の話が出ておりますが、その中で、併設して学校給食センターというものを、先ほど幼稚園も保育所もそうですし、学校の給食の設備が古くなったというふうなこともあろうかと思いますが、学校給食センターを併設してつくるような考え方とか、それも含めてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

米の減反政策が大幅に改正され、減反そのものがなくなってしまうというような、そういう状況でございます。毎年、減反については当矢吹町にとっても大変厳しい環境の中にございまして、取り組みについても大変苦慮してきた、そんな経過がございます。

今までもそうだったように、ただいまの薄葉議員の、水田フル活用によって飼料用米や米粉用米には手厚い国の支援があるといえども、本当に種もみとか、さらには販売先をきちっと確保できるのかということについては、非常に難しい問題だというふうに思っております。

現在のところ、具体的な数量、さらにはフルに活用して転作に取り組んだ場合の販売先の確保の見通し、これらについては明確なものはございません。したがって、先ほども話しましたように、両JAとの種もみ、さらに販売ルート確保を含め、連携を密にして農家の皆さんの所得向上に努められるような、そんな万全の手当てを今後協議を深めてとっていきたいと思いますし、町自体としましても、さまざまところに販売先ということでの確保に向けた取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

なお、そうした詳細について、ある程度見通しが立った段階で、議員の皆様には、それらの今ご質問があった種もみの確保、販売先のルートが確保できたかどうかについて、詳しく説明させていただきたいというふうに思っておりますので、現時点の答弁については、今話したことでとどめておきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、薄葉議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、献立表の作成決定の流れということについてでございますが、町で小学校や中学校の献立表の基準をつくっているのかというおただしについては、町としては、教育委員会としては、作成はしておりません。学校に任せております。

5つの小・中学校のうち、善郷小学校と矢吹中学校には、学校栄養士が県から配置されております。それで、以前には矢吹小にも配置されておりましたが、学校における食数から基本は500以上ということを言われておりまして、矢吹小学校からは引き上げとなってしまった経緯がございます。同じような理由で、残念ながら中畑小にも三神小にも栄養士は配置されておられません。

そこで、矢吹小、中畑小、三神小につきましては、矢吹小については、矢吹中学校の栄養士が作成をいたしております。中畑小と三神小については、善郷小の栄養士が献立表をつくっております。それぞれの小学校では、さらに自分の学校の行事とか、あるいは、時には希望献立なども、子供たちの希望に基づいた献立なども行っておりますので、そういうことなども勘案して献立表を養護教諭が作成をしております。発注等も、各学校ごとに材料費の発注は行っております。もちろん、献立表をつくる、あるいは栄養計算をする、材料をどのくらいとか、そういうことについては、そういう作成ソフトがございまして、それを各学校に教育委員会で配置しているといえますか、それに基づいて献立表をつくることになります。

各学校ごとに、私も9月の献立表を取り寄せましたところ、4つの小学校、中学校もそうですが、それぞれ、何と違ったらいのでしょうか、全く違うといえますか、献立はですね。新しい献立というよりも、要するに3つの小学校は栄養士がおりませんので、過去の献立表とか、そこにはもう計算して、この献立にすればどのくらい購入すればいいとか、そういうのはできておりますから、そういうので入れかえたりしながら、工夫しながら各小学校でつくっているというふうにしております。

2点目は、各小学校の給食のコストについてでございます。給食費でございますが、年間の給食費は矢吹小学校、善郷小学校、三神小学校は年間4万7,000円でございます。中畑小学校は4万8,000円でございます。それで、この違いはどういうところからといえますと、1つは、給食日数がそれぞれ違っていて、中畑小学校は181日実施しております。矢吹小学校や善郷小は174、175、三神小は178と、そういうことにしますと、1食の単価はそれぞれ違ってくるということでございます。なお、矢吹中学校の場合には5万2,000円、166日で実施しております。

続きまして、給食の材料関係でございますが、米、米飯給食につきましては、安定供給ということから、学校給食会を通して地場産米、矢吹産米でお願いをしております。それ以外の農産物については、商工会や納入組合等をお願いをして、できるだけ町産のものをお願いしておりますが、しかし、なかなか調達できないとかいろいろな理由がありまして、必ずしも矢吹産のものだけではないというふう聞いております。

それから4点目は、児童数等も減少しているもので、現在の小学校でできるのではないかとございまして、実は西郷とか泉崎とかも幼稚園の給食を行っておりますので、その様子等も聞きますと、同じようにはつukれないという、当然でございますね、幼稚園や保育園は小さな子供たちですので、例えば食べ物でもやわらかにつくる必要があります。そしてまた、小学校以降は発達段階からむしろかた目のもの、場合によった

ら、あえてかたいものを提供したりもしております。例えばするめなどを出したり、さきいかといいますか、要するにかむ力を育てる、あるいはそれが体を育て、また脳も育てるといふふうにも言われておりますので、そういうこと。

それから、当然調理方法等も違ってまいります。例えば幼稚園の子供たちには食べ物もなるべく小さくといひますか、そうしますと、今小学校にある自動で刻むものとか、そういうものではちょっとつくれないというようなこともあります。それからもう一つは、例えば善郷小などは、かつては600人から子供がいたわけですから、同じ給食施設とすれば中央幼稚園のものをつくれないかということをおもひを栄養士にも打診をいたしました。そうしましたら、実は例えば、じゃ、その保管庫は給食室、あるいは関連のところには置けませんと、何か建物を1つつくってもらわなくちゃなりません、そういうようなこともございます。

もちろん、じゃ、全くできないのかといいますと、ほかの給食センター等ではつくっておりますので、できないわけではないというふうに思いますが、いずれにしても、いろんな問題がございますので、それについては検討させていただいて、そして5点目の給食センターについても、どのようにして給食センターをつくらうか、給食センターをつくるメリットもございまして、また食育という観点からしますと、多少デメリットもないわけではございませんので、コスト面では多分有利な面もあると思っておりますので、そういうことも総合的に検討させていただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再々質問する予定は、最初はなかったんですけども、今の答弁でちょっと再々質問をさせていただきます。

まず、今の学校給食関係なのですが、お話を聞いていますと、町内の小学校は、まず献立はばらばら、何を使っているか、品質は問題ないかもしれませんが、献立もまちまち、そこに給食費もまちまちと、全部違うということですね。何か基本的な部分が町として何か欠落をしているというか、そこがちょっとあるんじゃないのかなと思います。

やはり、今育ちざかりの小学生ですから、低学年、中学年、高学年、3段階で摂取カロリーも違いますし、摂取方法も学校給食法にのっとって当然つくっていると思いますが、やはり町内の小学生が基本的に全員一つの、ある程度の基本的な献立で同じのを食べて、同じように勉強して、同じようにスポーツをしたりして学校で教育を受けるというふうな部分で、もうちょっと検討の余地があるのではないかというふうに思われますので、そういうふうな部分をもうちょっと検討していただきたいなと。教育長の答弁からすると、各自、創意工夫といっても何か適当にやっているような、何かもうちょっと、言い方はあれですけども、やはり各小学校ごとに町として基本の献立を作成して、それを例に、ある程度4つの小学校がばらばらにならないように、1カ月のうちに3割から4割は大体基本的な部分で献立をしているというふうなことであればいいですけども、全部ばらばらで、そして給食費も全然違うと、日数も違うと、そこはちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

あと、給食の学校の設備ですが、私はそんな、今の設備でつくれないのかと、つくる方法じゃないですよ、

それは人件費も要りますし、それほどのつくる調理方法もありますが、現実的に私は、施設がつくれるような規模があるんじゃないのかなと、そこに問題点があるとすれば、問題点を解決すればつくることは可能でしょうと、先ほど教育長も給食センター、ほかの西郷の町村では全部幼稚園までやっているわけですから、矢吹町でつけれないのは何なのかなと。そこで小学校にそれだけのあいている施設が、規模があるとすればつけれないのかなというふうなことで、ちょっとそういうふうな部分も発想で、最初からつけれないじゃなくて、つくるのにどういうふうな問題点があって、そのハードルをどういうふうに越していけばつくれるんだというふうな回答を私はいただきましたかったので、そこをもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、先ほど米のほうは学校給食会というふうなことです、実質何割なんだか、100%なんだか、割合を私聞いているんですけども、割合の返答がありません。あと年間どの程度の農産物というふうなこともちょっと答弁がありませんでしたので、県の教育委員会のほうでは、学校給食における地場産物の活用状況調査結果というふうなことで公表して、各市町村ごとにもあるというふうなことでございます、私が聞いた段階では、そういう調査報告書があれば提出をしていただいて、見たいと思いますので、それもあわせて答弁のほうよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

給食の献立が学校ごとにまちまちで、必ずしもしっかりしたものではないのではないかとご指摘でございますが、学校ごとに別々ではあっても、それは子供たちにとって極めて大事な食の問題ですから、安全面も含めまして、そしてまた摂取カロリーから、あるいは脂質やたんぱく質とか、そういう基本的なものも含めて十分に確保されて、すばらしい給食が矢吹町ではなされているというふうに私は考えております。

ただし、その給食日数もそれぞれ学校独自で、給食費も違いがあつてということについては、実は現在、給食関係者の会議を開きまして、できるだけ日数や、あるいは給食費等については調整する方向で検討しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

2番目の、給食の施設、給食センターということにつきましては、基本的には食育の観点から、6月議会でもご答弁申し上げましたように、今回も申し上げましたが、過去に給食センターがいいか自校給食がいいかという町民の方々、保護者の方々のご意見をいただきながら、自校方式でという協議がなされているということでありましたので、基本的には食育等の観点から自校方式がいいのではないかとということで、これまで実施してきたわけでございますが、薄葉議員ご指摘のように、コスト面等から考えれば、給食センターのほうがコスト減になるだろうということは確かでございますので、それについては検討させていただきたいということでございます。

それで、現在の給食施設でできないかということは、先ほど申し上げましたように、必ずしもできないわけではありませんので、そこについてはどういう問題があるかをさらに精査させていただいて、食育の観点から、それからコスト面から、保護者の要望等も含めまして総合的に検討させていただきたいというふうに先ほど申し上げたわけですが、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、学校給食費の米については、小・中学校全て矢吹産米で納入をお願いしている米飯給食を実施しております。

それから、農産物についてはどのくらいというのは、私どものほうも県に報告した経緯もございますので、それについては今手持ちがないものですから、後日報告をさせていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、休議いたします。

（午後 零時05分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

なお、会議中の私語は慎むようお願いいたします。

（午後 1時13分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告3番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 本日3番目、午後から最初の一般質問をさせていただきます。

通告書に従いまして、3点ほどお尋ねを申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

まず、一点目でございますが、全国レクリエーション大会福島県開催についてお尋ね申し上げます。

来年度、平成26年9月に第68回全国レクリエーション大会が福島県において開催されます。県内各地でさまざまな競技の熱戦が繰り広げられることが予想されます。福島県の復興と風評被害を払拭するため、県が威信をかけて招致をした大会でもございます。特に、現在福島県におります森雅子、根本匠両大臣を筆頭に、国会議員、県知事が一致して福島県のために招致を決定した大会でもございます。この問題に関しましては、以前の定例会でも私は質問しておりますので、答弁のほうを具体的かつ的確にお願いしたいと思います。

まず、最初の質問でございますが、町では各競技への種目招致活動をどのように展開してきたのかということをお尋ね申し上げます。そして、町内開催による効果や影響を矢吹町としてはどのように思っておるのかということをお尋ね申し上げます。

これまでの経緯と実績から、私はティーボール大会を招致するのが矢吹町にとって一番有利な招致活動ではないかと前回も申し上げましたが、再度ここで申し上げたいと思っております。

前回の答弁では、このティーボールに関しては白河市が大分有利に進んでおって、矢吹町は何かサブ的な大会にでもこぎつけたいというような答弁でございましたが、再度この点に関しまして質問をさせていただきますので、答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

2番目でございますが、町の財政状況と今後の課題についてをお尋ねを申し上げます。

昨年の9月議会終了後、昨年の県内59市町村の決算状況が発表されました。当町は財政状況が改善されたとは言われておりますが、財政状況を示す実質公債費比率がワースト3ということで新聞各紙に報じられております。町民懇談会やさまざまな集まりにおいて、財政再建目標は達成した、財政再建の道筋は見えてきたというような町長の発表がなされております。確かに当町の財政再建目標は見事に達成されております。ただ、町民の間にこうした新聞報道がありますと、この自治体の財政というものは順位によって一喜一憂するものではございませんが、財政再建目標が低かったのではないかというような話も出ております。数値的には確かに改善されたということは町民も十分に認識しております。ただ、新聞報道でこうした下のほうに矢吹町の名前が連ねるといふことに対して、町民の疑問が多々寄せられておりますので、こうした質問をいたしております。このような状況に関して町の見解をお尋ね申し上げます。

また、現在の公債費比率が16.9%の状況であります。18%以上になると借入れの際に県の許可が要るようになりますが、当町に対してこういった懸念はないのかというような町民の声でございますので、答弁のほどよろしくお尋ね申し上げます。

それから3番目に、ペンタックス、HOYAですね、ミヤノ、シチズン、曙ブレーキ、ナガシマ化学等の企業撤退がこうした日本の経済状況において相次いで矢吹町でも起こりました。また、人口もついに1万8,000を割り込むというような状況でございます。こうしたことが財政に与える影響が懸念されておりますが、矢吹町としてはどう見ているのかをお尋ね申し上げます。

また、平成22年、23年、24年度の税収の推移をお尋ね申し上げます。特に20年から23年にかけては、いわゆる震災前と震災後という意味合いも兼ねてお尋ね申し上げます。

それから、数年前ワースト1であったお隣の泉崎村が財政改善が進み、今では近隣の白河市、中島村、西郷村等を抜いて急浮上しております。今後当町がワースト3から脱却するために、どうした政策や方針で進むのか、お尋ね申し上げます。

例えば隣の泉崎でございますが、ご存じのとおりバブル期に広大な工業団地あるいは住宅団地を造成しました。泉崎の場合はこれが売れば、またその工業団地に企業を誘致できれば何とかなるんだというような、もう明確な目標がございました。多少時間はかかりましたが、見事にこれをクリアして急浮上したわけです。矢吹町では、そうした泉崎のような明確な目標がちょっとぼやけているような気がしております。町民の間でも、どうしたらこの状況から脱却できるのか、町はどう考えているかということですのでお尋ねを申し上げます。

それから、3番目、中間貯蔵施設についてをお尋ね申し上げます。

当町で除染の仮置き場の理解がなかなか地域住民に得られない理由の一つには、除染で出た汚染土壌等を搬入する中間貯蔵施設の進捗状況が見えないという声が上がっております。まさしく私もそう思っている一人でございます。この件に関しまして、県から整備候補として挙がっている大熊町、檜葉町、そして双葉町等の最新の進捗状況の報告が矢吹町になされているのか、また、そういった情報を矢吹町ではキャッチしているのかということをお尋ねを申し上げます。

町として、中間貯蔵所の早期実現に向けてどのような活動を県に働きかけているのか、この件もあわせてお尋ね申し上げます。

最後でございますが、数年後に中間貯蔵施設が完成した後に矢吹町あるいは県内各地の仮置き場にある除染

物質を搬送するには、物理的に可能なのかということでお尋ね申し上げたいと思います。

また、関連でございますが、矢吹町の仮置き場、あるいは今後矢吹町の除染計画が順調に進んだ場合に、どの程度の除染物質が矢吹町には出るのか。また、それをトラック等で運ぶためには延べ何台ぐらいの車両が必要になるか、わかればお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、全国レクリエーション大会福島県開催についてのおたただしですが、第68回目となる本大会は平成26年9月19日から21日までの3日間、福島市をメイン会場に開催が予定されており、福島市をサポートする形で郡山市、会津若松市、いわき市、白河市等での分散開催の準備が進められております。東日本大震災や原発事故により甚大な被害を受けた福島県の復興を全国にアピールするために、明るく前向きな未来に向けたイベントとして、「遊び・喜び・笑う」を原点に、オリエンテーリング、キャンプ、フォークダンスやウォーキング等の多種多様な種目が開催される予定であります。

本町への種目招致活動につきましては、6月議会定例会において同様のご質問をいただきましたが、その後、本町への種目招致について福島県文化スポーツ課を通じ、その可能性について確認したところ、本大会の各種競技種目については、県が指定した市町村で開催することが既に決定しており、議員おただしのティーボールについては白河市で開催されることで、開催に向けた準備が進められている状況でありました。また、白河市との合同開催につきましても、今回のレクリエーション大会は、競技種目に1つにつき1つの自治体で開催するという県の方針もあり、大変難しい状況になっております。

今回の大会は全国大会であり、開催地での経済効果やPR効果はあると認識しておりますが、今後同様の機会があった場合は、本町の復興と文化・スポーツの振興、発展のためにも、積極的に招致等の検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実質公債費比率がワースト3である状況に対する町の見解についてのおたただしですが、実質公債費比率については新聞報道にもありましたが、ワースト3位という認識は持っておりません。この報道については、順位が3位ということでワーストという表現はございませんで、したがって、今後鈴木隆司議員にもワーストといった認識を取り去ってくださるよう改めてお願いをいたします。

さて、議員も既にご承知のとおりピークであった平成18年度実質公債費比率25.1%からの推移を見れば、平成19年度24.9%、前年度比0.2%減、平成20年度22.8%前年度比2.1%減、平成21年度19.6%、前年度比3.2%減、平成22年度17.6%、前年度比2.0%減、平成23年度17%、前年度比0.6%減、平成24年度16.9%、前年度比0.1%減となり、平成18年度と平成24年度の実質公債費比率を比較すると8.2%減少しており、大幅な改善により一步一步と着実に健全財政へと向かっております。

これまでの期間で大幅に改善された背景には、財政が厳しいと見込まれた平成19年度から3カ年にわたり、矢吹町財政再建3カ年計画を策定し取り組んだ結果、8億円を超える効果額をあらわし、財政再建への道筋を

立てることができたものであります。

また、同時期の平成19年度から平成21年度にかけて公債費負担の軽減対策として、町が過去に借り入れした利率5%以上の公的資金を補償金の支払いが免除され繰上償還を行える公的資金補償金免除繰上償還に取り組み、3年間で一般会計については総額1億9,013万6,000円を一括で繰上償還し、特別会計及び水道事業会計については総額9億3,123万3,000円を低利の資金へ借りかえをいたしました。あわせて、平成20年度には任意の繰上償還に取り組み、一般会計については9,293万6,000円の一括償還をいたしました。

また今年度は平成25年度限りの措置として、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金について、補償金の支払いが免除され、繰上償還を行える特定被災地方公共団体補償金免除繰上償還に取り組み、一般会計については1億699万5,000円を、特別会計及び水道事業会計については3億2,792万4,000円をいずれも低利への借りかえを行い、一般会計1,900万5,000円、特別会計及び水道事業会計6,295万3,000円の効果額をあらわしたものであります。

これらの取り組みにより実質公債費比率の着実な改善を図ってまいりましたが、他自治体においても同様の再建努力をされており、県内順位的には高くなってしまっていることは認識しておりますので、今後も引き続き、計画的な財政運営に取り組み、実質公債費比率をはじめ、将来負担比率を含めた健全化判断比率の改善に努めてまいります。

次に、実質公債費比率の状況と地方債借り入れの県の許可の懸念についてのおただしであります。議員ご承知のとおり、地方債の借り入れについては、平成18年4月から地方債協議制度へ移行し、地方公共団体は都道府県と協議手続を経て地方債借り入れを行うことができるようになりました。ただし、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、引き続き地方債借り入れの際には都道府県の許可が必要となっております。

本町においては、平成21年度実質公債費比率が19.6%であったため、平成22年度の地方債借り入れまでは許可団体として県から許可を得て地方債の借り入れを行ってまいりましたが、平成22年度以降は実質公債費比率が17.6%となり18%を下回ったため、平成23年度の地方債借り入れからは同意団体へと移行し、県の同意を受けて地方債の借り入れを行い、現在に至っております。

議員が心配される実質公債費比率が18%以上となる懸念であります。今後の見通しとしましては、矢吹中学校改築事業の公債費償還や、隈戸川地区の国営かんがい排水事業の負担金償還等があるものの、財政悪化の要因となっていた文化センター建設事業や保健福祉センター建設事業等の過去の大規模事業の公債費償還終了に伴い、18%以下で徐々に下降していくものと見込んでおります。

次に、企業撤退及び人口減少に伴う財政への影響についてのおただしであります。本町の人口は減少傾向にあり、11月30日現在で1万7,850人となっております。人口減少への対策として、第5次まちづくり総合計画後期基本計画に基づき、若者定住支援事業等により、町外からの人口流入の促進や町外への人口流出の抑制、子育ての支援に重点を置いた事業を位置づけ、これまで取り組んでまいりましたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、事業所の撤退や原子力災害に対する不安により、減少の歯どめがかからない状況であります。

人口減少及び企業の撤退による財政に与える影響につきましては、主に地方税等の減が考えられるところであり、本町の平成22年度以降の町税等の推移を見ても、平成22年度と平成25年度の法人町民税の納税義

務者数を比較しますと、平成22年度が404社、平成25年度が394社で10社の減となっております。しかし、法人町民税の均等割額の総額を見ますと、大規模事業所の立地による増収が事業所の廃止による減収分を上回り、平成22年度は5,487万円でしたが、平成25年度は5,817万円となり、330万円の増収となっております。

法人町民税団体の決算額においても、平成21年度から毎年増加傾向にあり、平成21年度が1億1,077万8,000円に対し、平成22年度1億4,174万7,000円、前年度比28.0%増、平成23年度が1億6,024万3,000円、前年度比13.0%増、平成24年度が1億6,267万9,000円、前年度比1.5%増となっております。この間、東日本大震災が発生しましたが、減少に転じることはありませんでした。

次に、企業撤退により影響を受ける固定資産税の償却資産分ではありますが、おただしのありましたペンタックス株式会社、シチズンマシナリーミヤノ株式会社、曙ブレーキいわき製造株式会社、株式会社ナガシマ等の企業撤退による減収額は約2,100万円ではありますが、新增設などの規模拡大を行う企業等の増加により、平成20年度の2億3,985万円に対し、今年度は2億7,319万8,000円の額比較で13.9%、3,334万6,000円の増加となっております。

また、平成23年度以降人口が1万8,000人を割り込んでおりますが、平成22年度以降の地方税全体の税収の推移につきましては、リーマンショック以降の急激な景気後退、デフレの進行及び東日本大震災以降、町県民税、固定資産税、国民健康保険税において減免措置を実施し、町民負担の軽減を図るなど、一時減少傾向にあったものの、その後企業等の事業拡大、給与収入、農業収入の回復等により、今年度は税額全体で震災以前の平成22年度の25億5,000万円を上回る26億円を超える見込みであります。

次に、本町がワースト3から脱却するための政策や方針についてのおただしではありますが、今後の財政運営につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画に基づきながら、徹底した事業の選別及び政策的判断により、地方債借入額の抑制を図ります。さらには実質公債費比率の軽減に有効であると考えられる公債の繰上償還について財政状況を見極めながら繰上償還を行うことにより、後年度の公債費負担軽減を図ることも検討するとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

これらを踏まえ、実質公債費比率は早期健全化基準である18%を上回ることはないよう、持続可能な財政基盤を確立し、引き続き健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中間貯蔵施設の進捗状況についてのおただしではありますが、中間貯蔵施設につきましては、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物を最終処分するまでの間、安全に管理・保管するための施設であり、国の責任において平成27年1月の搬入開始を目途として施設の供用を開始するよう、国が最大限の努力を行うこととしております。中間貯蔵施設の整備候補地として上げられている大熊町、楡葉町、双葉町等の最新の状況につきましては、11月10日の新聞報道により大熊町、楡葉町の現地調査が終了したことは認識しているものの、現段階では県の担当窓口に対しても国からの説明がない状況であり、したがって県から町に対する説明もない状況であります。

次に、中間貯蔵施設の早期実現に向けた町の動きについてのおただしではありますが、今年度町が開催した除染事業に伴う仮置き場設置の説明会では、国が予定している中間貯蔵施設の設置時期が見えてきてからでもよいのでは、仮置き場が永久的な施設になってしまうのではなど、中間貯蔵施設の設置時期を懸念する意見もあり、町はもとより、説明会に同席している県除染対策課も明確な回答ができない現状にあります。この状況が

議員おただしの除染土壌仮置き場設置について理解が得られない要因の一つになっております。

このような現状を踏まえ、町としましても、本年2月に根本復興大臣を初め、本県選出の国会議員に対する矢吹町の復興に向けた要望書の中で、中間貯蔵施設及び最終処分場の早急な設置についてを明記し、町民が安心して暮らせる環境回復について強く要望しております。さらに福島県町村会が平成25年6月に安倍内閣総理大臣、根本復興大臣、本県選出国会議員に提出した「新生ふくしまの構築にむけた要請書」の除染事業に関する項目の中で、「中間貯蔵施設の設置にあたっては、地元自治体並びに住民の理解を得たうえで、国が責任を持って設置すること」などについても要望活動を行っており、町では、今後も中間貯蔵施設の設置について情報収集に努めるとともに国の動向等に注視してまいります。

最後に、中間貯蔵施設が完成した後の汚染物質についてのおただしであります。除去土壌等の運搬の基本的な考え方につきましては、国が設置した中間貯蔵施設安全対策検討委員会で検討されており、除去土壌等の発生量や仮置き場の状況等について調査を行い、基本的事項の整理を行うとともに、運搬計画の策定及び運搬実施に当たっての基本的な考え方の取りまとめを行っております。

中間貯蔵施設の運搬につきましては、交通安全対策、運搬期間、運搬経路などの検討を初め、除去土壌等の安全管理の観点から放射能濃度が高い減容化後の焼却灰や除去土壌等、早期に設置された仮置き場の除去土壌等から運搬することなどについても、具体的な検討に入っているところであります。

本町が設置した柿之内・田内地区の仮置き場につきましても、11月26日に環境省福島環境再生事務所により中間貯蔵施設への排出イメージ作成のため、搬入路の幅員・主要道路までの距離の確認などの現地調査を行っております。

今後も中間貯蔵施設の早期設置を国及び県等に働きかけるとともに、議員の皆様や地域の理解とご協力のもと、早期に町として仮置き場を設置し、住宅宅地や公共施設の除染を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず、1番目の全国レクリエーション大会に関してでございますが、この種目は、町長ご存じのとおり42種目あるそうです。その中で、今回福島県が20種目以上をやりたいというように発表しております。今の答弁でございますと、もうある程度都市部にそれが決まっているんだということでございますが、こちらから受け身に回るのではなく、20種目以上やるんだということ知事のほうが発表しております。また、先ほど来から私申し上げているとおり、震災から3年が経過します、来年。3年が経過しまして本当に福島県の復興と風評被害の撲滅を福島県が威信をかけてやる大会でございます。また、このほかにでも、来年度福島県で予定されておりますのが、陸上競技の日本選手権、それからJOCのハンドボール大会、それからインカレの全日本なぎなた選手権など、福島県が全国規模の大会を来年度は本当に総力を挙げて招致しているんですね。

この中であって、我々東北の玄関口で交通の利便性もいい、さまざまな施設もこの近辺にはあります。当然矢吹町だってできる種目はたくさんあるんです。先ほど町長からもありましたとおり、このレクリエーション

大会というのは本格的な競技じゃなくて、本当にごくこの辺の町村にある施設でできる種目がたくさんあるんです。ですから、いわゆる受け身、待ちの姿勢ではなくて、もっと積極的に矢吹町でやりたいんだというような動きを私はしてくれるのかと思って、6月の定例議会でやったわけですが、一向に矢吹町の町の雰囲気として、これを矢吹町に何か呼ぶんだとか、ティーボールやるんだとかという雰囲気が全く見られないので、再度取り上げたものでございます。

事ティーボールに関しては先ほど経緯と実績と申しましたが、本当に東北で県大会をやっているのは福島県だけ、その福島県の中でやっているのは矢吹町なんです。福島県にティーボールの審判員が50名ぐらいおるんですが、このほとんどの人が、矢吹町で開催された審判資格で取っているんです。そういう意味では、先ほど同僚議員の中で太陽光の発言がありまして、町長がレンゴーさんの太陽光を例に出して、矢吹町がパイオニアだというような発言でございましたが、まさしくこのティーボールが矢吹町、矢吹町は福島県というより、東北でもう真っ先に県大会を開催している地区なんですね。

質問ですが、どういうわけか矢吹町、野崎町長がティーボールがお好きじゃないのかわかりませんが、どうも見てると予算、いろんなことから考えて、なかなかこういったことが認識されているのか。ましてこのティーボールは、私以前にも申し上げましたが、アメリカでは、アメリカの会長はジョージ・ブッシュ前大統領ですよ。日本は海部俊樹前総理大臣です。お隣の韓国は朴前大統領です。ティーボールの全国大会には日本各地から、まして矢吹は交流戦にも本線にも出ています。こういう実績もあります。全国大会には中国チーム、台湾チーム、韓国チームまで来ているんですよ。ここまでやっている大会の福島県、東北のパイオニアが矢吹なんですから、もっと積極的に県に働きかければ、我々が白河市に負ける理由は何一つないんです。この辺のお考えを町長にお尋ね申し上げます。

それから、私は決してティーボールにこだわっているわけではなくて、県知事が……

〔「こだわっているよ」と呼ぶ者あり〕

○5番（鈴木隆司君） いやいや、42種目あるうち20以上は福島県で開催したいと言っているんですから、もっととどンドン町全体を挙げて、もっと矢吹でやりたいということをアピールすべきだと6月にも言いましたが、再度またここで言わせていただきますので、その町長のお考えをお尋ね申し上げます。

2番目でございますが、町長の答弁そのものでございます。

我々は議員ですから、さまざまな予算委員会とかいろんなことで、町が、町、町民が一体となって実質公債費比率がもう数字的にはかなり改善されたということは認識しております。ただ、町民の考えだと、やっぱりマスコミにああいうふうな数字というか順位が出てしまう、それから将来負担比率が下から2番目であるというような、そういう状況を見てしまいますと、努力しているのはわかるんだが、例えば最近行われた福島駅伝で言うと、例えば具体的に例を出しますと、矢吹町のチームが昨年よりタイムを5分縮めたと、一生懸命頑張って5分縮めたんだと、総合タイム。でもほかの市町村は7分も8分も10分も縮めているから矢吹町の順位が上がらないというような、そういう町民の発想なんですね。あくまで、数字的には本当に努力しているし、数字は改善されています。ただ、今後町民説明会とかさまざまな説明会で、町長が言っているとおりでありますから、私は何の異論もございませんから、町民の方に理解を得られるような説明方というか、これだけよくなっているんだという説明の仕方をやっていただきたいと思うんですが、この辺の見解を伺いたいと思います。

この件に関しましては、我々議員の中にも温度差がありまして、数値はよくなっているけれども、まだまだ懸念される余地があると再三再四言っている議員もおりますし、さきの定例会で、もう町長の背中をくすぐるぐらい、矢吹町の財政再建は進んでよくなったんだと言っている議員もおります。ですから、町民がそういう説明を聞いて迷うのは当然でございますので、わかりやすいような町民説明会とかそういったことの説明を、再度質問と同時にお願い申し上げます。

それから、中間貯蔵所の件でございますが、確かに町長答弁のとおり新聞報道でされておることは、私も含め町民の方々も知っております。双葉町が最後に現地調査を受け入れて、檜葉、大熊、双葉町の3町で現地調査、それからボーリング調査を始めたということでございますが、この中の新聞報道の中にも、例えば檜葉町は中間貯蔵施設には反対であると、ただ保管庫についてはいいというような見解もありまして、なかなかこの辺の情報が、もうちょっと新聞以上の情報を町でキャッチして住民の方に言っていただけないと、なかなかこの仮置き場に同意できないといえますか、もう一生、このまま仮置き場を地域住民が認めてしまうと、ここにずっと置かれるんじゃないかというようなトラウマ的なもう不安になっているわけですよね。先ほどの町長の答弁でございますが、大体新聞報道でもう既に知っている範囲内でございますので、今後積極的に県に働きかけて、中間貯蔵施設の早期実現と、その情報をキャッチして町民に知らせるような動きをしていただきたいと思いますが、この辺の見解をよろしくお願いいたしまして、2番目の質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

全国レクリエーション大会、鈴木隆司議員の熱い思い、この大会にかける情熱というものを垣間見ることができました。ただ、残念ながら、町としては努力はさせていただいているんですが、特にティーボール大会について白河市以外の共催という、他の市町村との共催ということについては、そういった趣旨の返事はいただいておりません。したがって、レクリエーション大会については従来どおり指定された、予定された市町村で開催するものというふうには私は理解させていただいております。今後、陸上競技の日本選手権やJOCのハンドボール大会等々あるということをお聞きしましたので、今後の招致については本町の復興と文化・スポーツの振興・発展の発展のために、先ほど答弁させていただいたように努力を傾注してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。私も頑張りますが、鈴木隆司議員のその熱い思い、そうした情熱、そうしたものについて私の手足となって努力をしていただくようにも、ご協力していただくようにも、鈴木隆司議員にあえてお願ひをさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、実質公債費比率について一定の理解は議員のほうで示されているというふうに思っております。この数字については非常に難しい部分があって、マスコミの取り扱いいかんによっては、よくも悪くも国民、県民、町民に伝わってしまう。この実質公債費比率が県内で第3位という数字をどう捉えるか、努力しているのはわかるが町民の捉え方はさまざまということについては、私自身も理解しております。ただ、鈴木隆司議員にも認識していただきたいことは、数字を下げることだけが全てではない、政治というものはそういうものではない。住民の負託、そうしたニーズにどう応えていくか。必要なものはつくらなければいけないし、お金

をかけていかななくてはならないものはかけていかななくてはならない。全て一般財源でそうしたものが賄えるのであれば、これは誰も苦労しないことであって、そうした意味においては国・県の交付金、補助金等を利用しながら、できる限り町民の負担にならないような、そうした財政健全化を目指していくという姿勢については今後も変わるものではないので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

そうしたことにおいて、議員も政治家の一人として町政を担っているということですので、鈴木議員におきましてもそうした立場に立った上での発言、そして住民に理解を得られるようなアナウンスや、さらにはPRもぜひとも私の分身になって説明していただくようにあえてお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

中間貯蔵施設については、先ほどから話をさせていただいているとおりでございます。新聞報道によれば、年内には一定の方向性は打ち出すと、平成27年度末までには中間貯蔵施設を、失礼しました、平成26年度末までには一定の方向性をきちっとしたいというような国の説明を聞いているだけでございます。具体的に工程表等についてはまだお示しいただいておりません。今後、国・県の要望を継続していくことはもちろんでございますが、そうした情報収集にも万全を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、皆様方にもよろしくご理解いただくようお願い申し上げます、5番、鈴木隆司議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

最初にお断り申し上げます。ちょっと再質問で、先ほど最初の質問で3カ年の税収の推移を伺いました。増収でございます。今現在、福島県でこうした現象が起きているんですね。所得は変わらない、あるいは所得は減っておるんだが、国の政策による原発の補償金あるいは国の政策によるさまざまな減免措置によって増収という、今現在でしか考えられないような状況が起きているということです。当町の税収は3カ年で先ほどの答弁のとおり増収になっておるんですが、所得のほうがどうなっているのかわかればお尋ねをしたい。福島県で今起きているような現象が当町でも起きているのかということでございます。

そして、2番目の質問の町の財政状況と今後の課題について、町民の方が18%以上になることを懸念しているという問題でございますが、これは先ほども言いましたが、数字的には十分理解しております。ただ、将来負担比率とか実質公債費比率の数字とか順位を見て、例えば本当に双葉町とか夕張市が起こしたような、例えば今回も先ほど箱ものについての質問が同僚議員からありましたが、今回も議会初日に同じようなことがありましたね。承認第11号の専決処分の中で、同僚議員がランニングコストについてどうなのか、動員数はどう見込んでいるかということに関して、その数字が出てこなかった。ですから、先ほどの質問の中で、補助金を使って町の持ち出しはないんだというような説明もございましたが、こういったことでちょっと私も懸念を持っておりますので、この辺の説明をよろしく願いして、再々質問とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

所得の面で、矢吹町は震災前に比べると増収傾向にあるという説明をさせていただきました。その原因として、原発事故等によってさまざまな減免措置をしたりとか、さらには原発、東京電力、国からの手厚い支援によって、そうしたことで増収につながっている、そういうことはないのかということについては、私は多分あるんだろうというふうに思います。それらの細かい詳しい内容等については、この後、税務課長のほうからどういう傾向にあるかということについて説明をさせますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

さらに、実質公債費比率18%、住民のほうは理解している、ただ全くないのかということについて懸念がされるということですが、この実質公債費比率についても将来負担比率、いわゆる財政の健全度をはかるこの指数については、矢吹町は非常に敏感になっております。これも私も大きなテーマの一つとして、その財政再建団体になることのないよう毎回企画の財政のほうと相談をしながら、どういう状況にあるのかということ具体的なシミュレーションをしていただいて、その数値に基づいて動向をきちっと認識させていただいておりますので、今現在もある程度の数字については把握しております。ただ、この後むやみに借金を繰り返すとか、国の支援も受けられないまま従来のやり方を繰り返すということになれば、当然そういうことも起きるということですが、そういう懸念については、皆さんに全く心配をかけないように、懸念がないように私自身も注意深く見守っていきたく思いますし、職員のほうもそういうことで私の指示に基づいて財政の運営をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、詳しいシミュレーション等については、後ほど皆様のほうにも配付させていただいて、その中で説明を加えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

税務課長、佐久間一幸君。

〔税務課長 佐久間一幸君登壇〕

○税務課長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員の再々質問にお答えいたします。

所得の状況でございますが、震災以降、昨年、平成24年度中に先ほどお話にありましたとおり、原発関係の補償金がありまして、平成23年度の所得と24年度中の所得でかなり伸びてございます。特に営業所得と農業所得から成ります事業所得におきましては、額にいたしまして約8億円ほど増加しまして、トータルで25年度は18億7,000万円ほど、率にして75%の伸びを示しております。それ以外の所得合計では、24年度中の所得ですと前年比で8.5%の増のトータルで19億8,000万円ほどになっております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 2時00分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時12分)

◇ 佐藤幸市君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告4番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして質問させていただきます。

同僚議員の質問と重複する内容もありますが、答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

一つ目、矢吹神社の震災復興計画と戦没者慰霊塔の修復または移転についてお伺ひいたします。

町長も毎年元朝参りに矢吹神社には行かれていますと思いますが、そこで状態は十分知っていることと思います。もちろん町長個人としては何とか修復しなければと思っていると思います。

ところで、中心市街地復興計画案に矢吹神社の復興計画Cとあることは、町長もご存じだと思っております。これは町民が神社を行政の力で修復してほしいと思っている民意ではないかと思ひます。復興計画での整備、修復の可能性をお伺ひいたします。

また、関連事項として神社境内の戦没者慰霊塔ですが、町長もご存じと思ひますが、震災によって倒壊したままの状態です。国民を守るため、ひいては矢吹町民を守るために戦死した人々を祭つてある碑を倒壊したままに放置しておいてよいのでしょうか。町長はどのように思ひますか。神社も戦没者慰霊塔も、今では準公益的施設と考えられていると思ひます。町長は矢吹神社、そして戦没者慰霊塔の修復についてどのように考へているか、お伺ひいたします。

2つ目、中心市街地復興道路整備計画に、ラウンドアバウト型交差点設置の検討を要望いたします。

ラウンドアバウト型交差点とは、円形の信号のない交差点で、片側一方通行、1車線通行のため速度抑制作用があり、大事故を防げ、無信号のため信号機の設置費、維持管理費の削減、電力消費不要、災害時の停電時にも自立性を発揮する等、自然に優しく人に優しい交差点だと思ひます。以前から思ひましたが、奥州街道、駅前交差点及び石川通りの交差点での衝突事故が目立ちます。正面衝突が多いようです。そこで、中心市街地復興計画にですが、奥州街道沿いには歩きやすい道、歩行者空間バリアフリー化とあります。町民も望んでいるのではないかと思われます。

以上のことにより、災害対策、交通事故対策としての当町の中心市街地復興道路計画にラウンドアバウト方式による道路整備の検討を要望いたします。町長の考へをお聞かせください。

3つ目、学校教育における携帯電話、スマートフォンの生徒の利用実態の把握及びルール指導について、教育長にお伺ひいたします。

最近携帯電話の普及は非常に目覚ましく、どこの調査においても高校生の98%、中学生の60%、小学6年生でも40%が携帯電話を所持しているというデータがあります。そのような中で、インフラよりも携帯機器のほうが非常に発達してしまい、情報を操る、情報を読み解くということが後手に回つております。使用に当たり、知識として利便さよりもある程度の危険性を知つておく必要があるのではないのでしょうか。国でも出会い系サイト規制法を制定し、規制はされていますが、まだまだ被害に遭う子供の数はふえているのが現状です。新聞

紙上でも、毎日のように子供が出会い系サイトによっておびき出され、そして犯罪に遭ってしまう事例が後を絶ちません。こういった陰の面、裏の面だけを強調するのではなく、こんないい使い方があるということのを両輪として教えていかなければならないと思いますが、教育長はどのような指導方針で行っているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、中心市街地復興計画案における矢吹神社の復興計画Cの整備可能性についてのおただしであります。まず、中心市街地復興計画案についてご説明させていただきます。

これは東京大学生産技術研究所や任意団体おむすび、中心市街地復興協議会及び商工会などの民間団体や役場等が構成員となっている合同会議で議論された意見をまとめ上げたものであります。したがって、正式に実現に向け承認されているものではございませんが、中心市街地の復興計画について進捗状況をお知らせするために配付させていただきました。

そこで、議員おただしの矢吹神社の復興計画Cの可能性ということですが、これは矢吹神社周辺を整備予定の復興公園Cであると思われまます。この復興公園とは、震災からの復興を記念し、震災の悲惨さを後世に、伝え人々が集まる集いの場の確保を目的として検討されておりますが、またいつ起こるか分からない災害に対応するための防災公園としての機能をも備え持つ公園として計画されたものであります。復興公園Cにつきましても、矢吹神社の整備そのものではなく、矢吹神社周辺や奥州街道につながる参道を整備するとともに、避難に必要となる貯水施設や下水施設、また備蓄庫等の設置について検討された計画となっております。計画の実現化に当たっては財源確保も大きな課題であり、道路整備など主要事業が優先となるため、実現には長期間かかることも想定されますので、今後議員の皆様を初め、住民の方々と協議を深めながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、矢吹神社境内にある戦没者の慰霊塔、昭忠碑ですが、平成23年3月に発生しました東日本大震災により慰霊塔の一部が崩落し、現在もそのままの状態になっております。この戦没者の慰霊塔は、戦後矢吹遺族会の方々が建立し管理してまいりました。しかし、数年前に矢吹遺族会の会長がお亡くなりになってからは、引き継ぐ方がおらず解散したと聞いております。本来であれば遺族会で慰霊塔等の復旧を行えば、復旧経費の45%の補助が県の遺族会から受けることができましたが、遺族会も解散していたことから復旧されず現在に至っているようであります。

なお、本町にはほかに中畑遺族会、三神遺族会があり、それぞれの慰霊碑が建立されております。こちらにつきましても、東日本大震災による被害程度はそれほど大きくなかったことから、遺族会により修復が行われたようであります。しかしながら、矢吹神社境内の慰霊塔については、先人の御霊に敬意をあらわす必要があるとともに、慰霊塔そのものの歴史的な価値についても配慮すべきであり、このままの状態にしておくことはできないと考えております。

つきましては、今後の修復、管理等について関係者と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、奥州街道沿いの交差点のラウンドアバウト化についてのおただしであります。先ほどの薄葉議員への答弁と重複いたしますが、ラウンドアバウトとは、環状の道路を一方向に通行し、環状道路を走行する車両に優先権があるロータリーであります。また、設置に際し若干の慣れは必要としながらも、複雑な接続をしている交差点においては見通しがよくなることで、スムーズな車両の通行及び歩行者の安全が確保でき、また信号機がないことで待ち時間の解消や停電等の自然災害等の影響が少ないなどのメリットがある反面、改良する面積が大きく、近隣地権者の協力が不可欠であること、交通量が多い交差点ではかえって渋滞を招くなどデメリットもあり、設置に向けた詳細な検討が必要であります。

議員おただしの奥州街道沿いの交差点とは、みつわ文具店前や駅前交差点ではないかと思いますが、東北地方においてまだ設置されていないということもありますので、それ以外の交差点も含め、設置できる交差点がないか検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

学校における携帯電話、スマートフォンの利用実態の把握、ルール指導についてのおただしであります。青山議員の一般質問に対する町長答弁と一部重複いたしますが、小・中学校においては、学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては、原則禁止としております。パソコン、携帯電話等の所有、利用状況についても、各学校とも年1回はアンケート調査を実施しております。また、教職員が県教育委員会等主催の研修会を受講し、各学校において情報モラル教育を教育計画に位置づけ、各学年の発達段階に応じた内容が指導されてきております。しかし、議員ご指摘のように、進化する携帯メディアに教職員、保護者の多くが追いついていないことも事実であり、学校における携帯電話やスマートフォンの取り扱い、情報モラル教育について、実情に応じてさらなる取り組みの充実が求められております。このような状況を踏まえ、町内の各小・中学校では、携帯電話会社やメディア教育指導員を講師として児童と保護者を対象に講演会等を開催し、児童・生徒、保護者への指導を実施してきております。

過日行われたある学校の児童、保護者対象の講演会では、講師より、責任を負う保護者が日々進化していくインターネットの実態について知らなかったでは済まされないと戒められ、子供にインターネット機器を渡す前に、まず家庭のルールづくりをすること、便利性もありますがフィルタリングは最低限のガードと、使用上の光と影について詳細な説明がありました。なお、この講演会の概要については、広報やぶき1月号の矢吹の教育を考える会の報告として、町民の皆様にもお知らせする予定となっております。

また、教育委員会では、町校長会において福島県教育センター指導主事より、現在問題となっている携帯電話やスマートフォンのツイッター、LINE等の深刻な事例等をもとに今後の指導について学びました。さらに町生徒指導主事連絡協議会においては、幼保、小・中・高校の先生方及び主任民生児童委員の方々にも、現

在大学生の半数近くがLINE疲れを感じていること、既読ではプレッシャーを日々感じていることやLINEによる恐喝も発生していることなど、県内の学校現場で問題となっていることを含めた携帯電話やスマートフォンのツイッター、LINE等の深刻な問題事例などをもとに、児童・生徒へどのように指導すべきかを学びました。今後各校において、児童・生徒の指導に役立ててまいります。

今後も教職員へのさらなる研修により、子供たちへの指導の充実を図るとともに、PTAや矢吹の教育を考える会との連携による保護者への啓発に努め、子供たちがネットトラブル等の問題に引き込まれないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再質問ですが、神社の修復についてなんですけれども、町では行わないということですか。お伺いいたします。

また……

〔発言する者あり〕

○4番（佐藤幸市君） いえ、神社の修復もです、はい。

〔発言する者あり〕

○4番（佐藤幸市君） いや、それはほかで言わないでください。そんなことは言われたくないですね。

そしてまた、災害復興事業として修復について県や国に要望はできないのかお伺いいたします。

〔「原稿をマイクの 〇〇に置かないと声が届かないです」と呼ぶ者あり〕

○4番（佐藤幸市君） すみませんです。ありがとうございます。

それから、携帯電話のことなんですけれども、今、トラブルに巻き込まれている子供の親は、携帯電話もネットもわからないのに、トラブルに対応しなければならないのが現状です、子供の親が。親子ともにネットに潜む悪意に無防備であり、ネットの特性を理解していない、そういう現状です。このような現実には教育長はどのように対処していくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

町の復興の中で神社の修復について町は考えていないのかと。さらに県や国に要望はしていないのかというようにおただしてございますが、こうした復興のメニューというものはございません。したがって、今のところ、この神社の修復についての復旧が町がかかわることについては考えておりません。国・県についても同様でございます。ただ、どういうことができるのかということについては、県・国のほうに照会をしながら、そういうメニューがあるのかどうかも含めて検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 再質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のように、トラブルに巻き込まれてしまう子供も確かにいるわけでございまして、小学生の中にも、また中学生の中にも、そのようなトラブルに巻き込まれた事例が町内でもないわけではありません。

それで、この携帯電話あるいはスマートフォンというのは極めて便利なものではありますけれども、そういう光の当たるいいところと、いわば影の部分、問題も当然ありますので、そういうことについてどう理解を深めていくか。小学生や中学生につきましては、学校である程度指導ができます。例えば小学生ですと、4年生以上には総合的な学習の時間で、1時間から2時間は少なくとも指導することになっておりますし、中学生の場合ですと、技術家庭の授業の中で指導をしております。

あとは買い与える保護者の問題なんです、実はこれが大変難しい問題でありまして、学校ではどこの学校でも、こういう携帯電話のいろいろな問題については、指導者を呼んで保護者に呼びかけて、そして講演会などを実施しております。しかし、保護者の方にはお仕事が忙しい方もいらっしゃると思いますが、なかなかおいでいただけない、そういう方々への啓発をどうしたらいいかというのは、いろんな面で課題が大きございます。

教育委員会としましては、そういう何かトラブル等に巻き込まれた場合には、学校に相談をしてもいいですし、教育委員会に相談してもいいですし、あるいはその他消費者関係の相談機関とかその他いろいろな相談機関がありますので、そういうことについても保護者には文書等の中で配布する文書等の中でお知らせ等はできるわけですが、個々の一人一人の保護者がお困りになって、どなたが困ってどうというのがなかなか把握できない現状も、一つにはございます。

もちろん、問題があつて、そして子供から訴えがあつたり、あるいは何かトラブルが起きているなどということとで学校が把握した場合には、保護者も呼んでどう対応すればいいかというようなことについては、学校で対応して相談に乗ったりしております。

課題も多いわけですが、子供たちがそういうトラブルに巻き込まれないように、今後とも、特に子供を通して、そしてまた保護者への啓発ということも、さらにまた、議員ご心配のように教育委員会としても一層考えて努力してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 質問ではないですけれども、神社修復の件、ありがとうございます。国・県に要望、調査よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤井精七君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問いたします。

先ほど同僚議員からも同じような質問がなされておりますが、私なりに質問したいと思います。

政府の農林水産省地域活力創造本部は、農業基本政策抜本改革についてを決定しました。米の生産調整政策、いわゆる減反、転作を廃止するなど農業の政策を大幅に見直しております。生産量も価格も市場任せにする、また環太平洋連携協定（TPP）参加、これは、米の輸入の増大を念頭に全く米への国の関与をなくそうとしております。政府は、日本の米は割高であり、減反をやめ国の関与をなくせば、米価は下がり消費者の利益になると言います。しかし、現在の消費者の購入価格は1キロ当たり330円前後です。ペットボトルの水より安いと言われるように、生産コストにふさわしくない価格であります。安全な国産米の生産と安定供給は消費者にとっても大事ではないでしょうか。

○議長（栗崎千代松君） 私語は慎んでください。

○14番（藤井精七君） 条件を生かし、野菜や果実、畜産物などの安定した供給、これは農村社会の維持、発展の源でございます。こうしたことは、消費者にとっても国民にとっても大変重要な要求ではないでしょうか。しかし、この政策では米の生産コストの40%削減、経営の大規模化、企業の参入など、多くの農家経営や地域を切り捨てにする経済効率優先、国際競争に対応することを条件にしております。日本の農家は稲作を中心にあわせてさまざまな生産を行っている、そうした地域の農業、そして農村集落を生かすという考え方がないことが、これが大きなこの政策の問題ではないでしょうか。

農業生産は、安全な食料の生産、供給とともに地域経済と集落の維持や国土環境の保全など、経済効率だけではかれない大事な役割を担っております。畑の水が私の前の田に注水され、来年で50年になります。私もこれと同様に、曲がりなりにも農家の主として50年どうにか続けてきました。農村集落の環境もみんなで協力して何とか維持されてきましたが、しかし、ことしの米価の大幅な下落、そして農業政策の大幅な見直し、さわやかな田園の町、矢吹、それがクリーンなエネルギー発電の町、矢吹というような夢を私は見ました。しかし、これからますます増大されていくと思われまます耕作放棄地などは、こうした考えも必要ではないでしょうか。

国の農業政策に対して町行政で対応するのは大変ですが、私は今後の農村環境の維持、そのためにも国はもちろんです、町行政としても今後ますます目配り、気配り、そしてやる気をなくさせない、そうした心配りも大切な農業行政になってくると思いますが、町長の考えを伺います。

次に、県南地区4JAの合併が進められているが、合併後のJAの本所施設等の建設を総合公園予定地に誘致をということで伺います。

平成24年11月開催の第38回JA福島大会で、JAグループ福島の新たな組織再生の実現に向けて決議され、県内にある17のJAを4JAに再編することとし、県南地方では、JAすかがわ岩瀬、JAあぶくま石川、J

Aしらかわ、JA東西しらかわの4JAが平成28年3月1日の合併を目指すことになりました。これにより経営基盤を強化し、組合員の負託に応え、満足されるJAを目指し、ことし3月に県南地区JA合併推進協議会を設立し、合併事務局を設置した、そして調査研究を進めております。私も大分前になりますが、しらかわ農協の理事をやらせていただきましたが、当時は、ポスト15JA構想でしらかわ農協と東西しらかわ農協との合併構想でしたが、平成23年3月11日の東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の大事故と、福島県の農業、また農協を取り巻く環境も大きく様変わりしてきました。それに追い打ちをかけるような今TPP問題、これがさらに拍車をかけたと思います。

4JA合併の市町村を見ると、天栄村、鏡石町、須賀川市のすかがわ岩瀬、西郷村、泉崎村、中島村、旧三神のしらかわ農協、そして玉川村、平田村、石川町、浅川町、古殿町のあぶくま石川、旧表郷、棚倉、鮫川、塙、矢祭、そして中畑、矢吹の東西しらかわとの合併になりますが、この合併市町村を見ると、地形的にも、また矢吹町の大きな魅力でもある交通の便を見ても、矢吹町が中心となると思われます。

そうした中、いろいろの議論を重ねております総合運動公園予定地、なかなか先が見えない。こうした中、合併後のJA本所の施設、この建設も先が見えないという話かもしれませんが、話が見えてからでは遅かったということにもなりかねません。矢吹町には何だかんだと言っても、大きな交通の便、地の利があります。町長の考えを伺います。

次に、町職員の早期退職の流れになかなかブレーキがかからないのが心配である。何か大きな原因があるのか、町長の思いを伺います。

野崎町長の3期目も任期が半分、10年になろうとしております。野崎町長は就任当初から、町財政再建、そして矢吹中学校の建設、また思いもよらぬ東日本大震災、原発事故と大きな課題、問題を抱えながら町政を執行してきましたが、そうした町政に携わった職員の苦労も同時に大変だったと思います。財政再建という名のもと、各課の縮小、そして事務量の増大、人員が減ったのに、なかなか仕事の量はふえても減らない、そしてその後の東日本大震災、また原発事故、こうしたことを見ると、職員の仕事の量はますます大きく、多くなってくると思います。

私はそうした中で職員が余りにも過重労働になったのかという思いもあります。これから私たち団塊の世代が66、70近くになりますと、ますます保健福祉という任務も大変なものになってくると思います。職員一人一人の判断ですので、早期退職、これはとめることはなかなかできないと思いますが、大きな町の損失になってしまいます。

また、周りから見る目も、矢吹町の職員は何で早くやめてしまうのかなという声も聞かれます。そうした声に、役場そのもののイメージもよくは見られない、私はそういう思いもあります。活気が足りない、そういうような印象も与えかねません。町、職員の働きは町を映す鏡の一つです。

私は、このためにも役場の職員の各課をもう一度見直して、仕事の量に合った課に直すこと、そして財政再建という名のもとに給料等の手当も多分引き下げられているか、昇給が余りなされていない、そういう面もあると思います。そうした給料等の見直しも必要であると思います。今が職員退職時期だという退職金の兼ね合いで退職する人、そういう人がいるかもしれませんが、仕事のストレスも少しでも和らげるためにも、先ほど言いました仕事量を考え、各課の見直し、ぜひ必要だと思いますので、考えていただきたいと思います。

軽乗用車からマイクロバスでなければ乗り切れない早期退職者、せめて私が乗っている軽トラックに乗れる職員の退職者ならば私も心配しないで済むのですが、町長の思いを伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、政府の大幅な米政策の見直しにより、矢吹町として今後農業行政をどのように進めるのかについてのおただしであります。薄葉議員への答弁と重複いたしますが、ほぼ半世紀にわたって続いた減反政策が5年後を目途に廃止されることになり、それに伴い、経営所得安定対策を初めとしたさまざまな制度の見直しが進められております。

来年度に最も影響を受けるものは、米の直接支払交付金の交付単価の変更に伴う農家所得の減少であり、減反政策の廃止の方針によって、米価の下落も不安視されているところであります。

町といたしましては、米の自由競争時代になることを踏まえ、ここ数年は水田農業の構造的な転換が必要な時期になるものと認識しており、方向性としては大きく二つあるだろうと考えております。

一つは、認定農業者を初めとした大規模な農家については、規模拡大により生産性向上と生産コストの削減を目指し、強い農業づくりを目指していただくこと、もう一つは小規模な農家については、地域内での共同作業や共同化を目的とした集落営農のような方法により、生産コストを下げる考え方です。先日、国の会合において経営所得安定対策の見直しと、日本型直接支払制度の創設により、日本の平均的な農業集落における所得等の合計が888万円から1,101万円へ1割ほど上がるシミュレーションが提示されました。計算に当たっては、一つ目に主食用米の作付面積の1割が飼料用米に転換する、二つ目は、不作付地の4分の3に飼料用米が新たに作付される、三つ目は、従来、農地・水・環境保全向上対策の取り組みが進んでいなかった地域においても地域の共同活動が促進される、が前提になっております。

認定農業者を初めとした大規模な農家については、飼料用米などの水田をフルに活用し、地域の担い手として、地域農業のマスタープランである人・農地プランに位置づけ、新たに創設される農地中間管理機構等を活用しながら農地の集積を図り、規模拡大を目指していただくこととなります。

一方で、今回農地・水・環境保全向上対策にかわる制度として日本型直接支払制度が創設されましたので、この制度を活用した集落営農の形が、今後、矢吹町においても問われてくるだろうと考えております。

日本型直接支払制度は、農地の多面的な機能を守るため、地域の農業者が活動組織をつくり、維持管理の協定を市町村と交わすことで支援する制度であり、地域内の共同作業や共同化の観点から、小規模農家の支援策としても位置づけてまいりたいと考えております。

矢吹町は水田面積1,650ヘクタールを有する町であり、さわやかな田園のまち矢吹町の農村環境をみんなで守るためにも、担い手支援、集落営農の構築へ向けて対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、JAが合併した後の本所を総合公園予定地に誘致してはとのおただしであります。JAの合併については平成24年11月に第38回JA福島大会が開催され、平成28年3月を目標に、現在の県内17JAが4JAに

再編することが正式に決定いたしました。これにより、会津方部で一つ、県北・浜通り北方部で一つ、県中・浜通り南方部で一つのJAとなり、県南地方は、JAしらかわ、JA東西しらかわ、JAすかがわ岩瀬、JAあぶくま石川が合併し、一つのJAになることとなります。

本町は、地理的に見ても真ん中に位置し、高速道路や主要道路など交通体系に恵まれた地域でありますので、総合運動公園予定地に誘致してはどうかのご提案は、町内の農家の皆様やこの地域にとっても、基幹産業が農業である本町にとっては、一理あるご提案だと感じております。しかしながら、総合運動公園予定地につきましては、現在既にさまざまな活用方法が検討されておりますので、その進捗状況等について関係機関と確認を行い、また、さらなる情報収集に努め、さらにJAとも協議を重ねながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町職員の早期退職についてのおたかしであります。平成25年度の退職予定者は、定年退職者が3名、早期退職希望者が5名であり、平成25年度末の退職予定者総数は8名であります。早期退職希望者の退職理由につきましては、家庭の事情や各人の人生設計等が理由であり、特別な原因はないものと考えております。

議員おたかしのように、行政経験が豊富な職員の退職により、職員年齢の若返りはありますが、現在進めている地域主権体制整備推進計画策定の中で、組織機構等のあり方や行政と民間の役割を整理し、今後の行政運営について組織機構や定員適正化計画のさらなる見直しを進め、組織力強化や行政サービスの向上を図ってまいる考えであります。

また、少数精鋭主義による組織運営を一層推進するため、矢吹町新人材育成基本方針に基づき、自己の職務に対する責任感と高い士気を持つ行動的な職員の育成を目指し、質の高い研修派遣等の人材育成や、自己啓発による能力開発を図ってまいる考えであります。

今後も個々の職員が町政発展のために英知を絞り、職員一人一人が自己の能力を最大限に発揮できる環境を構築し、町政運営に支障を来すことがないように努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 二つほど再質問させていただきます。

まず、JA合併後の本所構想でございますが、私も先ほど言いましたように、しらかわ農協の理事をもとやっておりました関係で、しらかわ農協本所にも結構伺うことがあります。そうした中で、ある幹部職員から「藤井さん、あんまり町長これであおるなよ」なんて言われた経過がありますのでね。それで私は、これはあおってもいいというような考えできょう一般質問したわけなんです。町長の本音というか、本心、今すばらしい名回答の答弁でしたが、その辺を再度伺います。

また、職員の早期退職者関係で再質問いたします。

まず、早期退職者に対して町長は何か声をかけたのか。まだもう少し再建のために頑張ってくれとか、はい、よくやってくれた、さいならなんていうような声なのか。先ほど私言いましたが、人はいつまで育たず、そして「人は石垣、人は城」、そういうような武田信玄かの言葉がありますが、私はそうした中で野崎城から職員、幹部職員が間を持たないで早期退職するということは、ある面では城主を捨てたつていうふうな捉え方に

もなりかねません。もう少し、私は、町長の就任時の初心に戻って、いつも言いますように町民目線、それと同じように職員目線、そうした思い、考え方も最近では足りなくなっているんじゃないかと、そういう面で心配しておりますが、町長、もう一回再質問に答弁をお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

J A合併の本所の当町への誘致活動についてでございますが、これについては、藤井議員の考え方に一部賛同させていただいたことについては先ほどの答弁でございます。一理あるというようなことで、この後の動きについては、先ほどもお話ししましたように、合併構想の中でどういう話し合いがされるのかというのをアンテナを高くしながら情報収集に努め、さらに私も推進協議会の委員ということで、市町村長も加入しておりますので、そうした情報を得る機会もあるかと思っておりますので、そうした中で矢吹町のどの場所がいいかということも含めて、この総合運動公園についても検討していきたいというようなことは考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

退職される予定の職員の慰留についてでございますが、私自身も、この慰留についてはさせていただいております。満期の退職の場合にはいたし方ないにしても、早期に退職される方については、まだ残っていただけないかということ、面談をしながら慰留に努めてきた経過もございます。なお、この後退職された場合でも再雇用というものもありますし、さらには、満期を迎えた方々についても再任用ということもありますので、この後も職員の雇用についても、やめていった職員に対しての雇用についても検討を加えていきたいというような、そんな考え方を私自身持っておりますので、藤井議員の応援もひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上で私の藤井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時05分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時15分）

◎会議時間の延長

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。会議規則第9条の規定により会議時間の延長をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ありがとうございます。

◇ 吉 田 伸 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告6番、15番、吉田伸君の一般質問を許します。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。

昼食を食べて一番眠いときだと思いますが、それで朝からの一般質問、大分お疲れだと思いますが、なるべく早く終わるように努力しますので、ひとつご協力のほどお願いいたします。

さて、私は質問に入る前に、町長にお願いがあります。

私は町長と一緒に、本来はその前やっておりますが、実質的には3期目を初めてのこの議会の答弁から、きょうの、ふとそこで、席で思いましたけれども、やはり絶えず、何回になりますか、私もその間一般質問をかけておりましたけれども、大分答弁の中身が、3期目にもなるとしっかりしているし、また考えているし、そして懐の深さもあると、そう思っております。

私は、今、議会で議会活性化委員会ということを議員でやっております。私はその中でこういうお願いをしております。私は先ほど言ったとおり、この議場は対面式ですから、いつも質問をかけるときにはこうやって議員の皆さんの顔を見ながらやっております。本来ですと、質問をかけるわけですから、でき得れば町長並びに教育長の顔を見て、私も恐らくあと10回くらいでしょう、やっても。話をするときには私は町長さんに質問して、教育長さんをお願いしているわけですから、本人に向かって質問したいと、そう心から願うものであります。先ほど言ったように、やってあと10回だと私は思っていますので、ぜひともなるべくその思いを、でき得れば議会の議員の皆さんと一緒に考えていただき、それだけの答弁をできるようにもうなりましたから、

にこうだから私声高くなるんですよ。だって、考えてみてください。町長の後ろ姿を見てしゃべっているんですよ。そして質問しているんですから、これはやはり議会改革、議会をとそういうふうな活性化委員会の考え方も多少皆さんも考えております。だから、先ほどお願いしたとおり、でき得ればそういう時代を迎えてください。

前置きが長くなりますからやめますけれども、それでは質問に入ります。

東日本大震災被害より3年、復興元年をした本年の復旧・復興経過を伺い、平成26年の基本方針を伺うと、こう主文で訴えております。

私は、こころで軽くやりますね、本来は後ろのほうですから。ことしの町長のいろんな復旧事業を見てまいりました。それで、その経過を町長なりの答弁で結構ですから、経過をひとつご説明願いたいと思います。そして、今ちょうど12月議会でございます。国の予算も今やっております。平成26年度の細やかな説明は私は要りません。ですから町長の今度は恐らく復興でしょうから、そう思いますので、そこら辺の説明をしていただきたいと思います。

あと、これは同僚議員がやっていますから大体はわかっております。それで、きょうのこの質問をしたときには私は6月議会でありました。町を歩いていましたら、今度国道の4車線の説明会がありましたというから、あらあらこんなに早くこういうものが出てくるのかと思ってびっくりしたわけでございます。先ほどはもう聞

きましたから、これは。これは大体概略はわかりましたから、詰めて話していただいても結構でございます。

あとは、これは私、県道棚倉矢吹線の工事状況を伺うとともに、中畑・三文橋拡幅工事の今後の見通し、これは私は原文は「に」が入っているはずですが、これでは日本語がわかりませんので、見通しにつき伺うということで、これは以前一般質問で、私は棚倉街道の三文橋のあれを聞いております。あそこに、私はあの脇を耕作放棄地になると大変だということで、私のところで借り受けやっているんです。そうしたらば、測量したくいがあったものですから、これはどういうことなんだと聞こうかと思ひまして、そして聞いてくれと、そういうふうな要望がありましたから、町長に伺うわけでありまして。なぜかと申しますと、棚倉街道をご承知のとおり水戸街道でございます。棚倉で118号線と矢吹に回っております。中畑地区のバイパスができたおかげで今棚倉線からこの矢吹で、もちろんです、118号線を通して4号線に出るのも、高速道路に乗るよりも半分で済みます。そして、現在、中島村の川原田で拡幅工事をやっております。ですから、今度は重量の多い大型車両が向かってきます。

あそこは江戸時代にあの泉川に橋をつくりました。通行、橋建設費みたいなものだと思いますけれども、三文ずつ支払っております、橋をつくったということで、三文橋という由来がついている。それほど村民、要するに利便性ですね、それを求めた橋なんです。ですから、今後、先ほど心配したとおり大型の重車両が来るはずで。しからば、やはり対策はしていただいて、よって、通行量となっておりますが、これはまだまだふえてくるでしょうということ、もちろん矢吹から水戸に行く道路、通る車が多くなります。よって、道路は人間の体の動脈と同じだと私は考えております。そこら辺の町長の方針をお知らせいただければありがたいことだと思います。

4番目の保健福祉課の二部課についての町長の考えを伺うと、これは先ほど同僚の藤井議員がやっておりますが、私は違う意味でお願いいたします。

今度、保健福祉課に阿部課長ですか、もうそろそろ慣れたでしょうから、保健福祉課は忙しいところで、何回も私は担当課の課長に、なるべく健康を害さないでくれと、こう頼んでおります。なぜかと申しますと、私自身も ンですけども、保健福祉課で担当する主旨はもう藤井議員が言っていますからわかると思いますけれども、大変な金額が動いております。よって、課長決済が本当にこれで大丈夫なんだろうかとという心配があります。まだまだ私も藤井議員と同じ年代でございます。よって、私の年代はこれから増加する一方でございます。早く世話にならないように、勝手に一人で無理をかけないようにというような考え方も浮かぶときもあるんですけども、でも俺もまだ死にたくありませんので、だから、もうしばらくは厄介になると思うので、よって、町長にそろそろここら辺の課の保健課と福祉課と町民サービス、住民サービス、そして野崎町長の町民を思う、ここは藤井君と一緒にです。そういうふうな考え方でいかがでしょうかという、こういうことで伺っております。町長の方針をぜひともお聞かせいただきたい。

私は先ほど藤井君への町長の答弁ですか、余り課を少なくするということはちょっと疑問に思うんですよ。なぜかという、これから復興をしなきゃならないんです。なおさらのこと、そこら辺に力を、県に対しての要望、国に対して要望、もちろん、そういうものもたくさんあると思います。町長一人で、トップサービスですから、それではちょっといかがなものかという、やはりこのことを担当できる箇所、並びに将来の矢吹町の構想を、もうそろそろ3期目近くになったら、そういうふうな目で見ていただいたらありがたいことだと、私

もそう考えるものですから、以上で終わります。

最後に、教育行政で教育長にお尋ねいたします。

私はここに字を書いて提案しました。提案をしています。矢吹小学校の改築、本来は事業なんです。ただ、何か提案とか書類を見ると、なかなかこれも、6月議会でやっていますけれども前に進んでいないと。そしていかなることなのかというふうな心配があったから思うんですけども、教育長、私と教育長は同じ年代でございます。ああ上野駅という歌がわかりますね。私は小学校、中学校卒業して、長男のために後取りということで高等学校に行きました。でも、半数以上は当時は義務教育の小学校、中学校9年間で、集団就職で、そしてここから蒸気機関車に乗って、日本の高度経済復興の礎となって働いたわけです。そして、今、地元に戻ってきた人もいます。そうすると、そのときの苦労話を同級会とか同級生の集まりとかで語るんですよ。私は大したものだと。たった義務教育の、現在から見ると考えられません。その9年間の義務教育をして、日本の義務教育というのは大したものだと私は思っているんです、その成果がこの人をここまでしたんだもの。人生ですら学校の教育ばかりではありません。社会教育というのも、社会勉強とも、人生経験というのはそういうことだと私は思いますので。ただ、その基礎をつくったのは小学校、中学校で、当時を思い出しますと、大したものだと私思っているんですよ。

よって、矢吹小学校の改築もぜひとも6月議会で質問したとおり、矢吹町は大したものだと、あの震災に遭わなくて中学校を建設したと。これは藤井君も言ったから間違いありません。私も何人にも言われています。皆さんもご承知だと思いますが、今4号線だけで言います。他町村ですから名前は言いません。小学校の建設が行われております。プレハブです。左側ではその先の学校が工事しております。考えてください、23年3月11日です。本年はわかるでしょう。あと完成まで2年かかります。これは矢中をつくってきたからご承知のことだと思います。中6年、中学だったら2回、小学生だったら1年生から6年までプレハブですよ。親御さんが心配する、でも大震災だからどうしようもありません。やはり、的確にやるときにやることをしておかないと、それが我々議会でこうやって質問する、そして進めて、そして実行した結果が私たちは地元にいるからわかりません。でも、今建設している町村、市、これは大変なことだろうと、私は考えます。その予算、これから東日本大震災が起こっております。

ここに友好都市を結んでいる川南町と。なぜかという、あそこ震災が来たときつくったのは、先ほど言ったように日本の経済が復興して、それからですから、年代がずれてきております。一旦、東日本みたいに地震が来たら、これは大問題だと。ですから日本国中の小学校、中学校が改築したいという要望が今起こっておるのは当たり前で。それ、県立高校あります。これは県の担当ですから私らはわかります。でも、これも当時私たち団塊の世代が急に多くなったものですから増設した方向でございます。限界が来ております。私も限界がそろそろ来るでしょう。

そういうことで、そういう思いでしたら栗林教育長、ぜひとも大変なことはわかります、ただ、浜通りの小学校の生徒の皆さんみたいに、潰れた、流された、ああだと言って、犠牲者がいたらどうしますか。そういうことを担当するのは、この私は議会だと思いますし、執行者であり首長であると考えております。そういうことにならないように、どうぞ一日でも早く教育長さんに改築の道順をつけていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 15番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、復興元年とした本年度復旧・復興の経過と平成26年の基本方針についてのおたただしですが、東日本大震災からあさってで2年9カ月を迎えようとしております。議員の皆様もご承知のとおり、本町では、道路、上下水道、農業施設などの公共施設の被害額は約50億円、商工業関係被害額が25億円、住家の損壊が3,400棟を超えるなど、被害は甚大であり、震災発生以来、インフラの復旧及び被災者生活の再建に重点を置き、ハード、ソフト面の復旧に努めてまいりました。

議員の皆様を初め、町民の皆さんの深いご理解とご協力により、現在、復旧についてはおおむね完了したところであり、中でも矢吹町復興計画の最重点課題の一つとして取り組んでまいりました農地部門の復旧についても、今年度末の完了が見込まれております。しかしながら、議員おただしの復興元年とした本年の復興の経過と平成26年度の基本方針につきましては、矢吹町復興計画に掲げている東日本大震災を契機として、矢吹町がよりよい町になるために、単なる復旧ではなく復興を目指すという理念のもと、単に大震災前の水準に戻すだけではなく、大震災を契機に本町の生活基盤、産業や経済などその強み、弱みを見きわめながら震災前以上のまちづくりを目指し、復興に向けた取り組みを進めていかなければならない強い気持ちは、震災当時と変わりないという思いであります。このような本町の強み、弱みを再確認する機会として、昨年7月に震災復興に向けた連携協力に関する覚書協定を締結した東京大学生産技術研究所の全面的な支援を受け、震災復旧及び復興に向けた持続可能な地域社会の形成を目指し、専門的な視点によりご協力をいただいております。

また、このように専門的な視点のほか、町商工会、中心市街地復興協議会、町職員プロジェクトチーム等においてまちづくりに真剣に取り組んでいる方々の視点、さらには子供から高齢者までの年代ごとに捉えるさまざまな視点によって、本町の復興への道筋が多くの皆さんにより多面的、多角的に議論されているところであります。その議論等を取りまとめ、町としての計画を定める過程には、多くの課題に直面することもあります。計画の実現には復興交付金等による財源的裏づけが重要であり、これらの活用ができる今だからこそ取り組める事業もあり、大筋ではありますが、復興のベース案が具体的にあらわれ始めたところであります。

平成26年度は、矢吹町復興計画では、復旧期が終わり4年間の計画期間としている復興期の初年度に当たることから、最重点課題の一つでもあります中心市街地復興まちづくり推進事業を中心に、復興へのかじをとりながら、できる限り早い時期に地元の皆さんと復興の方向性を共有し、ともに考え、ともに働き、みずからできる役割について互いに補完し合いながら、支え合いと協働による復興を全力で進めてまいります。

このように、多くの団体や住民や復興へかかわることなくしては、誰もが感じられる真の復興はなし遂げられないと強く感じておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号の複線化の状況と今後の見通しについてのおたただしですが、国道4号の複線化事業は、先ほどの薄葉議員への答弁と重複いたしますが、国道4号における交通混雑の緩和、沿線環境の改善、交通安全の確保、地域活性化を目的として、西郷村から白河市及び鏡石町で4車線拡幅事業が進められております。本町を初め、1市2町2村で組織する国道4号4車線整備促進期成同盟会では、長年にわたって要望活動を実

施しておりますが、いまだ矢吹町から泉崎村間の4車線の事業化がなされていない状況であります。

そのような中、矢吹町、泉崎村の2車線区間の4車線化及び矢吹IC付近の交通安全対策について促進を図る目的で、本年5月、国道4号矢吹町・泉崎村事故対策協議会が設立され活動しているところであります。

郡山国道事務所は、国道4号矢吹地区・泉崎地区事故対策事業として、国道4号の矢吹ICを中心に、上り1,000メートル、下り600メートルの区間を5カ年計画で実施しております。

今年度は5,100万円の予算が計上されており、9月中旬に地域住民説明会が行われ、11月末まで現地立入調査が実施されました。年度末には地元住民に設計説明会を開催する予定であります。今後のスケジュールとしては、平成26年度に用地測量及び調査、平成27年度に用地取得及び補償、平成28年度には工事に着手し、今後は事故対策事業の進捗状況と照らし合わせ、鏡石町からの拡幅事業の延伸の進捗状況を見きわめながら、国道4号4車線化の延伸に向けて強く要望活動を続けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道棚倉線の交通状況と三文橋拡幅工事の今後の見通しについてのおたただしであります。当該路線の主要地方道棚倉矢吹線は、県南地域における市町村間の往来はもとより、隣接する茨城県、栃木県、県中地区との交流交通網あるいは高速交通網へのアクセス道路として大変重要な路線であり、交通量が急激に拡大し、町内の国県道の中では国道4号に次ぐ交通量の多い路線であります。

昭和60年に結成された主要地方道棚倉矢吹線道路整備期成同盟会は、本町を初め棚倉町、白河市、中島村で組織し、議員ご指摘の三文橋の拡幅を初め、本路線に関する要望活動を続け、去る11月27日にも福島県に対し要望活動を行ってきたところであります。

三文橋は、幅員狭小で車の往来が激しく、地域住民の日常生活や児童・生徒の登下校時には大変危険な状況でありましたが、要望活動の成果が実り、昨年度より事業が実施されたところであります。拡幅工事は県南建設事務所が行う事業であり、橋を含めた全延長約280メートルの道路改良整備事業で、三文橋の車道幅員を現在の6メートルから8メートルに拡幅することになっております。

事業のスケジュールにつきましては、昨年度に事業説明会、測量、境界立ち会いを実施しており、今年度は、橋の橋脚部分である下部工に着手する予定であります。なお、事業の実施に当たっては、交通量の多い路線であるため、通行どめにはせず、道路片側の通行を確保しながら工事を進めていく予定であります。

さらに、平成26年度は、橋の下部工の完成と上部工を実施し、平成27年度には上部工の完成、平成28年度には全長の道路改良工事に着手し、同年度内の事業完成を目指しております。

町といたしましては、早期完成に向けて今後も関係機関と連携を密にしながら、引き続き要望活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、保健福祉課の二部課についてのおたただしであります。議員ご指摘のとおり、保健福祉課は本町の組織では最も大きく、健康増進、福祉、国民年金、国民健康保険、介護保険などの分野に加え、東日本大震災の影響による生活再建と、原子力災害の影響による健康管理を所掌しております。

これらの所掌分野は、町民の健康の維持向上と安心な生活の確保のために相互に関連することから、4つの係にそれぞれ分掌させ、保健福祉課に集約してきたところであります。

本町の行政組織の在り方につきましては、昨年度から地域主権体制整備推進計画の策定に着手し、本年度末を目途に計画を取りまとめることとしており、その計画では、将来に向け持続可能で真に町民が必要とする行

政組織のあり方を検討し、組織の再建の方向性を位置づけることとしております。

現在、平成22年度に自治体経営新矢吹方式プロジェクトチームから提出された報告書を基本とし、課題と方向性の整理を進めているところであります。

現在の組織の検討において、保健福祉課に関連する内容の一つといたしましては、本町の政策課題の最も重要な分野としている「こども」に関係する取り組みを一元化し、施策を連携し、効果的な行政運営とすることの可能性についてであります。具体的には、子供に係る教育と福祉の分野を一つの部署で所掌し、町民の皆さんの利用しやすい窓口とすることです。

その他、前述した保健福祉課が所掌をしている事務についても、町民目線を基本とし、より効果的・効率的な組織とするよう検討を進めているところであります。保健福祉課を含む矢吹町役場全体の組織のあり方につきましては、年内には案を固め、実現可能な内容については、平成26年度当初から実施したいと考えております。

実施に向けては、関係条例等の整備が必要となることを見込まれますので、矢吹町の行政組織整備の考え、望ましい姿のあり方につきまして、議員の皆様には改めて3月議会定例会までに説明申し上げたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で15番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 15番、吉田議員の質問にお答えいたします。

矢吹小学校改修事業について、教育長基本方針を伺うとおただしですが、6月議会定例会において答弁させていただきましたが、矢吹小学校大規模改造等の実施設計委託は、平成25年6月6日から平成26年3月31日の委託工期で発注し、施設の現地調査、構造耐力の確認、既設校舎図面のデータ化、概算事業費算出等を進めているところであります。実施設計について検討を行うため、今年度新たに矢吹小づくり検討委員会を設置し、11月1日に第1回検討委員会を開催したところであり、今後も継続して検討委員会を開催し、設計内容について検討しながら事業を推進してまいりたいと考えております。

工事につきましては、できるだけ早い時期に着手したいと考えておりますが、矢吹小学校の改修事業は、老朽化対策、エコ改修、防災拠点強化だけを考えて整備するのではなく、町内4小学校の今後の改修のあり方や、地域における学校の役割などについても十分に検討を行い、整備していく必要があると考えております。

また、財政面につきましても十分な検討が必要であります。矢吹小以外の小学校、幼稚園や保育園につきましても老朽化が進んでおりますので、これらの計画が財政を圧迫させることのないように、学校施設等全般の長期的な整備計画を作成する必要があると考えております。

矢吹小学校の改修計画並びに各学校施設等の長期的な整備計画につきましては、議員の皆様を初め、町民の皆様にも説明をさせていただき、意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、15番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

15番。

○15番（吉田 伸君） これからが一問一答みたいな感じになるわけで、町長さんをお願いいたします。

国道4号線の複線化の状況を伺い、また、今後の見通しについて方針を伺う。またあわせて3番の、いいですか。矢吹町の復興を願う建物をつくるばかりが能ではありません。それを運んでくるのは道路です。よって、矢吹町に来る、矢吹町に する、先ほど言いました動脈だと。あと石川街道はありますね、もちろん。これは同僚議員の努力のおかげで歩道ができております、安全対策としてですね。ですから、復興元年とうたった町長は町だけじゃなく、この矢吹町に来る、ありますね、運動公園、それで になると。ここら辺の復興をするためには、物が集まらなきゃならないということです。ですから、あわせて尋ねておりますけれども、4号線の4車線化も、あの三文橋でとまったんではどうにもなりません。今、11トンが2台で連結していくのがある。やはりこの矢吹に向かうことをやはり すべきだと私は考えております。ミニストップにとまる車が多くなっております。コンビニに、セブンイレブンに、名前を出しては申しわけありませんけれども、事実ですから出します。ですから冒頭わざわざ交通量の状況は 私は通っておりますからわかります。石川街道を通っております。ですから、前に県庁を矢吹町に誘致してこいと、夢みたいな質問をしておりましたが、これからが皆さんが復興すっぺという、町長も答弁してはいますが、福島県中、もう岩手県、宮城県はやっていると言っていますね。これからがトップサービスの大変なところだと思いますけれども、そういうことを考えてお願いしたいということです。よって、4番目の、これもやはり町長の本音が聞きたいということで、我々もお世話になる年だから余計さ考えるわけね。不満はやはりここまで届くのは時間がかかります。は前もって準備することではないかと私は思います。そしてある程度の、100%では物は詰まり、余力を残さないとエンジンは長持ちしません。私はそういうものだと思います、全て。やはり1割5分から2割ぐらいの余裕を持っておくべきだと、そういうふうを考えます。これで今回の質問は、大体の質問は終わり、あと、栗林教育長の基本の話はわかりました。

今度は教育長にお伺いいたします。

先ほどの私の ですか、その形とは違う質問を恐らくしていると思います。答弁 、それは構いません。要はやるかやらないかです。よって、先ほどの私の質問に対して同じ世代、教育長は流暢に日本の国家の義務ですよ。そこら辺を担当する教育長として、やはりこれも例えば町で若者定住化促進とうたっております。私が例えば須賀川市から矢吹町へ行きたいと思ったら、全ての道路並びに生活の風景を見たいと思います。そして、その次は教育の現場を見たいと思います。小学校、中学校、義務教育ですから から見ます。今は幼稚園とか保育園もある。ここはおきます。高校、大学はこれは個人の希望です。ですから一日も早くそういうふうな ということやっていただきたいという要望です。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 15番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

復興のことについてご高説ありがとうございます。復興は建物だけではない、全くそのとおりでございます。私も同じ考えを持っております。したがって、復興計画案については中心市街地もそうですが、町内全ての国道、さらには地方道等も含めて整備の考え方をこの復興計画の中に、また、あわせて都市マスタープランも作成させていただいておりますので、町としてバランスのよい形で、この道路網の構築を図っていきいたいというふうに思っております。その前提は、もとの状態に戻すのではなくて、あくまでも震災前以上の使い勝手のいい住民の利便性が図られた、そういう復興道路予算でございます。

ただ、これについても非常に難しい部分があって、国からの支援というのが、なかなか、原状復旧についての社会資本総合整備資金という形で予算はつくんですが、復興交付金、国からの支援を厚くいただける、そうした手当がされないということで、私どもも苦慮しているところでございます。これらについては、以前から答弁させていただいているように、今後も国・県のそうした交付金事業に該当できるかどうか、新たな矢吹町のまちづくりというような、そんな視点も頭に描きながら、できるだけ町の負担にならないような、そうした復興道路についての整備を図っていきいたい、そのように考えております。今後も、住民に住んでよかったです、一生懸命やったと言われるような、そんなまちづくり、そんな復興計画づくりを進めていきいたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

組織については、先ほども話をさせていただきました。全くそのとおりだというふうに思っております。限られた人数の中でぎりぎりの中で仕事をしていけば、幾ら優秀な職員が多いといえども、なかなかその能力を全て発揮することはできない。ストレスも多い世の中、ましてや今回通常の業務でもあり、事務事業もさりながら、さらに復旧さらには復興関連の事業で、職員については相当頑張らせていただいております。そうしたことも含めて、矢吹町に今必要な組織というものはどうあるべきなのか。ですから、負担になっている事業というものを、先ほども話しさせていただきましたように、地域主権再生整備事業ということで、今各課の総事業を再点検させていただいております。これらに基づいて、公が担うもの、また民間が担うものと、そうした考え方に基づいて、本来公が担うべき仕事というものを特化しながら、優先順序も含めて、そうした事業を見定めて職員の負担の軽減も図っていきいたいというふうに思っておりますし、将来持続可能な組織ということで、職員に満足していただける、そうした組織の再編についても考えていきいたいというふうに思っております。もちろん、その基本的なものは町民の目線に立って町民の要望に見事に応えられる、いわゆる町民の負託に応えられる、そんな組織であり、職員像を描いておりますので、それらについても十分にご理解をいただければというふうに思っております。

以上で15番、吉田議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 要望じゃなかったんですか。

○15番（吉田 伸君） いや、わかりました。そういうことで今後とも……。で、矢吹町は80キロだからいいんですよ。浜通りは14万人もの人たちがどうするんだと、これ、どうするんですか。我々はここでやっていますよ。そういう人たちもいるんですから、やはり町はバックすることはできません、行政は。前向きに考えてどうぞ、応援する人は応援するんですから、やってください。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、15番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)

平成25年12月10日（火曜日）

（第 3 号）

平成25年第377回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年12月10日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第69号・第70号・第71号・第72号・第73号・第74号・第75号・第76号・第77号・第78号・第79号・第80号

陳情第9号・第10号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 教育長 栗林正樹君

企画経営課長 藤田忠晴君 総務課長 水戸邦夫君

税務課長 佐久間一幸君 町民生活課長 会田光一君

保健福祉課長	阿	部	正	人	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	圓	谷	誠	君		
都市建設課長	藤	田		豊	君	上下水道課長	円	谷	清	茂	君	
教育次長兼 学校教育課長	陳	野	秀	敏	君	会計管理者 兼出納室長	井	戸	沼	寿	量	君
生涯学習課長 兼中央公民館 長	近	藤	尚	一	君							

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	須	藤	源	太		主任主査兼 次 長	松	谷	誠
---------	---	---	---	---	--	--------------	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、鈴木一夫君よりおくれる旨の届け出がありました。副町長渡邊正樹君から、都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより前回に引き続き、一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

傍聴席にお越しの皆様方には、高い町政への関心のあらわれに対して敬意を表させていただきます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、5点ほど一般行政に関してご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目ですが、消費税増税に伴う町民への影響についてお尋ねしたいと思います。

ご承知のように、来年4月からの消費税率が5%から8%に引き上げられることが国によって決定されています。また、その後10%への引き上げ、これも予定されています。本町でも今、上下水道料金や文化センター使用料など、公共事業の料金に関して消費税がかかっておりますが、これらの消費税も消費税の値上げに伴い値上げがされるのか、町民の中からは懸念の声が上がっております。

ご承知のように消費税増税がされますと、国民全体では8兆円の負担増となっております。中でも、この消費税が増税されますと、消費が落ち込み、今復興の途上にあります福島県を初めとする東北の各県、これらの経済に対する影響も懸念されております。一般市民の中からも、そういった中で買い控えが起こるのではないか、買い控えをせざるを得ないというような動きもあります。これに対して公共料金、特に上下水道料金などライフラインにかかわる問題、こういったものに対しても値上げがされますと、水道を使用するのを控える、そして、ひいては健康などを害する、そういった方も出てくるのが懸念されます。つきましては、本町におきましては、このような値上げ、果たしてされるのかどうか、また対象となる事業は何なのか、お答えをいただきたいと思っております。

さて、第2点目といたしまして、民間活用による特別養護老人ホーム入所待機者についてお尋ねいたしたいと思えます。先般の定例会におきましても、私から、当町において特別養護老人ホーム入所待機者が非常に多いということで、町民の間からも、ぜひ町営で新設を問わず今まである施設なども活用してつくられたらどうか、また、今ある施設の改修なども含めてこういったものを実現できないかということを質問させていただきました。

それに対して、今のところは、近隣市町村に民間の特別養護老人ホームは建設の予定があるということで、これにつきましては、棚倉町で予定されております社会福祉法人うつみね福祉会の特別養護老人ホーム、それから埴町で予定されております、同じく福祉法人の誠慈会、これは現在ユーハイムはなわとして既に建設されておりますが、これに対する増床が計画されておるところであります。それぞれが26年10月、そして3月に開設が予定されております。こちらを活用して、待機者、一定程度の解消につなげるというお答えでありました。

ただ、これにつきましては、やはり懸念が1つあるのですが、それは民間の施設であるということ、また棚倉町、埴町の施設であるということで、果たして矢吹町の入所待機者が優先して入所できるような保証はあるのか、当然、民間ですから保証というものはないと思えます。ただ、それに対して町として何らかのアクションを起こされているのかどうか、そういったことについてお尋ねをしたいと思えます。

続きまして、第3点目といたしまして、予防医学の観点に立った町民の健康向上施策についてお尋ねしたいと思えます。予防医学という観点、新しい言葉では決してなくて、既に2000年ごろにはこういった話も出てまして、当町におきましても、予防医学の観点に立って運動機能の向上などの施策がとられております。

しかし、それにつけ加えまして、以前ありましたはり、きゅう、マッサージ利用助成対象、これ今は少し縮小されているのですが、もうちょっと対象年齢を拡大してほしい、それから利用する回数などもふやしてほしいという声も聞かれております。

また、温泉宅配、こちらも以前当町において実施されていたものでありますが、せっかく矢吹町がいい温泉がある、しかし、なかなか温泉に行くことが難しい、特に高齢者の方、車を自分で運転することも難しいという方、それに対して町のバスなんかも出ておりますけれども、そういった利用に対しても難しいという声もあります。それで、温泉の宅配の復活を望む声、このような声も上げられております。

また、高齢者に対しての温泉利用料、これも以前と比べて値上げがされております。お隣の泉崎村では、町政の報告の町の便りに、後ろのページに割引券がついている。こういったものを利用して大変喜ばれていると聞いております。そういったことも当町で実施ができないか、こういった声が町民の間から上げられています。温泉の利用が予防医学上有効であるということは、温泉療養医学会、そういった団体もありまして、実証されていることでもあります。ここでは詳しい数字等はお示しませんが、ぜひこのようなものを復活させる、それによって、ひいては医療費の低下にもつながる、町民の健康の向上にもつながるということにもなりますので、そういった観点から、ぜひこれらの復活の声に対して町長のご見解をお伺いいたしたいと思えます。

続きまして、第4点目といたしまして、災害公営住宅供給開始時期についてのお尋ねであります。

先ごろ、全員協議会でも示されました当町災害公営住宅整備事業の予定によりますと、完成、入居手の開始時期が27年3月末とされております。震災が起こってから仮設住宅に住んでおられる方、いまだに多数おら

れますが、これらの方からは、この入居開始時期等について、町のほうでも努力をしていただいて、アンケート調査、意向調査等もしていただいているということで、これら入居ができるということはいずれのことだという、実際に仮設住宅に入居されている方からの声は聞かれます。しかし、どうも話をしていきますと、やはり夏、プレハブの住宅の中で暮らしている、大変暑い中で暮らしている。それから冬は寒い状況にある。中にも入れていただきましたけれども、非常に日当たりが悪いんです。非常に厳しい環境にあられる。町ではこういう住宅をつくっていただけるのはありがたいが、その本音といたしまして、やはりできるだけ早く災害公営住宅のほうに引っ越しができればうれしいというものが見えてまいります。

入居開始時期、県のこの災害公営住宅の整備状況なども、県のホームページを見ますと載っておりますので、状況を見ますと、今の現状では実際に入っているところ非常に少ないです。浜通りのほうでやっと何棟かできているところ、しかし、早ければ来年の3月には入居が開始される場所もあるという状況もありますので、この入居開始の時期、建設場所等も候補に上がっている中心市街地の再開発の関係もありますでしょうが、これについては、ぜひ早めていただく、こういった要望に対してどう応えていただくか、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

次に、町有地売却についてのお尋ねです。

教員住宅の用途廃止により、町有地である大久保及び白山地内の宅地の売却を行うとのことですが、これは以前にも、この売却を行うということで競売にかけられたという経緯があります。ただし、そのときは売却価格が高過ぎて買い手がつかなかったという経緯がありました。そういうご説明を受けております。本定例会開催に伴い、全員協議会でこういったご説明もあまして、高過ぎたので買い手がつかなかった、その原因といたしましては、この福島県の地価の下落等に対して高過ぎるというようなことがあったということは、承知しております。今回も適正な価格に対しての再度の売却を行うということですので、売却価格自体について決して異議があるわけではございませんが、地価の安いときに町有地を無理をして、無理をしてというのちょっと語弊があるかもしれません。安いうちに町民の財産であるものを売却するのではなくて、例えばこれを一定程度地価が上がるまで保有を続けるという選択もあるのではないかと思います。

用地として遊ばせておくだけではなく、昨日同僚議員からも質問がありました、町民にお金が入るような再生可能エネルギー、太陽光発電所を建設する、そういったこともできるのではないかと質問もありましたが、そういう用地にもできるのではないかと考えます。広さからいってさほど広いものではありませんが、200ワットの発電容量のパネルであれば2平米ぐらいのところではできるわけですから、100平米あれば50キロワットの発電が可能です。そういったことも考えますと、今の再生可能エネルギー、売電が固定価格買い取り制度20年間継続されますので、大体10年ぐらいで建設費は賄えてしまう。その後はそれが収入となる。町民への収入ともなります。また、蓄電池などを備えつけておれば、災害時の電気供給、携帯電話などがライフラインとして非常に重要となりますが、電気の供給が遮断されたときには、それらのほうにも役に立つということもあります。太陽光発電所だけではありませんが、今後、何か集会所などを新たに移転させなくてはいけないなどの事態が生じたときには、そういった公共施設にも活用できますので、今回の、白山及び大久保の土地の売却自体についてということではなくて、町有地を町民に役立つ形で保有を続けるということもあるのではないかと、そういった観点での町長のご見解をお伺いしたいと思います。

5点と申し上げましたが、失礼いたしました、6点です。

最後になります、住宅リフォーム助成制度の導入についてお尋ねいたしたいと思います。

住宅リフォーム助成制度というのが全国各地で、今、開始されております。例えば長野県などの自治体でも行われておりますし、お隣の天栄村、ここも震災の前にはこの住宅リフォーム助成制度を導入するということで決まっておりました。ただし、震災があった関係で、現在、実際には運用は行われておられないということですが、具体的な内容を申し上げますと、高齢者向けのバリアフリー化の住宅の改装など、数十万円のできるようなものの規模、こういったものを町内の業者を活用して、町内の業者といたしましても個人でやっておられるような業者の方々、そういった方々を活用することでバリアフリー化の補助も出る。そして業者の方も所得の向上につながるということで、大変喜ばれていると聞いております。このようなものを当町でも導入されるお考えはないか、ご見解をお伺いいたしたいと思います。

以上、6点につきましてよろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、消費税増税に伴う町民への影響についてのおたただしであります、議員ご存じのとおり、国では社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律を公布し、また、本年10月1日には社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえ、消費税増税及び地方消費税率の引き上げと、それに伴う対応についてを閣議決定しております。

この決定により、平成26年4月1日から地方消費税を含む消費税率を5%から8%へ引き上げることが確認され、地方公共団体の消費税率の改定に伴う公共料金の改定についても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するものとされております。

国の決定を受け、本町においても公共事業における消費税率引き上げ分の公共料金への転嫁については、税負担の円滑かつ適正な転嫁を図る上でやむを得ないものと考えております。これら消費税法の一部改正により、本町の利用料金、使用料金などの条例改正を行う必要があるものは、現在、確認しているもので21件あります。

使用料金では、矢吹町水道事業給水条例、矢吹町下水道条例、矢吹町公民館条例など7件、利用料金では、矢吹町集会施設条例、矢吹町福祉会館条例など12件、その他、矢吹町道路占用料徴収条例、矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例で2件あります。おただしの町民の皆様の生活に直接的な影響を及ぼす使用料金としましては、水道使用料、下水道使用料、農業集落排水使用料などが考えられます。

消費税が5%から8%へ改正された場合の具体的な試算として、まず、水道使用料ですが、4人家族で2カ月56トンの標準的な使用トン数の場合、今までの使用料金1万710円が1万1,016円となり、2カ月で306円増加、年間では1,836円増加する試算となります。同じく、下水道使用料の標準的排出トン数の試算では、2カ月で235円の増加、年間で1,410円増加する試算となります。

次に、特定の利用者、団体などへ影響を及ぼす使用料としましては、主なものとして、文化センターや中央

公民館、さらに体育施設等の使用料が考えられます。

具体的な試算として、文化センターの基本使用料が、例えば大ホールの場合で、1時間当たり3,150円が3,240円となり90円の増加、小ホールが1,050円から1,080円となり30円増加する試算となります。中央公民館使用料については、例えば大ホールでは840円から864円となり24円の増加、会議室が210円から216円となり6円増加する試算となります。

町としましては、来年4月の消費税改正及び平成27年10月に予定されている8%から10%への改正等を十分検討しながら、町民の皆様の負担が最小限となるよう、今後、利用料金、使用料金の協議を深め、施設の健全経営を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民間活用による特別養護老人ホーム入所待機者解消についてのおたただしであります。さきの9月議会定例会において、本町における特別養護老人ホーム入所待機者の解消については、近隣町村に建設される民間施設を活用することを1つの方策として答弁させていただきました。

さらに、今回は、本町待機者が、これらの施設に優先的に入所できる対策をとっているのかのおたただしあります。さきの定例会でも申し上げましたとおり、特別養護老人ホーム等の介護施設は、後述のとおり優先度の高い順に入所できることとなっております。施設入所に関しましては、平成22年に福島県社会福祉協議会と福島県が示した福島県指定介護老人福祉施設の入所に係る指針に基づき、各施設において定期的に入所検討会が開催されております。

検討会では、入所にかかわる基準及び個別状況調査票をもとに、介護度や認知症の状況、介護者の身体状況や家庭状況、在宅サービスの利用状況を勘案しながら、入所希望する全ての市町村民に対し、公平に入所決定をしておりますので、本町の待機者のみならず、他市町村でも優先的に入所することは難しいと考えております。

しかしながら、特別養護老人ホーム新設に合わせての入所申し込みはタイムリーであること、家族が施設に出向き、施設入所の必要性を明確に伝えることが検討会に反映される要因になることから、町は居宅支援事業所等に対し、情報の提供をするなど、連携強化に努めてまいりたいと考えております。これまでには、矢吹町民の入所について、中島村、棚倉町との協議を進め、理解をいただいておりますが、新年度に、改めて町として要請を行ってまいりたいと考えております。

本町といたしましては、現在、国で検討を進めている介護保険制度の改正を踏まえ、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする新たな介護保険事業計画を平成26年度に策定するための準備を進めております。今年度中に町民のニーズ調査を実施する予定であり、その結果をもとに介護保険運営審議会で十分審議しながら、計画期間中に必要と見込まれる施設整備等について介護保険事業計画に反映するなど、新たな介護保険制度に対応し、必要十分な介護サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、予防医学の観点からの町民の健康向上施策についてのおたただしあります。町では、満65歳以上で身体障害者手帳の1級または2級に該当している方が、はり、きゅう、マッサージ等を利用した場合に、1回1,000円の助成券を年間6枚交付し、障害を持つ高齢者の健康の維持増進を図っております。

温泉宅配につきましては、平成7年から、あゆり温泉に来ることができない70歳以上の高齢者や身体障害者手帳の1級または2級に該当している方に対して、専用の温泉宅配者により自宅まで温泉を月一、二回宅配してはりましたが、財政再建3カ年計画の取り組みにより、各種事業の見直しの対象事業として、平成19年4月

から温泉宅配事業については休止しております。

財政再建3カ年計画に基づく取り組みにより、一定の効果をあらわしたものの、引き続き財政状況は厳しく、現在も第5次行財政改革大綱に基づく行財政改革に取り組んでいることから、これらの拡充、再開については、現時点では考えておりません。

次に、高齢者の温泉利用料の負担軽減についてであります。現在、あゆり温泉の入湯料として、一般の方については400円ですが、70歳以上の高齢者、障害者、12歳未満の子供については、半額の200円と減免を行っております。あゆり温泉の施設設置の目的の一つは、町民の健康増進としており、その目的を達成するため、さらなるサービスの向上に努め、利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

現在、敬老会の参加者には、抽せんであゆり温泉の利用券を贈呈しておりますが、今後、他の市町村の対応策等を参考にし、より多くの利用がなされ、町民の健康の維持増進を図るよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害公営住宅供給開始時期について、入居開始時期を早めることができないかのおたただしであります。国では、東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備、供給する事業を進めております。

本町では、11月末現在の応急仮設住宅への入居者数が53世帯136名、民間アパートの借り上げ住宅への入居者数が47世帯124名となっており、震災により住宅が全壊した方々に対して、5月29日と6月2日に個別意向調査を実施し、279世帯中43戸の災害公営住宅への入居希望を把握いたしました。

このように、現在も仮設住宅で生活している方々や、災害公営住宅への入居希望を踏まえ、本町でも災害公営住宅の建設を推進することといたしました。現在、入居対象者を漏れなく把握するため、全壊のほか、大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされた方々239名を対象に、11月に実施した入居意向調査の取りまとめを実施しております。

今後は、今回の意向調査結果をもとにした整備基本計画を3月末までに策定し、平成26年度に基本設計、実施設計を行い、建設工事に着手し、応急仮設住宅の供与期限である平成27年3月末までには完成をし、入居手続を開始したいと考えております。

現時点では、できる限り入居対象者の希望を反映できるよう建設戸数をふやすことを含め、再度検討を行っているため、スケジュールに若干のおくれが生じている状況であります。応急仮設住宅は文字どおり、応急的な住宅であり、暑さや寒さの厳しい季節を過ごすには、快適とは言えない居住環境であることも承知しておりますので、可能であれば設計内容を工夫することにより、工期短縮を図り、少しでも入居開始時期を早められるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町有地売却についてのおたただしであります。町では、公用または公共用に使用する行政財産以外の普通財産につきましては、保有に要する維持管理費の節減や未利用地の有効活用の観点から、売却等の処分を実施しております。これまでも、旧派出所跡地や役場北側などの土地について、未利用地の有効活用の観点から優良宅地として売却し、定住者の確保を図ってきた経緯があります。

おただしの大久保と白山の物件につきましては、町が過去に実施した宅地分譲地の一画にあり、教員住宅としての用途廃止により、老朽化から建物を取り壊し、現在は更地の状況にありまして、本来の分譲地として定

住者向けの住宅用地としての利用が最適な物件であると考え、今年度の公有財産売払い事業計画により売却を計画しているものであります。

当初の公売では、不動産鑑定価格により入札者を募りましたが、応札者はなく、今回の再度の公売に当たりましては、さきの不動産鑑定価格を基準に、今年度の固定資産評価額算定における宅地標準地価格の変動率及び県地価調査の変動率を考慮した下落分について一定の価格補正をし、公売入札を行うものであります。

町が所有する公共用地の利活用については、適正な管理のもとで保有し有効活用を図り、それ以外の遊休、未利用の状況にある公有財産につきましては、必要性、有効性を見きわめながら、計画的な管理運用をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、住宅リフォーム助成制度についてのおただしであります。住宅リフォーム制度につきましては、耐震対策、バリアフリー、省エネ対策など、住まいをより安全・安心・快適な状態にすることを目的に、国において制度化され、所得税の控除、固定資産税の減税、補助制度、融資制度などの各種優遇措置が設けられております。

また、他の自治体においては、経済・雇用対策の一環として、既存住宅の耐久性、耐震性を向上させるために住宅をリフォームする際に一定の補助金を交付し、工事の際は、入札参加資格登録業者または小規模修繕登録業者に限定するなど、地元業者の保護育成を図っている自治体等もあります。

町におきましても、耐震対策のうち、木造住宅の耐震診断者派遣事業に対する補助金については既に制度化しており、今年度も5件の耐震診断を実施する予定であります。また、心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援、家庭で介護する人の負担軽減のために、手すりの取り付けやトイレの改修、段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合の改修費の一部補助を行っております。

なお、木造住宅耐震改修事業に対する補助金制度及び国が制定したリフォーム制度に対する町独自の補助金上乗せなどについては、現在、制度化されておりませんが、議員おただしのとおり、補修やバリアフリー化を検討されている住民やそれを請け負う小規模業者の育成等について、他の自治体の動向や厳しい財政状況の中、実施が可能かどうか検討し、安全・安心・快適な住まいづくり、さらには地域経済の活性化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員へ答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁、大変ありがとうございます。

ただいまのご答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず1点目の消費税の増税に関してであります。今、上下水道のモデルケースというものでしょうか、これに対しても、上下水道料金だけでも8%に値上げされた場合、合計で3,226円の値上がりになるということでもあります。これ以外にも公共施設の使用料金などで値上げになるということでもあります。これについて、上下水道料金といいますと、やはりライフラインでもあります。

日本の消費税、報道などによりますと、海外と比べれば実は安過ぎるなどという報道もありますけれども、その実態を見ますと、その中身はぜいたく品と生活必需品を区別しているから、海外、イギリスなど17.5%、

フランスでは19.6%などと高くなっておりますが、実際には、生活必需品に対しては消費税率が低く抑えられている、こういったことを考慮されているのが実情であります。

それからいきますと、上下水道料金、これはまさにライフラインでもありますから、これに対して値上げをするということ、これを国が求めてきていることに対しては、大変遺憾の意を表明したいと思います。国の措置ということで、自治体のほうに対しても自治省のほうから通達がなされているということであるということは承知しておりますが、こういったものに対しては負担増にならないようなことを努めていただく、こういったことを国に対して、県に対して求めていただく、また、近隣自治体とも協調いたしましてそういったことをしていただくということが、町長に対しては求めているのではないかと思います。そういったことに対してのご見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目です。特別養護老人ホームについて、これに対しても前回にもお伺いいたしました。要介護度に応じて優先的に入所ができるということで、当町の待機者だけがそれから外れるということはないということは承知いたしております。ただし、実はこの建設される予定の施設、入居状況とか、それから待機状況などを見ますと、実際に地域の待機者数を見ますと、今この2つの施設だけでは到底足りない状況にあるということは、ご承知されておりますでしょうか。具体的な数字ということではありませんけれども、それは県などの資料、それからホームページなどでも介護DBという民間の介護施設の待機者状況などを見るホームページなどもありますので、そこを見ましても、矢吹町の施設の待機状況ですとか、それから建設予定である町村の待機状況なんかも載っております。それからいきますと、まだまだ足りない状況にあるのではないかと思います。

やはり、今、ご答弁の中にありましたように、一定程度と言いますか、施設とも連絡をとり合いながら情報の共有はされているということではありますが、やはり施設が圧倒的に足りないという状況にあると私は思います。公営の施設というところにこだわるものではありませんが、公営、それから民間も含めて、こういったものをどんどんこれからふやしていかなくてははいけません。そういった中では、町の財政状況だけでは何ともしがたいものもあるかもしれません。ただ、そこに対しては、将来の納税人口の増加などの施策なども考えて施設を増強するということが必要になると思われます。

ここでご提案といいますか、医療機関ですとか地域包括支援センター、それから実際にありますこの介護施設等々、それから入居待機者のご家族の方、そういった方々を含めた設置計画ですとか、利用計画とかというものを進めるような協議会のようなものを、近隣町村とも連携いたしまして設置するという、こういったことも考えられるのではないかと思います。それによって施設の増強を進めていく、こういったものはできないのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

災害公営住宅への入居開始時期について、ぜひこれはご答弁にありましたとおり、できるだけ早く進めていただく。設計が始まって1年もかかるということは、私もプラント建設の設計のエンジニアをしておりましたので、設計の中身についてはいろいろあると思いますので、これだけかかる場合もあるのは承知しておりますが、なかなか1年もかかるというのは、1年もかけないでもできるということは可能であると思われしますので、ぜひその点をご努力をお願いしたいと思います。

町有地売却について、ご答弁のとおりです。適正な利用計画、それに基づいて売却をされる。最初の質問で

申し上げましたとおり、価格を無理やり下げている、そういったことは私もそういう認識はございません。

本当に、例えば町営の発電所、こういったものも、例えば町営でなくても、民間の方から一口1万円というような形でお金を借り受けて、実際にこれを行っている団体もあります。民間の団体ですけれども、東京にありますNPO法人で、足元から地球温暖化を考える市民ネットエドがわという団体ですけれども、こちらでも今回11.52キロワットの太陽光発電所の建設をしたのですが、一口1万円で募集しましたところ、400万円の資金があつという間に集まってしまったという経緯があります。このように、債権として発行されているものがあります。これ私も5万円で出資させていただきました。償還は10年後からということでありまして、そこに対しては地域の特産品なども利子分として払われるというようなこと、また、売電で得た事業収入につきまして、利益につきましては、また新たな発電所の建設に充てるなども検討されているようです。そういったことに対する事業への貸し出しなども考えられると思いますので、ぜひ、そういったことを考えておられないのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

住宅リフォーム助成制度につきまして、今、一定程度耐震の補強について診断をするということ、それから手すりなどを取りつけるということで、一定の進展はあると思われま。ただ、これに対しても、ぜひ町民の所得向上という観点、それから、これから高齢化社会になるという、当町も例外ではありませんので、そういった中で、ぜひ前向きにこの制度を導入、拡充していくことをやっていただきたいと思。ぜひお隣の、先ほど申し上げましたとおり、天栄村ではこれを実施するというのも決めております。まだ、震災で実施はされておませんが、そのあたりもぜひ研究をさせていただきたいということで、具体的にそういったことを来年度の予算の中に盛り込んでいただければとも思いますので、ぜひそのあたりのご見解もお伺いしたいと思います。

ご答弁よろしくお願。いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の消費税の増税に伴う公共料金の値上げ等の内容についてということで、特に上下水道についての再質問がございました。上水道においては年間1,836円、下水道1,410円、こればかりではなくて、さまざまな税金が個人にかかってくるんだらうというふう。に思っております。景気が冷え込んで、さらに今、震災からの復旧・復興ということで、大変生活が疲弊している中での消費税増税、これについては、私の個人的な見解においても、今の時点でという思。いはございます。

ただ、国がこうした制度を決めてしまったということについては、先ほども答弁させていただいたように、これはいかんとも。しがたい。ただ、ご提案がありましたように、今回の国の措置に対し、国に対してそうしたライフラインにかかわるもの、日常生活に必要不可欠なものに対する消費増税について、今後、軽減していただくことも含めて要望していただけないかと、さらには近隣市町村などと連携をとりながら負担増につながら。ないような、そんな政策を展開していただけないかということについては、私もその部分については賛同いたしますので、国に対する要望や、近隣市町村と連携を図りながら、どのようにしたら個人の負担、世帯の負

担というものを軽減できるかということについても、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さらに、特別養護老人ホームについてのおたしでございます。

2つの施設だけでは足りない、今後、多くの施設利用者、入居者がふえるだろうということが想定されると、この件については、内容等十分に把握させていただきたいというふうに思っております。ご案内のように、そして先ほど説明しましたように、平成26年度には町の介護保険事業計画を策定させていただくことになっております。27年から29年の3カ年間にわたって町の動向を探りながら、審議会において、今後の介護保険事業計画というものを策定する形になります。この後の高齢者対策、さらには福祉政策に基づいて、この審議会の中で十分協議を踏まえて矢吹町の方向性というものを決めていきたいというふうに考えております。

ご提案がありました新たな協議会の設立でございますが、安井議員もご存じのように、こうした管内の動向については、県南保健事務所でその状態を把握しております。したがって、介護保険事業計画、各市町村で策定されるわけでございますが、そうした県南保健事務所のさまざまなアドバイス等も含めて、動向を探るための計画策定となります。したがって、県南保健事務所のそうした組織があるもののご提案がありました協議会については、県南保健事務所と連絡をとりながら、そうしたものがつくれるかどうかということについても相談をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

災害公営住宅でございます。専門的な見地から、できるだけ早く入居を開始いただくように、基本設計、実施設計に1年もかかるのは少しかかりすぎだと、そういうことについては先ほど答弁をさせていただきましたように、どのようにこの基本設計、実施設計も含めて工期を短縮できるか、もしくは工期を短縮していただくような要請も含めて、努力を傾注して、できるだけ計画段階での期間の短縮、それがひいては入居開始の早期実施ということにもつながりますので、そうしたことで指示をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

町有地の売却については、基本的に町の考えを安井議員にもご理解をいただきまして、ありがとうございます。無理に売却をしているのではなくて、その有効性、必要性、またその時期を捉えながら町有地の売却を図ってまいりました。したがって、今までの売却についても計画はございましたが、町として有効性、必要性を考えた場合に、それらをストップしてきた経過、中断してきた経過がございます。そうしたことも十分にご理解いただいた上でご提案ということで、町有地の利活用、太陽光の発電、直接町民が出資をしながら利益を得るといったような考え方も、前日の青山議員の質問にもありましたが、そうしたことも十分に検討を踏まえながら、今後は町有地の有効利活用について検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

住宅リフォームについては、町のほうで先ほど答弁をさせていただきましたように、町のほうでも今後、住民の安全・安心・快適な住まいづくりのためにそうしたことを前向きに検討していきたいと答弁をさせていただきました。その気持ちには変わるものがございませんので、今後、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で、1番、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1 番。

○1 番（安井敬博君） まず、消費税増税に関してであります、この水道料金に対してはライフラインであるという認識、重要なものであるという認識はご答弁していただき、思いは同じであるのかなと思います。ただ、国に対しては、国の措置でありますから、確かに町だけでできるものではないと思います。ただ、そこはこの消費税増税によって町民の健康とか害される、こういったことがぜひないようにしていただきたいということで、この要望については再度、ぜひやっていただきたいということをお願い申し上げますとともに、その意気込みについても、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

続きまして、特別養護老人ホームの設置について、協議会のようなものをということで私も提案させていただきましたが、これについては、県南保健事務所との協議も、大がかりな協議会の設置であればそういったことも必要だと思いますけれども、例えば、先般、文教厚生常任委員会でも視察に行きました壬生町では、虐待防止の対策につきまして、町内の病院ですとか、それから警察、保育園、幼稚園、それから親御さん、そういった方たちを交えての防止のための会議を設けているということを聞きました。

また、当町でも、中心市街地の再開発に当たっては、さまざまな団体との連携を行っているという、そういったものであれば、比較して容易にできるのではないかと思いますので、そういった考えに立って協議会設立などはいかがお考えかということ、再度お伺いしたいと思います。

以上、2 点についてご答弁よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、安井議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

1 点目の消費税増税の件に関して、国に対して要望を強めてほしいというさらなる要望でございますが、これらについては先ほどご答弁させていただいたように、できる限りの対応を図って要望を強めていきたいというふうに考えております。

次に、特別養護老人ホームの件でございますが、協議会、県南保健事務所との協議を含め相談していかねばならないということで答弁をさせていただきましたが、議員のほうから二本松の虐待防止に伴う協議会の設立の経過も含めてご提案がありました件でございますが、これらについては、単に協議会をつくるということで、そういう、言うならば容易につくれる協議会でいいのかというようなことも考えなくてはいけないかなというふうに思っております。入所者の決定というのは非常に重要なことで、入所検討委員会等を含めてそれぞれの施設でも持っていますし、その上には町の保険事業計画というものがあって、審議会がなくて、さらには県南保健事務所というものがあつて、それをした重要決定事項を簡単な組織で決定してみたいのかどうかということ、公正さや秘密の保持とかを含めてさまざまなことも懸念されますので、どういう協議会がつくれるかについても、この後、十分に検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願申し上げます、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、1 番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時52分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時05分)

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

[6番 青山英樹君登壇]

○6番（青山英樹君） 今回、上程されました議案についての総括質疑をさせていただきます。

第71号、72号、73号に関しまして、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の中身に関してですが、その第2条、いわゆる指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人、その他の団体を公募するものとするという公募条件の中で、(4)番目、申請の資格というものがございます。この申請の資格というものに関しては、法人、その他の団体、また矢吹町に事務所を置く、そして、ただし暴力団、滞納者を除くというようなことで書いてありますが、この申請の資格の中の矢吹町に事務所を置くというところに限ってなんです、今回の公募等を見ましてもこれが1団体等でもって終わってしまっている、この数年を見ても同じような状況が続いているわけでございます。そうしますと、この資格の段階で、ほかの市町村の中では町外のほうから指定管理者として従事している団体、企業等があるわけなんです。

いわゆる町民の福祉、利益というものを効率よく増大させながら町民の利益に結びつく行為を行っていくのであれば、目的によっては町内に事務所を置かず、町外にある、その目的に沿った優秀な企業、団体等があるのであれば、そちらを組み入れてもよろしいのではないかと考えてございます。いわゆる、町内に限ってしまったのであれば、選択肢あるいは町民の需要というものが限られてしまって、なおかつ、ガラパゴス化してしまうというような懸念がございまして、その上におきましては、今後、いわゆる公募において活性化をさせる意味においては、こういった事務所を置くというような項目に関しては見直しをかけてもよろしいのではないかと意見がありますので、それについて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 青山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の議案の中に新たな公の施設の受託者ということで、文化センター、ふるさとの森芸術村についてはNPO法人地域おこし夢クラブ、図書館についてはふれっしゅすてーじということで提案をさせていただいております。申請資格等のおただしでございまして、青山議員もご承知のとおり、申請資格については、矢吹町に主たる事務所または事務所を置く法人ということで、そういう定義づけがされております。

さらに、おただしの町の法人団体というだけでいいのかと、町民の福祉利益を考えるならば、町外もその選択肢の中に入れてはどうかというおただしでございますが、青山議員についても十分にご理解していただいている上での質問だというふうに思っておりますが、町の法人や団体、特にNPO保護育成ということについては、非常に重要な視点だというふうに考えております。そういった視点に基づいて今回、それ以前の公の施設の指定管理者の選定については、そうした考えに基づいて選定させていただいている。そして、そういった基本的な形で定義づけているということについて、ご理解いただきたいというふうに思っております。

今後もまちづくりの基本については、みんなで支え創造する私のふるさとということで、公の役割を民間に担っていただく、そのためには、町の法人団体を育成する観点からも、今後もこの申請資格については、矢吹町に主たる事務所または事務所を置く法人ということで今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） そのほか質疑ございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 今回の案件についてなんですけれども、町内に事務所を有するという、その業者を限定していく明確な理由とはちょっと受けて取れなかったんです。NPOというその資格等についての文言がありましたが、それが何ゆえに地域を限定した事務所設置者というふうになるのかが、全く理由が明確でございません。

私が申し上げるのは、そもそも指定管理者としての制度を入れた目的、並びにやるべきことは、やはり町民の利益というものをどんどん増大させていくという、その手法だったと思うんですよ。その意味においては、今はグローバル化も当然必要ですし、まして姉妹都市の三鷹市であれば、あれは幼稚園等に関してはベネッセさんという教育分野のエキスパートが担ってくるわけです。

そういう意味では、1つの事例を挙げるならば、図書館なんかに関しましても、たしかいまだにタブレットなりパソコン等のものは矢吹の図書館ではまだ禁止されているんじゃないかと思うんです。そういったものを近隣では、白河で大きな図書館ができて、その利便性というのは矢吹町からも利用者多いんですね。ですから、そういったものも一つのやはり競争という中での進歩という意味では、おくれをとってしまうのではないかという懸念があります。そういう意味で、ガラパゴス化してしまうのではないかということを私は申し上げたわけでございまして、これは今後一つの検討課題として、やはりそこに関しては、今後、さらなる町民の利益のために検討を加えていくというような答弁をいただけないのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 再度、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお話ししましたように、まちづくりの基本姿勢は、町民一人一人が知恵を出し合って、情熱を傾けて町を創造する。そういう協働の考え方というのは、町自体でその仕組みをつくっていかうということで、今まで取り組んでまいりました。この点については青山議員も既に承知のとおり。しからば、町の法人団体を育成するということは非常に大切な視点だと思います。外部の力をかりなければできないということではなくて、

町民にもそれなりの団体、そしてそれなりの能力を持っている方がいるということについては、青山議員が以前からおっしゃっているとおりでございます。そうした人たちの情熱、そして能力を使わない手はない、そういう意味で、さらに町の法人、団体を育成、保護するためにも、今後、そうした基本的な姿勢については変わらないことを再度申し上げておきたいと思っております。

なお、指定管理者については、ことしも良好な運営、町民の福祉利益に資するような形で検証作業に入っておりますので、そうしたことも検証の課題の一つとして取り入れていきたいということについては、申し添えさせていただきたいと思っております。

以上で、私からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） そのほか質疑ございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） ただいまの答弁対しまして、1点だけお尋ねしたいと思っております。

とするならば、いわゆる指定管理者制度導入ということにおいて、この数回、いわゆる公募が1団体のみというような状況にあるわけございまして、これは町長が今答弁された目的からすると、矛盾するものではないのかというふうに考えます。決して町民の皆様方が能力がないとか、そんなことを私は言っているわけではなくて、さらに向上していく、あるいは当初指定管理者制度を導入したという目的からいっても、今の現況を考えるならば、今後、改善を進めていく必要があるのではないかと申しているわけでございます。

それにつきましての再度の答弁を求めます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 再々度質問に対する答弁をさせていただきます。

能力について疑うものではないということで、能力があることについてお認めいただきましてありがとうございます。結果的に、今回の指定管理者の公募については1団体ずつの公募ということになりましたが、これについては、いろんな見方があると思っております。現況を考えるならば今の状態ではまずいというような、そういう言い方を青山議員がされておりますが、私はこの団体が運営されてきた過去3年間、1期目の成果については評価をさせていただいております。現況を考えるならばということであれば、これに不満だということを含めて青山議員の考え方にあるのかどうかも含めて、疑問を感じるわけでございますが、私としては、結果的には1社になっておりますが、決して運営に問題があるというような考え方ではございませんし、この後どういう形でNPOを含めてそういった各種団体が育つか育たないかも含めて、町としては大いに力を尽くして、団体の育成も含めて考えていきたいというふうに考えておりますので、この後どういう動きになるかについても、動向については改めて注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号は、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第74号は、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（須藤源太君） 第1予算特別委員会、安井敬博議員、薄葉好弘議員、鈴木隆司議員、竹元孝夫議員、大木義正議員、角田秀明議員、諸根重男議員、吉田伸議員。

第2予算特別委員会、加藤宏樹議員、佐藤幸市議員、青山英樹議員、鈴木一夫議員、熊田宏議員、柏村栄議員、藤井精七議員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第69号、第70号、第71号、第72号、第73号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、11月29日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦勞さまでした。

（午前11時21分）

平成25年12月16日（月曜日）

（第 4 号）

平成25年第377回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成25年12月16日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第69号・第70号

陳情第10号

審査結果報告 総務常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第71号・第72号・第73号

審査結果報告 文教厚生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 陳情第9号

審査結果報告 産業建設常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第75号・第76号・第77号・第78号・第79号・第80号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第5 議案第74号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 発議第10号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書(案)

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君

13番 諸根重男君 14番 藤井精七君
15番 吉田伸君 16番 栗崎千代松君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君
教育長 栗林正樹君 企画経営課長 藤田忠晴君
総務課長 水戸邦夫君 税務課長 佐久間一幸君
町民生活課長 会田光一君 保健福祉課長 阿部正人君
産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 圓谷誠君 都市建設課長 藤田豊君
上下水道課長 円谷清茂君 教育次長兼
学校教育課長 陳野秀敏君
会計管理者
兼出納室長 井戸沼寿量君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須藤源太 主任主査兼
次 松谷誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、こんにちは。

ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） 去る12月10日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第69号、議案第70号、陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより議案第69号、議案第70号、陳情第10号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 総務常任委員会です。

報告をさせていただきます。

総務常任委員会審査結果報告書。

第377回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました議案につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番まではお手元の資料のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

当委員会に付託されました議案第69号、議案第70号、陳情第10号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、平成18年3月の第331回矢吹町議会定例会において可決した「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」により、以前の8級制給与表から6級制給与表に改正し、職務の級及び号給の調整を一部の職員に対して運用してきたが、その調整の影響により、現在、4級及び5級の号給において、定期昇給時に職員間で不利益が生じており、その解消を図るため、必要とされる号給の上限を変更する所要の改正を行うものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、地方税法の一部改正に伴う地方自治法第231条の3第2項の規定による諸収入金に係る延滞金の利率を改正するものであります。

平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律において、市中金利が低下していること等を

踏まえ、国税の見直しに合わせ、地方税法に係る延滞金の利率を引き下げることとなったため、使用料・手数料の諸収入金の延滞金についても、地方税法に規定する延滞金の取り扱いとの均衡を図ることが適当であることから、本町における関係する条例を一括して改正する条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号 東京電力福島原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書について

本件は、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出を要請する陳情書であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第70号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第10号 東京電力福島原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第71号～議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第71号、議案第72号、議案第73号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 議場の皆様、こんにちは。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第377回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。

1番から6番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第71号、第72号、第73号の審査結果は次のとおりであります。

議案第71号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町図書館に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と公募手続により選定した指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町文化センターに係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と公募手続により選定した指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町ふるさとの森芸術村に係る指定管理業務の指定期間が当該年度で満了することから、その制度の継続と公募手続により選定した指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第71号 矢吹町図書館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第72号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより陳情第9号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第377回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書。

1番から6番までは割愛をさせていただきます。皆さんお手元の資料をごらんください。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第9号の審査結果は、次のとおりであります。

本陳情案件については、現地に出向き、現場視察を行っております。

陳情第9号 町道整備についての陳情。

本件は、町道松倉線の町道整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

なお、参考でございますが、状況説明には当該地域の区長、副区長に出席をお願いしていただいております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより陳情第9号 町道整備についての陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第75号～議案第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、第1予算特別委員会審査結果を報告いたします。

第377回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第1予算特別委員会審査結果書。

1番から6番は記載のとおりでございますので、省略いたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号の審査結果は、次のとおりです。

議案第75号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ69万3,000円を減額し、総額を22億6,221万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税1,151万2,000円、国庫支出金69万6,000円、県支出金147万円をそれぞれ増額し、療養給付費交付金694万4,000円、繰入金742万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費55万1,000円を増額し、総務費124万4,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ260万9,000円を追加し、総額を6億5,595万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金75万円、繰入金185万9,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万3,000円を減額し、事業費281万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ853万4,000円を追加し、総額を2億9,777万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金853万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費853万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,066万4,000円を追加し、総額を12億1,142万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,676万4,000円、支払基金交付金3,960万1,000円、県支出金2,187万9,000円、繰入金3,315万5,000円をそれぞれ増額し、保険料73万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費を399万6,000円、保険給付費1億2,506万7,000円、諸支出金160万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ371万1,000円を追加し、総額を1億4,097万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料434万3,000円、繰越金92万2,000円をそれぞれ増額し、繰入金155万4,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金434万3,000円を増額し、総務費63万2,000円を減額するもの

であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的支出につきましては、既定の額に212万9,000円を増額し、支出予算総額4億6,857万3,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、薬品費30万3,000円、修繕費147万6,000円、人件費35万円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額から350万円を増額し、支出予算総額3億1,596万5,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、工事請負費350万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第75号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、議案第74号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第377回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1番から6番は記載のとおりでございますので、後でござらんおきください。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第74号の審査結果は、次のとおりです。

議案第74号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億7,245万9,000円を追加し、総額を105億7,570万1,000円とする

ものです。

歳入の内容は、町税 1 億549万3,000円、地方交付税 4 億1,585万7,000円、国庫支出金4,957万1,000円、県支出金 1 億8,963万3,000円をそれぞれ増額し、諸収入1,273万円を減額するものです。

歳出の内容は、民生費が屋内外運動場整備事業などにより 7 億4,772万6,000円、衛生費が太陽光発電設置費補助事業などにより1,735万2,000円、土木費が公園除染対策事業などにより 2 億366万5,000円、教育費が中学校照明設備整備事業などにより7,511万7,000円をそれぞれ増額し、農林水産費が土地改良事業等により 2 億6,214万円を減額するものです。

次に、繰越明許費については、工業団地等除染対策事業などの 2 事業について年度内完了が困難なことから、総額 1 億5,932万円を設定するものです。

次に、地方債補正については、経営体育成基盤整備事業債を360万円増額し830万円に、防災拠点施設整備事業債を1,010万円増額し4,240万円とするものです。

質疑後、討論に入り、青山委員から、屋内外運動施設整備場所の選定及び施設運営などについて、関係者などとの協議不足や当該施設の行政評価及び中心市街地活性化策への悪影響が懸念されるとの判断から反対する意見。

一方、鈴木委員からは、執行側の努力により手続期間が短時間であったにもかかわらず、子ども元気復活交付金の採択を受けることができたことは、子供の体力不足解消には大変有効であるとの賛成討論があり、挙手採決の結果、可否同数につき、委員長裁決により可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6 番。

〔6 番 青山英樹君登壇〕

○6 番（青山英樹君） 議案第74号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）に反対の立場で討論いたします。

本補正予算におきましては、先般、新聞報道されました屋内外運動場に関して測量設計委託運動施設整備工事、そして公有財産購入、土地購入が含まれております。

問題は、1 点目として、国・県の補助があれば、その恩恵にあずからぬ者は損とばかりに、補助金を前提として箱ものに飛びつくような過去の財政悪化の踏襲であり、十分な思慮を要すべき事案でありながらも、協議、議論がなされていない事実であったこと。

2 点目として、決定に至る時限的余裕がなく、駅東側小松市内設置予定地を前提に申請しなければ補助対象としての実現が困難だったためとの理由で、パステル画等の作成が行われておりましたが、時期的にも 7 月と

いような時期でもあり、その観点から整合性に関しては疑いが残ることが2点目であります。

3点目としましては、この施設の性質上、特に西側におきましては、中心市街地活性化における協議が各団体等多くの方で議論されており、その中でも、子供からお年寄りも集まれる施設が欲しいという意見が多くありました。そのような観点からは、やはり、十分な協議がなされるべき施設であったこと、また、これによりまして東側・西側といった場合におきましては、東側に偏重する傾向が懸念されてくる。人口あるいはその他施設及び人の流れが東側に偏重するような傾向が懸念されているという事実もございます。また、利用調書、需要等についてコストの、ランニングコスト等の今後の計画と予測等についても十分ではないという観点がございます。これら行政評価の観点からも余り望ましいことではなかったのではないかと、やはり協議すべきことが優先されるべきとの意見のもとに、反対をする次第でございます。

皆様のお考え、皆様の正しいご判断のもとに、再度この案に関しましてご検討くださいますようお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 私は、議案第74号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論をいたします。

少し前置きをさせていただきます。

我が国の経済状況は、東日本大震災や原子力災害の影響を受けながらも、個人消費や失業率もやや回復傾向にあるものの、依然として回復するには時間がかかり、厳しい財政状況に直面しております。また、政府は、来年4月の消費税増税に備えた経済対策を定め、景気の腰折れを防ぐ方針を決定している状況にあります。

こうした中、我が町の今回の補正予算については、将来を安心して豊かな生活を営むことを見据えた復興へ進むための必要不可欠な予算であるものと考えております。

歳入の主なものにつきましては、歳入の柱である町民税、固定資産税の増収や子ども元気交付金等の復興事業の特定財源の確保、さらには財政調整基金繰入金の取り崩しを抑えるなど、計画的に復興へ取り組んでいる状況に見られるものであります。

歳出の主なものにつきましては、子育て環境を改善するため、子ども元気復活交付金により、地域開放型の屋内外運動場や中学校の夜間照明設備の予算であります。特に、子育ての環境づくりについては、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画、さらには矢吹町除染実施計画では、それぞれに子供が安心して子育てできる環境づくりや、元気に運動できる環境整備が必要施策として位置づけられており、これら計画に基づき、子供たちが安心して運動できる環境設備を検討し、国の大変短い申請募集期間に取りまとめを行い、事業採択が決定したことは、町としても大変すばらしいものと考えております。また、本事業の建設予定地は駅前であり、今後の町復興の核として町内外からの集客も見込め、にぎわいのある中心市街地の活性化が図られ、復興の一助になるものと考えております。そして、財政負担においても総事業費の半分が国の交付金であり、残りが震災復興特別交付税で補填されるため、町の財政負担が少なく、一般財源の大幅な軽減が図られることは、町民の利益に大いにつながるものと確信をしているものであります。

このようなことから、復興を目に見える形であらわし、国の有利な財源をフルに活用した歳入の財源確保に努め、町民の皆様の負担が増すことのないよう最大限配慮した事業であると理解できるものであり、国庫補助金の獲得に尽力された職員の労苦をねぎらいつつ、この補正予算を含め、議員皆様の賛同をよろしくお願いをするものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第74号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、除染と復興に取り組む町民に対し、町が子育てにどう取り組むかの意思表示であると思います。もっと時間をかけて災害復興住宅や商工会館、JT、みんなの家等セットで考えれば、よりよい案ができるかもしれません。今はその時間の猶予はありません。残念ながら。今回の議案に関しては、私は今現在、具体的な対案を持っていないので、現時点で最良の案であると思います。

ここで再度ゼロベースでもう一度復興省と協議をし直して、町において事業化ができなかった場合、この施設を待ち望む保護者の皆さん、子供たちに申しわけが立ちません。また、この議案が否決され、屋内外遊技場の設置を切望する町民の落胆ぶりはいかばかりでしょうか。そればかりではなく、子育て政策に希望が持てなくなった小さい子供を持つ世帯などのさらなる人口の流失が進むでしょう。駅近辺に今回の屋内外遊技場ができ、電車や車両で町外からの交流人口もふえるでしょう。商店街の活性化、ひいては矢吹町の全体的な復興に寄与するものと確信するものであります。

この事業が出てくる前に私たち議員がもっと準備をしていれば、ほかの案もあり得たかもしれません。最高の事業ではなかったとしたら、それは誰の責任でもなく、私たち議員の責任であると言えます。執行部からの案や議案が出てきてからまさに賛成か反対しかできないのは、いつの議案の審議でも同じですが、今回も痛感しました。では、どうすべきか。それはふだんからまちづくりを考え、具体的な案を持ち、それを執行部を初めとするたくさんの方たちに前もってお知らせをしておくことだと思います。そうすれば、今回のように国の事業が出てきても、その担当課長さんが、あ、この事業はあの議員さんの提案したものが該当するのではないかというふうなことで、最良の結果に近づくことはできるかもしれません。さらによりよい具体的な案があるなら、国や県に対し、こういう事業がないのか、なければつくってくれと、そういうアプローチを国・県にしていけるのではないのでしょうか。私は今回その作業を怠りました。もし、担当課で今回の事業は時間と資料が足りず、申請できませんでした、と言われてもしょうがない事業だったと思います。そこをご苦労され、やっと間に合わせていただいた担当課長以下職員の皆様に敬意を表し、よくぞ頑張って事業化してくれましたねと、感謝している町民もいます。きのうの、一昨日の新聞でも、福島県の子供たちの運動不足が報道されておりました。町民の要望や子育てに対する町執行部の強い思いを酌み取ることができました。その精神に敬意を表し、議場の議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第74号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

ここで追加議案等の提出がありましたので、議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時50分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時05分）

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） ただいまの出席議員数は16名であります。

本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） それでは、ご報告いたします。

会期中に町長から提出されました諮問3件及び議員から発議1件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて企画経営課長及び議会事務局長から、説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。

皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成23年4月から人権擁護委員に就任していただき、平成26年3月31日をもって任期が満了となります。矢吹町中町392番地、仲西英子氏を再度同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

仲西氏は、平成23年4月より現在まで1期3年間、人権擁護委員を務め、人権擁護活動の進展に尽力されており、豊富な識見と誠実な人柄から地域からの信望も厚く、今後も引き続き同委員として再任いたしたく、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成26年3月31日で任期満了となる人権擁護委員の後任者として、矢吹町本町44番地、浦井敏弘氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

浦井氏は、小学校・中学校のPTA活動や、地域での交通安全活動・防犯活動に積極的に参加され、PTA会長等の役職を務められるなど、豊富な識見と誠実な人柄から地域からの信望も厚く、推薦するにふさわしい方であり、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第3号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成26年3月31日で任期満了となる人権擁護委員の後任者として、矢吹町松倉691番地、岡崎英氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

岡崎氏は、永年農業を営み、地域の農業振興に貢献され、現在、矢吹町農業委員会委員を務められるなど、豊富な識見と誠実な人柄から地域からの信望も厚く、推薦するにふさわしい方ありますので、ここに提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

ここで同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時15分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時17分）

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより発議第10号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

事務局長に発議第10号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 発議第10号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題は、有効な対策が講じられないまま、新たな漏えい個所が確認されるなど、状況は悪化の一途をたどっており、もはや東京電力だけで対応できる問題ではない。

本県では、汚染水漏えいにより、アジアナ航空チャーター便の福島空港への運航が中止され、また、韓国政府が本県等の水産物を輸入禁止にするなど、県民生活や県内産業だけではなく、国際的にも大きな影響を及ぼしており、国は汚染水問題の解決に向けた具体的な見通しを示し、一刻も早く対応を実行する必要がある。

原子力発電所事故への対応は、世界が注視している中、国が威信をかけて取り組むべき問題であり、一地方の問題に矮小化されてはならない。国においては、I O C総会における「政府が責任を完全に果たす」という国際公約をしっかりと守るとともに、国家の非常事態であるとの認識の下、問題の解決に向け、総力を挙げ、スピード感を持って取り組まなければならない。

よって、汚染水問題については、国が新たな体制を構築し、財政措置を講じるなど前面に立ち、責任を持つ

て早急に万全な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日。

衆議院議長 伊吹文明殿。参議院議長 山崎正昭殿。内閣総理大臣 安倍晋三殿。経済産業大臣 茂木敏充殿。復興大臣 根本匠殿。

福島県矢吹町議会議長 栗崎千代松。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） これより、発議第10号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第10号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号は可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申し出2件のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの継続調査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き2時30分から議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第377回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 2時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年2月25日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 加藤 宏樹

署 名 議 員 薄葉 好弘